平成２６年３月７日（金）

（第１日目）

平成２６年第２５回苓北町議会定例会会議録（第１日目）

平成２６年第２５回苓北町議会定例会は、平成２６年３月７日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	野田　謙二	２番	浜口　雅英
３番	山本　政人	４番	大仁田藤男
５番	田嶋　豊昭	６番	野﨑　幸洋
８番	山下　時義	９番	松野　重幸
１０番	錦戸　久幸	１１番	神﨑　公顕（副議長）
１２番	倉田　　明（議長）		

３．不応招議員

７番　　錦戸　俊春

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長　山口仁人　　主幹　原田正子

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋章二	副町長	松野　茂
教育長	芦塚博昭	総務課長	田嶋健一
税務住民課長	荒木広之	企画政策課長	岡田晴喜
教育課長	山崎秀典	土木管理課長	益田大介
農林水産課長兼 農委事務局長	吉村文雄	商工観光課長	田尻幹雄
水道環境課長	大田勝彦	福祉保健課長	田尻伸治
健康増進室長	山崎敬一	会計管理者兼 会計課長	福田忠輝

８．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　一般質問

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（倉田　明君）　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方にお願いを申し上げます。携帯電話は、電源をお切りいただくか、音が出ない設定をお願いいたします。

本会議前に、全国町村議会議長会並びに熊本県町村議長会の方から、永年勤続表彰の伝達を行いたいと思います。錦戸久幸議員が全国議長会表彰を、又、松野重幸議員が県議長会表彰をそれぞれ受賞されております。

○事務局長（山口仁人君）　まず、全国議長会表彰から行います。錦戸久幸議員、前にお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　表彰状。熊本県苓北町、錦戸久幸殿。

あなたは、町村議会議員として、長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成２６年２月６日、全国町村議会議長会会長　蓬　清二。

おめでとうございます。代読です。

［拍手］

○事務局長（山口仁人君）　次に県議長会の表彰でございます。松野重幸議員、前にお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　表彰状。天草郡苓北町議会議員、松野重幸殿。

貴殿は、町村議会議員として、在職３０年以上の長きにわたり、地方自治の振興発展に寄与された功績はまことに大であります。よって、ここに特別表彰をいたします。

平成２６年２月１８日、熊本県町村議会議長会会長、松尾純久、代読。

おめでとうございます。

［拍手］

○事務局長（山口仁人君）　なお、倉田議長におかれましても、議員１５年以上ということで、全国議長会表彰並びに県議長会表彰を受賞されておりますので、ご紹介を申し上げます。

○議長（倉田　明君）　改めまして、おはようございます。

只今の出席議員は、１１名でございます。錦戸俊春議員から欠席届の提出があっております。インフルエンザのため３月１１日まで欠席の予定です。

定足数に達していますので、只今から平成２６年第２５回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（倉田　明君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、９番、山下時義君、１０番、錦戸久幸君を指名します。

大変失礼をいたしました。改めて、修正後のご指名を発表させていただきます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、９番、松野重幸君、１０番錦戸久幸君を改めて指名いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　会期決定の件

○議長（倉田　明君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月１８日までの１２日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から３月１８日までの１２日間に決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（倉田　明君）　日程第３、諸般の報告を行います。

それでは諸般の報告を私の方から申し上げます。

１２月１４日、天草市民センターで開催されました、島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想推進講演会に出席いたしました。

１２月２５日、県町村議会議長会第４回理事会が開催され、出席しました。全国町村議会議長会等の道州制導入に反対する取り組み等の説明がありました。

１月２８日及び１月３１日、天草広域連合議会に出席しました。平成２６年度予算案等が審議されました。

１月３０日、県町村議会議長会第５回理事会が開催され、出席しました。総会提案予定議案等の説明並びに県に対する各郡提出要望事項等について協議が行われました。

２月１５日に、本町坂瀬川グラウンドで開催されました。３県架橋建設促進少年サッカー大会の開会式に出席しました。

２月１８日、市町村自治会館で開催されました、県町村議会議長会総会に出席しました。会の冒頭に全国町村議長会表彰の伝達並びに県町村議長会表彰がありました。総会では、平成２６年度予算案、活動方針並びに事業計画等が提案なされ、可決承認されました。又、その後、同所で開催されました熊本県市町村総合事務組合議会に出席しました。

２月２０日、天草市天草町高浜で開催された天草陶石に関する研究講演会に出席しました。

２月２７日、天草広域連合で開催の天草ジオパーク構想推進協議会に出席しました。平成２５年度事業経過並びに平成２６年度の事業計画等についての説明がありました。

３月２日、熊本市で開催されました第８特科連隊創隊５８周年記念式に出席いたしました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　行政報告

○議長（倉田　明君）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があっております。町長。

○町長（田嶋章二君）　行政報告をさせていただきます。

１点目として、各小中学校の卒業式が開催されます。中学校は３月９日日曜日、苓北中学校が午前９時３０分から、坂瀬川中学校、都呂々中学校は午前１０時から開催されます。小学校が３月２０日木曜日、坂瀬川小学校、志岐小学校、富岡小学校、都呂々小学校とも、午前１０時から開催されます。

２点目といたしまして、各小中学校の入学式がございます。４月９日水曜日に、各小学校が午前１０時から、各中学校が午後２時から開催されます。

次に、苓北町戦没者追悼式が４月１７日木曜日、午前１０時から苓北町体育センターで開催されます。

又、恒例の天草西海岸陶器市が４月２７日から５月６日まで開催されます。今年は「春の窯元めぐり」のタイトルで、苓北町５窯元・天草町４窯元が参加して実施されます。

次に、第５回苓北町長杯サッカー大会についてのお知らせでございます。平成２６年５月３日から４日まで、土曜と日曜日でございますが、坂瀬川グラウンド・九電グラウンド・農村運動広場・苓北中グラウンドにおいて、九州の強豪チームを中心に約２０チームが参加して開催されます。

各行事につきましては、議員皆様方のご出席、応援のほどをよろしくお願い申し上げます。

最後に、ふるさと会の日程についてのお知らせでございます。長崎苓北会が４月１９日土曜日、関西ふるさと会が６月１５日日曜日に開催されます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（倉田　明君）　これで行政報告を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第５　一般質問

○議長（倉田　明君）　日程第５、一般質問を通告順に行います。通告１番、大仁田藤男君。

○４番（大仁田藤男君）　通告１番、４番議員、大仁田です。私はあらかじめ通告しておりました３点について質問いたします。

まず、１点目です。火薬庫跡地利用計画についてお尋ねします。

志岐城址下の志岐川沿い、通称橋口地区に、炭鉱全盛期時代に利用された火薬庫が長年放置され、近年はイノシシの隠れ家となり農作物被害の多発があり、地元の要望により町が買収し、現在整備工事中であります。進入路の拡幅と整地工事が行われており、今年度末の３月には工事完了と聞いておりますが、今後の利用計画についてお尋ねいたします。

２点目です。町指定の避難場所標柱の点検・整備をしたらどうか。

苓北町では、震災後、住民の要望により一時避難所の建設など、他町に先駆けて防災対策を実施してきました。又、先輩達の先見の明で震災以前より、町独自で有事の際の避難場所を指定し、「避難場所　ここは海抜○○ｍ」と書いた標柱を設置し、誰もがわかるようにしてありますが、経年劣化が進み、文字がかすれたり、柱の基礎部分が腐敗し、ぐらついています。そこで、避難所標柱を総点検し、新たに指定した避難所を含めた整備が必要と思いますが、どうお考えですか。

３点目です。観光客誘致対策についてお尋ねします。

韓国人に人気が高いトレッキングオルレがこれからの観光客誘致の目玉になろうとしております。九州オルレが始まった平成２４年３月以降、上天草市の２コースを含む８コースを、約２万５，０００人が訪問、昨年１２月には、新たに４コースが認定されたとの新聞報道がありますが、交流人口増加対策の一環として、苓北町でもコース認定に取り組んだらどうか、お尋ねいたします。

以上、質問いたします。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の大仁田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第１番目の火薬庫跡地についてでございます。

昨年度から、町は歴史町づくり事業の一環として、都市再生整備計画事業の採択を受け、トルレス神父記念広場整備事業として取り組んでいるところでございます。ご指摘のとおり、今年度末までには完了する予定でございます。

今回の整備では、張り芝とソテツの植栽、ベンチ・説明板・防護柵の設置と駐車場、進入路の整備を行っているところでございます。

ご承知のとおり、トルレス神父は、１５４９年、フランシスコザビエル、トルレス、フェルナンデスと、３名の方々が鹿児島に上陸をして、我が国に初めてキリスト教を伝え広められた人物のお一人でございます。ザビエル神父が日本を離れられた後、その後の日本布教長となられました。永禄９年１５６６年には、志岐麟泉公の要請を受け、アルメイダ修道士を志岐に派遣し、この志岐の地から天草全土へキリスト教を伝えた立役者でもございます。その後、この志岐の地で過ごされ、志岐で２度の宗教会議、つまり日本に来られておられた南蛮人宣教師全員を招集なさいまして開催されるなど、日本において２０年近くの長きにわたり布教活動を続けられ、当時は志岐が日本布教の中心地でもあったわけでございます。トルレス神父の大きな存在があり、そしてその献身的な布教活動があったればこそ、このように日本にキリスト教が広まっていったということでございます。

そして最後は、ここ志岐の地で７３歳の生涯を終えられました。

今後は、この記念広場を地域の方々の憩いの広場として、又、苓北町を訪れられる観光客の皆様方への情報発信も行いながら、周知を行い、利活用を進めてまいります。

又、将来的には、有志の方々の寄付等の目途がつきましたならば、麟泉公とトルレス神父の銅像や、この志岐の地を踏まれた南蛮人宣教師の方々全員の群像等を設置することができればと考えているところでございます。

今回の整備を機に、歴史的偉人であるトルレス神父の顕彰を図るとともに、苓北町の歴史町づくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、是非、地元の皆様方の積極的なご利用をよろしくお願いをいたしたいと考えているところでございます。

次に、避難場所の点検・整備についてのご質問、ご指摘がございました。

まず町内には、一次避難所・二次避難所、合わせて３５ヶ所の避難所がございます。大仁田議員ご指摘のとおり、木製の標柱の中には、経年劣化で腐食等が進んでいるものもあるようでございます。又、新しく明神山・紺屋町・富岡地区に整備いたしました避難所につきましては、広報等では何回も標高１２ｍとお知らせした関係で表示はしておりませんでしたが、只今、適切なご指摘がございましたので、各避難所の再点検を行い、更新が必要な箇所につきましては、整備をしたいと考えておりますし、新しい避難所３ヶ所についても、標高を改めて入れていきたいと考えております。

次に、観光客誘致対策についてのご質問がございました。

観光客誘致対策といたしましては、韓国で人気が高いオルレのコース認定に取り組んだらどうかというご提案でございます。オルレとは議員ご指摘のとおり、韓国済州島が発祥地で、済州島の方言で「通りから家に通じる狭い路地」という意味だそうでございます。自然を感じながら、自分のペースでゆっくり楽しむことで最近人気になっております。

九州観光推進機構が九州オルレの取り組みを始めておりますが、コースはアスファルト舗装がなくて、なるべく自然の道を使うことになっております。里道や畦道等が好まれております。平成２５年度までに１２コースが認定を受けられておられます。

天草では、上天草市の維和島コース、松島コースが認定されており、姉妹都市である唐津市も本年度、コース認定がなされております。

苓北町でも、富岡半島内のコースで本年度コース認定の申請をいたしました。最終選考まで残りましたが、残念ながら本年度の認定は見送られました。天草地域振興局からは、富岡のコースは魅力があるので認定に向けての支援もあっております。本年度の認定はできませんでしたが、来年度認定に向けて、観光協会、ボランティアガイド協会と協力をし合いながら、コースの見直し等を行っているところでございます。議員ご提案のとおり、今後も取り組みを進めたいと考えておりますので、ご支援のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上で、大仁田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田　明君）　大仁田君。

○４番（大仁田藤男君）　一答一問形式ということで、再質問させていただきます。

トルレス神父の記念公園事業については、平成２４年の６月議会でですね、一度取り上げまして、一般質問しております。

そのときの町長の答弁としましては、「志岐城址跡の城郭調査を実施しており、今後実施予定の周辺歴史遺構調査の状況を踏まえた上で、より具体的な計画を練るよう検討している。現時点での整備計画は、広場駐車場と進入路の整備を予定している」という答弁をいただいております。その当時の計画どおりですね、現在、広場と駐車場と進入路の整備がなされております。地元民として、非常に整備されることについてはお礼を申し上げたいと思います。

そこで１つですが、その後ですね、調査結果を踏まえた具体的な計画を練り直すということでございましたが、どういった検討をされたのか、それが１点ですね。

それとあと、子どもの遊具やトイレ等の設置は検討されなかったのか。

それと、もう１つですが、私の家の真ん前でございますので、毎日工事現場を見させていただいております。広場とですね、駐車場を見てみますと、駐車場の方がちょっと広い面積を取ってあるようでございますが、この使い道ですね。通常、自動車何台か、自家用車が停まれば、広場がメインになるんじゃないかと思うのですが、広場よりも駐車場が広いような、ちょっと感覚を受けております。その理由といいますかね、駐車場を広く取られた意味というのを、どういうことなのか。

それと、遊具とかトイレの設置の計画はないのか、まずそれをお尋ねしたいと思います。

○議長（倉田　明君）　教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　まず、駐車場のスペースにつきましては、５台分を確保するように計画をしております。残りの部分につきましては、アスファルト舗装というようなことでいたしまして、下の部分でございますけども、多目的に利用できるようにしております。上段の部分に芝を張りまして、その中にベンチ、案内板等を設置するように現在のところ計画をしているところでございます。

なお、遊具、トイレの設置につきましては、現在のところ計画はございません。

なお、志岐城跡の城郭の調査を現在実施中でございます。そこの調査が終わりましたならば、その志岐城跡との関連性も含めた中で一体的な公園整備ができればいいのではないかということで考えておりまして、その後、そういった今回のトルレス神父の公園も含めたところで、志岐城跡一帯を含めた中での公園整備をどうするかということを検討していきたいということで考えているところでございます。

○議長（倉田　明君）　大仁田君。

○４番（大仁田藤男君）　先程、町長のお話にもありましたが、サッカーとか何かのイベントをされるコミセンの広場ですね、そういうところで車が相当来ます。そういった、ちょっと遠いですが、歩けば２、３分、４、５分ですかね、というところなので、そういった使い道も考えておられるのかなというふうにちょっと私考えたものですから。それにしてはちょっと入り口がちょっと狭いんで、乗用車は入りますけど、縁石をちょっとカットした方がいいんじゃないかなというふうに考えております。

又、私が遊具等の質問をいたしましたのは、今度コミセンの上に工事を始めます。その運動広場、子どもの広場に遊具があります。その中でですね、すべり台とかブランコ・ロープウェイ、そういったものを撤去することになるかと思いますが、そういうのを移設できないかということで、一応ご提案しておきたいと思います。

それから、６月のこの議会の一般質問と一緒にですね、取得予定隣地の志岐川護岸の早期整備をということで要望をしております。この件については、この公園が今、できております場所から桝の水団地まで約１５０ｍぐらいの距離がですね、まだ未整備地区です。先程も申し上げましたが、イノシシが川を渡って来るということで、今回公園化されたことで一時隠れていた部分がなくなったんで、被害が少なくなると思いますけど、基本的にはまだそういったことがあるんじゃないかと思いますので、引き続きですね、県の方に整備のお願いをしていただきいただきたいと思います。これは一応要望しておきます。この利用計画については、以上で質問を終わります。

次が、指定の避難場所の標柱の点検ですね。整備、これについてはですね、皆さん認識されているか、見られているかどうかわかりませんが、今、役場の庁舎前にも１つ立っております。海抜１２ｍということですね。私がちょっと質問するについてあっちこ

っち調べて回ったんですが、見ただけでですね、申し上げますと、富岡小学校が７ｍですね。志岐小学校は９ｍ、それから役場が１２ｍ、苓洋高校が１３ｍですね。コミセンが１４ｍ。コミセンの周りがいっぱい立っておりまして、武道館が２６ｍ、麟泉の湯３９ｍ、プールが３８ｍ、それから麟泉神社が８２ｍという表示がしてあります。これがそれぞれそこに行くとですね、標高差がわかるわけですね。だから「あ、ここはこれくらいか」というのがわかります。有事の際はこれを見ることによってですね、どこまで逃げれば良いかということがわかりますので、そういった意味で新しくできた避難場所も含めてですね、見直しをして整備されたらどうかなということ。

又、町民が集まる学校、地区の公民館などですね。できればそういう所にも、皆さんが集まる所に「ここは海抜何ｍですよ」というような表示があれば、日頃から皆さんの防災意識が高まるんじゃないかと思いますので、それも検討していただきたいと思います。

この件についても、町長に１回質問しましたがそのときはですね、答弁ではですね、「苓北町内の見直し避難箇所とその対策は」ということで、これは平成２３年６月に一般質問しておりますけど、苓北町の避難所で海岸から１㎞以内、標高１０ｍ以下は１０ヶ所です」と。又、その対策は「標高１２ｍから１３ｍ以上の避難所を再設定しました」という答弁をいただいておりますが、現在ですね、先程言いました富岡小学校は７ｍ、志岐小学校は９ｍということで、避難所という指定がまだ残っております。こういったことも併せてですね、避難所の今の指定が海抜何ｍになっておるのかですね。避難所の基準といいますか、１２ｍ以上というふうに認識しておりますけれども、そうすると富岡小と志岐小は避難所じゃないわけですね。そういったところも含めて整備していただきたいと思います。

実際問題としては、ニュース等で報道がありましたが、有事の際、津波は４ｍというようなことで、十分対応できるんじゃないかと思いますけど、一応基準で決めた避難場所の高さというのがありますので、避難場所にしてあれば、指定してあればそのままでいいかと思いますけど、もしなければですね、避難場所という表示は外した方が適切ではないかと思いますので、併せて提案しておきます。２点目は以上です。

それから３点目。観光客誘致対策についてですね、このオルレのことについては、私もあまりよく知らなかったわけですが、こないだ福岡に行った折にですね、福岡駅で、宗像大島の写真がいっぱい飾ってあるんですよ。何だろうかなと思って、たまたまうちの息子が宗像におりますんで、ちょっと興味があったんで見たのですが、今、思うとですね、オルレの紹介をしているんですね。こういった認定をされますと、そういったＰＲというのがですね、皆さんが見れるような場所でしていただける効果があるんじゃないかなと思います。

それから、苓北町には先程町長も言われましたが、認定されなかったようで残念ですけど、富岡半島コースですね、さっき言われた場所や都呂々の天竺登山。あるいは富岡城と志岐城とを結ぶですね、キリスト教関係の遺産ですね、こういったものを結び付けたコースなど、いろいろ考えられるんじゃないかなと思います。又、苓北には頼山陽や林芙美子など、昔から文人名士が茂木を経由してですね、沢山見えております。そういったことも含めた流入人口観光客誘致ですね、のイベントも考えられたらどうかなと。今後、４月１日から新しい高速船の会社も町内に設立されますので、そういったことも踏まえて、オルレの認定もその一環としてですね、やっていただき、その他にも観光客誘致のいろんなメニューというんですか、そういうのを考えていただければいいんじゃないかなと思います。

以上、３点目の観光客誘致対策について、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　さっきの避難所の標準についてお答えをちょっとしておきたいのですが。津波の災害避難所と地震の災害の避難所とありまして、富岡小学校は、津波災害の方の避難所じゃなくてですね、地震災害の方の避難所の方の場所の指定をしてあります。それから標高関係はですね、平成２４年に各区の方から要望された「ここは何ｍですよ」という標高は、町内でも７０ヶ所ですね、各区の方から要望上がった分、見かけられた方もあると思うんですけども、電柱にですね、巻き付けたような状況で整備をしている状況でございます。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　それは現状であって、今、私が質問に答えましたので、もうちょっと町民の方にわかり易い表示の仕方に改めたいと思います。

○議長（倉田　明君）　商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　オルレの方のコースを取り組んだらということでしたので、来年度もですね、今、観光協会やさっきも出ましたけれどもボランティア協会と一緒に史跡等のコースを考えながらですね、富岡半島全体について又、コースを考えておるところです。来年度申請に向けて又、整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、その辺ご支援のほど、よろしくお願いします。

○議長（倉田　明君）　大仁田君。

○４番（大仁田藤男君）　各誘致対策については、よろしくお願いします。

先程避難場所の件で、津波と地震を区別して言われましたが、これはちょっとおかしいんじゃないんですかね。避難場所、ここは津波ですよ、ここは地震ですよって、一般の人はそういうあれはわからないと思うんですよね。だから、最低大丈夫だっていう避

難所を指定してあると思いますので、新しい基準にのった避難所は全て避難所と。町指定のここは避難場所ですよということですね。

それと、電柱に７０ヶ所してあるということですが、私もちょっとそこら辺の認識がなくて、認識がないのか目立たないのかその辺はわかりませんが、できれば人の集まる場所が基準になると思います。勿論してあるのはそれで結構だと思うんですが、効果のあるようなやり方でですね、していただければ。例えば、公民館が各地区にありますけど、志岐山とか中尾の公民館は勿論要りませんよね。そういうことじゃなくて、例えば城下の公民館、コミセンが１４ｍですかね、１４ｍだからそのくらいやろうと思いますけど、実際集まって来る人が目に付く場所にそういった標柱っていいますか、海抜何ｍというようなことがあれば、常々それを目にしていれば、「あ、ここの場所は何ｍだ」というのがわかりますので、避難場所に指定していなくてもそういった人の集まる所、シビルミニマムといいますか、最小限必要なところにもしていただきたいと思います。一応要望して。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　地震が起きてグラッときたらすぐ逃げろですから、今、ご指摘のとおりでございますので、先程も申し上げましたように、町民の方が頭がこんがらがらないように、グラッときたらすぐ逃げる、その場所をしっかり周知できるようにいたしたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　大仁田君。

○４番（大仁田藤男君）　以上で、質問終わります。

○議長（倉田　明君）　これで、大仁田藤男君の一般質問を終わります。

通告２番、浜口雅英君。

○２番（浜口雅英君）　通告２番、２番議員、浜口雅英。

質問事項。安心して住める苓北、いきいきと暮らせる苓北の町づくり、平成２１年３月、「ふるさと苓北未来プラン、安心していきいきと暮らせる私のふるさと・苓北町」として、第６次基本構想第１１期基本計画が策定されています。この中で、基本計画に第１章、安心して住める苓北、１、安心できる健康・福祉の町づくり、主要施策として、高齢者福祉の充実。第２章、いきいきと暮らせる苓北。１、豊かな活力に満ちた産業づくり。農業の振興、林業の振興、水産業の振興、雇用対策の充実、定住と交流を生み出す生活基盤づくり、道路交通網の充実が謳われています。

今回、町づくりのための高齢者などの交通の便の確保、水産業の振興、雇用対策の充実について、町長の見解をお尋ねします。

まず１番、高齢者などの交通の便の確保。高齢化社会における交通の確保として、第２０回定例会で取り組みの状況をお尋ねいたしました。

これに対し、地域公共交通の見直し計画については、平成２５年から始めている。平成２６年度は、中学校の統合に伴う新たなスクールバス導入により、坂瀬川、都呂々地区の一般客との混乗計画を作成し、平成２７年４月１日から利用を開始するという考え方を示されました。

又、乗降場所は、温泉センターだけでなく、役場や商業施設を巡回するバスの機能を持たせる路線計画を作り、交通の確保に努めるという考えも示されました。

このことは、生徒の通学用スクールバスを登下校外に多様に活用する一石二鳥の取り組みであり、大いに歓迎するものであります。しかし、これの乗降場所については、温泉センター、役場、商業施設とし、目的地のみを示されました。

町の基本計画では道路交通網の充実として、これの主要施策の中でバス交通の充実を謳われ、町民生活に欠かせない交通手段として関係機関や民間バス事業者との連携のもと、運行路線や運行ダイヤの充実を進め、バス交通の充実を図るとされております。

平成２５年１２月末の６５歳以上の高齢化率は２，７５６人、３４．６％です。今後、更に６５歳以上の高齢者の数は増加することが予測されます。

このような中で、高齢者等の交通の便の確保のため、路線計画の策定に当たっては、各行政区における高齢者の現状と中山間地域の実情を一番よく把握されている各行政区の区長さんや、老人会長さん、民生委員さんなどの意見を十二分に尊重し、手厚い予算の配分を考慮され、町内の隅々までくまなく巡回する運行ダイヤを検討し、これを実行すべきと考えますが、いかがでしょうか。

２番。水産業の振興。平成２５年１０月２６日、天皇皇后両陛下をお迎えして、「全国豊かな海づくり大会」が熊本県内で行われ、私も議員の１人として牛深海上でのタイ、ヒラメの稚魚の放流行事に参加させていただきました。このように国・県を挙げて豊かな海づくりの国策が進められております。

周囲を海に囲まれている天草の漁業振興のためにも、漁業に従事しておられる皆さんだけでなく、住民が一体となって海岸環境を守り、海岸漂着物のないきれいな豊かな海づくりに努めていかなければならないと思います。

このような中で、水産業の振興について基本計画の中では現状と課題として、漁業資源の減少や魚価の低迷、従事者の減少と高齢化等に伴い厳しさを増している。天草灘、千々石灘の資源豊かな漁場に恵まれ、一本釣りや磯たて網、潜水、小型底引き網、採藻などが営まれている。

本町では、これまで漁港の整備をはじめとする漁業生産基盤の充実、担い手の育成、資源の維持・拡大に向けた種苗放流など、水産業の振興に向けた各種施策を推進してきたが、水産業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、従事者の減少や高齢化、後継者不足が進み、生産量・生産額ともに減少傾向にある。このため、今後は漁港の整備等を

進めながら、担い手の育成、確保による経営体制の強化、資源管理型漁業の展開などを一体的に推進していく必要があるとされております。

私は平成２６年１月２７日、議員の要望・質問書により、水産業の振興、漁区の有効活用のためとして町内の漁区の種類と利活用の現状はどのようになっているのか。（１）苓北町管内に設置されている漁区の種類とその数、その位置はどのようになっているのか。（２）これらの漁区の活用、利用状況はどのようになっているのか。（３）未利用の漁区はあるのか。（４）未利用の漁区があれば活用すべきと考えるが、これの利用条件はどのような内容か、という質問をしました。

この中で、雑魚ます網については、経営体数６という回答でした。そして別紙管内図に示された位置は、坂瀬川から富岡にかけた東海岸だけでした。

しかし以前、都呂々沖の西海岸にも設置されていたと思います。どのような理由で中止になっているのか承知しませんが、これらの漁区は利活用できないのかお尋ねします。

又、天協第７号、共同漁業権の範囲内であれば、西海岸を問わず、東海岸等の町内全域の中で漁区の設定と利用は可能なのか、併せてお尋ねします。

質問３、雇用対策の充実。雇用の拡大に企業の誘致は欠かせないことであり、非常に有効な手段と考えます。町の取り組みは、予算を見る限りでは、人件費のみの計上です。コンサル会社等へ近年のアベノミクスを反映しつつある経済動向と各企業の対応など、現状調査を委託され、具体的な企業誘致策を計画実行されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

外部からの企業を誘致するに当たり、根本的には現状の交通インフラが大きなネックになっていることは、万人が認めざるを得ません。今後、企業誘致、地場産業振興を推進していく中で、熊本天草高規格道路の早期完成が最重要な課題です。

平成２５年６月２３日、第２天草瀬戸大橋の測量基準点埋標式が天草市で行われました。しかし、今回の着手は、上島志柿町から下島港町までの架橋を中心とした約１．３㎞で、概算事業１２３億円、完成予定は１０年後とのことでした。

私たち天草、特に下島の住民は、この高規格道路の完成により企業の誘致と雇用の拡大、更には一次産業の物流の安定化が図られ、産業の振興、観光の振興につながります。又、福祉、教育の充実等も期待でき、そして災害対策の生命線として機能すると思われます。更に、大きな懸案事項である人口減少の歯止めとしても期待できます。

天草３自治体の首長は、政治的、政策的に連絡を密にされ、関係機関、関係代議士等に強く働きかけをされ、又、加えて、例えば、国・県に対し、集団交渉や地元決起集会などの多様な方法、手段など地域住民の力も巻き込んだ地元の期待と熱意を伝え、これの早期全線完成を求めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問事項２、東日本大震災のその後。質問要旨１、東日本大震災の復興支援。

平成２３年３月１１日、１４時４６分頃発生した東日本大震災に対して、町は義援金・救援物資を送った経緯があります。震災から丸３年を経過し、最近の現状について、私達には新聞・テレビの情報も断片的にしか報道されず、詳しい情報はつかめていませんが、町のほうでは何かつかんでおられませんか、お尋ねいたします。

もし、人力によるボランティア等の軽作業の必要性があるという情報があれば、町が主体となって町民の希望者を募り、復興のお手伝いをするなど、これへの取り組みを検討されてはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の浜口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、高齢社会の中での交通の確保のご質問がございました。

地域公共交通の見直し計画については、只今、質問の中でご指摘がありましたように、これは民間のバス等との調整が非常に難しい状況でございます。ご承知だと思いますが、その民間バスが走っている所はなかなか走れない。そして料金を取る場合には路線が重なってはいけないと、なかなか難しい状況もございます。

そういった中で、中学の統合問題等が起こりまして、スクールバスを購入する状況になってきておりますし、平成２６年度予算にそのご審議をお願いしたく、提案をしているところでもございます。特にそのスクールバスと今まで使っておりましたスクールバスを活用しながら、一般住民と学生の方々との混乗を計画しているところでございますし、只今、質問の中でご指摘がありましたように、各区の区長さんや民生委員の方々のご意見を十分に承りながら、この計画を作っていきたいと考えております。

但し、町内全域というのはなかなか難しい状況があると思いますので、従来あったバス路線を補う、あるいはもう少し進んだ中で区長さん、民生委員の方々のご意見も承りながら計画を立ててまいりたいと。まさに今、ご質問の中でそうして欲しいとおっしゃったこと、これは町が計画していることでございます。とにかく買い物難民やら、そして高齢者の方々が外を見たいというときに、まだまだ足が萎えないような形で、逆に外によく出ることによって健康度を保っていただける、そういうこともあるようでございますので、しっかりした計画を立てて参りたいと考えているところでございます。

次に、水産業の振興について諸々ご指摘がありました。それはそのとおりでございます。但し、漁業権のことにつきましては、これは我々町の権限とは外れます。漁業権のことについては漁業者に聞けと、昔から言われておりますので、この件については、私からの答弁を控えさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、雇用対策ですが、雇用対策については全くご指摘のとおりで、今後ですね、企

業誘致についてしっかりと考えていかなければならないということでございます。

まずは苓北町の地域特性を生かしました産業企業をターゲットとしております。１つには、水産業が非常に今、厳しい状況にございます。そういった中で、苓北町の特性を生かしてマグロの養殖事業者に今、交渉をしているところでございます。そのために志岐の漁港もなるだけ早く整備をしながら、その誘致条件を満たすということを含めて、大手の業者も含めながら今、交渉を進めているところでございます。

又、苓北町の特性と申しますと、やはり苓北町の町役場から慈恵病院辺りにかけての介護施設、医療施設、福祉施設の集積度合は、言う人が言えば日本一だそうでございます。福祉介護施設の整備については、日本が世界一でございますので、いわば世界一の地域と言っても過言ではない。そういった今、日本全体が人口減少社会でございます。人口減少社会ではありますが、今度は６５歳以上の人口はですね、あと２０年は増え続けるそうでございまして、言ってみれば健康でそういう施設が必要でない方が１人でも多くなられれば一番いいわけでございますが、そういうわけにもいかないと思います。今後ともですね、介護施設、福祉施設については必要性が高まってくると考えております。

今まで頑張ってこられた方が、この地域でしっかりした介護を受けられるというような状況を是非、つくりながらそこを支える方たちが、若い方たちがそこで働いていただける、これも立派な企業誘致であると考えておりますので、社会のニーズと併せまして苓北町の特性を生かした地域を含めて、そういった今後の高齢社会に備えていきながら雇用の増加を図って参りたいと思っているところでございます。

又、企業誘致等につきましては、交通網の整備が大事であるということでございました。この件につきましては、天草幹線道路の期成会をつくっているところでございます。熊本市をはじめ、関係６市町で熊本天草幹線道路整備促進期成会を結成いたしまして、熊本県と歩調を合わせて、共に早期完成に向けて、国土交通省をはじめ、関係機関、県関係国会議員、あるいは関係国会議員等への要望活動を強く続けているところでございます。今後は、早期完成に向けて尚一層の取り組みを続けて参りたいと考えているところでございます。そのためにはご指摘がありましたように、やはり島民のニーズ、そのニーズの盛り上がりがやはり予算獲得に大きく繋がってくると思いますので、そのことについてもこの期成会のメンバーともしっかり打ち合わせをしながら、必要なときにはそういった活動もですね、島民全体に呼び掛けられるようなことをしていきたいと考えているところでございます。

次に、東日本大震災の復興支援についてのご質問でございます。

まずは大体のことは毎日報道で行われておりますので、ご承知だと思います。思いますが、折角のご質問でございますので、現在は支援物資についてはもう十分足りている

というようなことをお伺いしております。復興の進展に伴い、人材不足が依然と厳しい状況にあるようでございます。被災３県及び市町村におかれましては、任期付き職員の募集を行っておられます。復興庁におかれましても、東日本大震災における被災市町村に駐在し、市町村の復興業務を直接支援する業務、対応市町村応援職員の募集を行っておられますが、特に被災３県は行政職の専門や土木職、電気機械職、建築職、水産職、農業土木職、保健師等の技術系職員を中心に専門職が不足しているということで要望をしておられるようでございます。しかし、これは全国的に行政改革をどんどん、どんどん進めた結果ですね、もう必要な職員については最小限にとどめているというのが現状でございまして、応援にまで長期間派遣するという余裕がないというのが現状でございます。

そういった中で、平成２４年度は８３７人、平成２５年度は８５７人の職員の方々が、全国から被災３県へ派遣されているということでございます。現状、我々もお伺いしていることというのは議員の方々も被災から暫く経って、視察、そしてボランティア活動もしていただいたようでございます。私も最近、宮城県、そして福島県の一部を視察いたしました。もう、瓦礫とかいろんなのは片付いております。しかし、海側の農用地等々はですね、全く利用されていない、非常に寂しい状況であります。そして又、状況を聞きますと、復興にもですね、人手とそして又、建設業の方々の参加がなかなか少ないと。参加が少ないというよりも、仕事が多すぎてなかなか手が回らないというのが現状のようでございます。そういうことを見ながら、帰って来たわけでございまして、早く復興してほしい。もうあと何日かで３年間経つわけでございます。今日の新聞にも、もう今度は仮設住宅の退去が迫られているというような報道もありました。早く元の状況に返っていただいて、ご自分のお宅が建てられるか、あるいは今度は永久的に入れるような復興住宅が早くできればうれしいなと、有難いなと考えているところでございます。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田　明君）　只今、浜口議員の質問に対する答弁がございました。

その中で、漁区の設定及び許可につきましては、漁協が独自に判断される事項であり、漁業権に関する事項は地方公共団体の事務案でないということで、この件につきましては、町はお答えできませんとの今の答弁でございました。苓北町議会会議規則等の一般質問に関する条項第６１条に、ご承知のとおり、議員は町の一般事務について議長の許可を得て質疑ができる、とこのようになっております。したがいまして、漁業権の許可等に関する事項は、地方公共団体の事務ではないということでございますので、ご理解をいただき、漁業権に関する質問は一般質問の内容としては好ましくないということで議長も判断したところでございます。よって、この件に関連する再質問の許可はい

たしませんので、ひとつご理解のほどを次の質問事項の方に移らさせていただきます。

浜口君。

○２番（浜口雅英君）　まず、東日本大震災の件ですが、今、町長のお話をお伺いすれば、専門的な技術を有する、必要とするということで、私は、町民の皆さんの中で有志、そういう志がある方を募って、何かお手伝いできんかなという気持ちがしておりました。しかし、復興に一所懸命になっておられる現地では、それなりの活動をされており、専門の者を必要とするということであればやむを得ないというふうに思いますが、町長の発言にもありましたように、１日も早い復興をお祈りしたいと思います。

それから、次の雇用対策についてですが、これは町内の１つの例として、町内にはお年寄りのひとり住まい、あるいはご夫婦で生活しておられる所帯が幾つもあるわけです。その所帯のおじいさん、おばあさんといいますか、お父さん、お母さんの話を聞きますと、東京や大阪に出て仕事をしている子どもさんからですね、「父ちゃん、母ちゃん体調はどがんな」という連絡が入ってくるということです。更にずっと話を聞いておりますと、田舎に帰ってきて一緒に暮らしたいと、そして一緒に面倒をみたいと、同居して面倒をみたいというお考えもお持ちのようでございますが、地元には働き口がないので、帰って来てということにはなかなかならないということもあります。

今のはほんの一例だというふうに思いますけれども、このような事例があるということは既にご存知というように思いますけども、ご承知おきいただきたいと思います。

それから、雇用対策に伴う高規格道路の早期完成についてですが、大げさな表現になりますが、熊本県下の中で、なぜ天草の、特に下島の住民だけが県の９０分構想の施策が反映されないのか。県民として一様な行政サービスを受ける権利があるにも関わらず、陸の孤島と化しております。このような中で、県が、蒲島知事が国に先行して、第二瀬戸橋へ着手されたということは、天草地域、特に下島が県政の行政執行上、余りにも時間を要するという実態の中で、業務の効率化を図る。いわゆる熊本県下９０分構想の具体化という観点から取り組まれたのではないかと推測します。

又、さきの原発事故以来、国のエネルギー政策上、既存の化石燃料を必要とする発電所の立地地域であるということも関係しているはずです。県内の需用電力の約７５％を供給することができる九州電力の苓北火力発電所、これの重要性を改めて認識されたのではないかとも推測します。

このような国・県の動きに併せて、今、この高規格道路建設事業を一気に短縮し、早期に完成させるという地元の、先程町長の発言にもありましたように、地元の熱意が求められているというふうに思います。そのため、具体的になりますが、天草下島の高規格道路の終着点である天草市本渡、あるいは火力発電所が立地する苓北町で、当初の質問でもお尋ねしましたように、住民決起集会などを実施されてはいかがでしょうか。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　今のところ、そういう考えは持っておりませんが、この後の国・県の動きを見ながらですね、そういうこともしなければならない状況が出てくるのではないかと。というのは、天草に入ってからの施工責任は県なんです。県が今まで「金がない、金がない」と言ってやってこなかったのが、大分遅れた理由でございます。

蒲島知事も、あの方は、新幹線のときには「１００年に一度の県全体がビッグビジネスチャンス」なんてことをおっしゃいましたが、一番近い最寄りの駅に我々は２時間半飛ばし続けて、休まないで行っても２時間半もかかるわけでございまして、全く事実認識をなさっておられない方だなと批判をしてまいりました。調査費ぐらいでごまかしてはだめだと。今、賛同は私もしていいと思うんですけども、たった調査費は２，０００万ほどの調査費ですから、熊本県にしては大したことない。むしろ基本的な工事をどう進めていくかというのを本格的に取り組んでほしいと。私も昨日も熊本で会議がありました。２時半からの会議、中に３０分の休憩まで取ったんで、非常にこの人たちはやっぱり熊本会場から３０分以内で行ける人たちばかりなもんですから、ゆたっとしてるなと。５時近くに終われば６時には帰られるもんと、まあ、そんな感覚ですね。私は３時間近くかかりますので、「３０分の間をどうにか終わったらすぐ会議をできんか」と、「今後考えてくれ」ということを申し上げて帰ってきたところでありました。そういう私自身も、私が会議で１時間のために１日丸々ここにいないわけですから、本当に非常に残念な状況でございます。これは町民の方、島民の方も考え方は同じだと思いますので、今のご質問を大事にしながら頑張って参りたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　私、町会議員をさせていただいてから、いろんな団体から勉強会のご案内があります。先日は、旧自民党の参議院議員をしておられた方が理事長をしておられる勉強会に参加させていただきました。それは１０時からでしたが、そのときに最初、自己紹介いただいたのが、「大変遠い天草から、苓北からお出でいただきました」ということでですね、何か別の国から来たような感じで、同じ地方行政を担っておられる各熊本県下の議員さん達にもそういう案内をしていただき、ちょっとむかついたのは、「あなた達も熊本県の政治を担っていたんじゃないんですか」と、そういう方が今更、それからですね、何十年も経っているにも関わらず、あの遠い所という話をされて、非常にまあ反論はできませんでしたけども、心の中では憤慨をしてきたということです。

それから冒頭の質問の中で、３首長に具体的な取り組みということで提起しましたが、３首長の中でも首長としての経験、それから国への太いパイプなどから先程言いま

した地元の熱意を伝えるイベント、行動については、苓北町長にリーダーシップをとっていただきたい。そして、県が国との交渉を、国交省あたりとの折衝をしていく、それを飛び越えて、是非、今の安倍政権のときに、全線早期完成の確約を取っていただきたいというふうに、そういう気持ちを持っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　先程も申し上げましたように、天草島内の道路は県が持ちます。県の財源も必要なんですね。だからこれは県と一緒にやらないと、なかなかうまく調和していかないというのが、まず第一。それとできうれば、やはり国会議員もですね、与党の方がいらっしゃると非常に助かるんです。そういった意味ではですね、我々もなるだけ与党の先生方に頑張っていただけるようにお願いをしていかなきゃいけない。今、選挙区にそういう方がいらっしゃらないのが残念なところでございます。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　水産業の振興についてですが、漁業権等具体的な話には触れるなということです。私も町づくりの基本構想、基本計画に基づいた質問をさせてもらっております。この中では水産業の振興のために漁業協同組合などとの連携という言葉が表記されております。私は町が策定されている基本計画を基に質問しておりまして、漁業協同組合の事務に口をはさむつもりは毛頭ありません。今日の質問の中にも、質問の経過としては、そういう状況があったということをお伝えしましたが、質問の中に、すぐ開きなさいとかそういうことは触れておりません。詳細、具体的なことは、漁協にという町の回答は、私の質問には答えていないというふうに思います。

基本計画では、水産業の振興の要は、繰り返しですが、漁協であるということが表記されております。そしてそれを支援していくのは行政の責務だというふうに思うわけですね。このためにも、基本計画の施策を確実に実行するには関係団体との協働。この協働という言葉も基本計画の中には数十箇所記載されていますが、お互いの理解が必要だというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　これはあくまでも、基盤整備やらそして放流事業やらのソフト事業等々は当然漁協の意向を汲みながら、漁協と相談しながらやっていくべき案件でございますので、そのとおりに力を合わせてですね、やっていくべきだし、そうやってきております。漁業権については、これは漁業者の特権でございますから、漁業者の中でしっかり考えていただかなきゃいけない問題。これを我々がとやかくどうのこうのということはできないということを申し上げたわけでございます。

○議長（倉田　明君）　只今の浜口議員、又は執行部の町長のほうから、いわゆる漁業権等についての質疑答弁があっておりますが、いわゆるこの種の問題というのは、ご承

知のとおり、断片的にといいましょうか、ここからこうと線引はできない部分もあります。浜口議員のいわゆる漁業振興に対する熱意はわかりますが、質疑の中で、ます網漁業に対して、いわゆる漁区の設定と利用は可能なのかということなれば、いわゆる漁業権になるわけです、いわゆるその分野は。そういうことで、一応、地方公共団体、いわゆる町の一般事務権限に値しないということでありまして、この件は漁業権に属するものであるということで判断しましたので、今後、この件についての発言を制止いたします。

質問があったらどうぞ。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　漁師さんの中にですね、「最近、魚はどがんですか、こん頃は捕るっですか」というお話をしますと、「最近、捕れない」という話をよく聞きます。至る所で聞きます。魚が捕れなくなった理由の中には、地球温暖化による海水温度の上昇ということもあるのかもしれませんが、漁師さんの話では沖合に大型ですか、中型ですか、の巻き網船が灯りをともす、火を焚く。「それが済んだその後はもう、ぱったり釣れんごてなってしまうとやっか」ということを話しておられますが、これについての規制といいますか、そういうことはできないんでしょうか。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　その件についてはですね、やっぱり、それぞれ漁業調整をしてもらわなければならないんですが、我々も何度も行きました、水産庁に。ところがなしのつぶてでございまして、これは非常にやっぱり、漁業権と漁業権の認識のない県との差が出ているのではないかなと思って残念ではございますが、今のところ、とにかくこれも違反はしてないんですね、先方さんも。上手にこんなことまでしてなくてもいいのにと思うようなことをやっておられるんで、そういうことの抗議には行かせていただきたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　基本計画の中に、恵まれた漁場を生かすということも謳われております。基本計画の策定の範囲の中で、漁業従事者、経営者の中に設備の投資、従事者の雇用など、その思いがあれば町は基本計画に基づいて積極的に支援をしていくべきであろうというふうに思います。町の基幹産業は一次産業であって、農業・林業・水産業がよく町の施策の中にも出てきます。商業・工業、そういった二次産業、三次産業も当然重要だというふうに思いますが、何といっても苓北町の基幹産業は農業であり、林業であり、水産業なんです。ですので、私も先程から議長から止められかかっておりますが。

○議長（倉田　明君）　止めております。

○２番（浜口雅英君）　私は、漁業権の中に口出しをするということじゃないわけです

ね。冒頭申し上げましたように、その町の基幹産業を充実させていく、そしてそのことによって苓北町の町づくりを充実させていく、良くしていく、町民の皆さんに豊かな生活をしていただこうということでの計画が策定されておりますので、私はそれに基づいての質問をずっとさせていただいておりましたけれども、やはりだめなんでしょうか。

○議長（倉田　明君）　再度、再度言いますが、振興策についてはいいわけで、何もかにも縛っているわけではありません。そういう意味でその点は理解していただきたいと思います。いわゆるこの本筋からみて、いわゆるます網設置、いわゆる利活用、位置、そういったところが柱になっているということで、そういう意味で地方公共団体の事務に属しないと、そういう意味で申し上げております。

したがいまして、その分野以外のものについては、漁業振興ということで質問、答弁されても結構ですが、その辺の微妙な部分は非常に先程も申しましたが線引きはできません。そこは浜口議員のいわゆるモラルの判断のもとで質疑等をいただければと、お願い、ご理解を申したところでございます。そういう趣旨で、今後一問一答でございますので、質疑は自由にしてかまいませんが、その辺をご理解の上、漁業関係についてはご質疑等を願いたいと思います。以上です。

○２番（浜口雅英君）　高齢者などの交通の便の確保ということで、お尋ねをしましたが、このスクールバスの多面的利用ということで、お年寄りが楽しみにしておられます敬老会への参加ですね。お年寄りの話の中では「行きたかったけども、どうしても交通の便が確保できなかった」と。いつもは隣の若い人が休みのときはその人達から「今度、ばあちゃんどっか行かんね」とか声を掛けてもらえると。しかし、たまたまそういう日程の調整がつかないときには欠席せざるを得ないというようなことでした。参加をしたいけども欠席せざるを得ないということですね。今回、もう平成２６年度に敬老会があるわけですが、それの活用は考えておられますか、お尋ねをします。

○議長（倉田　明君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君）　お答えをさせていただきます。

平成２６年度の敬老会のバスの運行につきましては、現状では平成２５年度の状況に準ずるということでございます。平成２７年度からスクールバスが導入ということでございますので、その辺でそういったものをうまく利用して活用しまして、送迎ができるような体制に持っていければというふうなところで、今、考えているところでございます。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　それから、町内の隅々までくまなく巡回する運行ダイヤと最初、問題提起をしました。けども、現実的にですね、ダイヤを組むとなれば、いろんな法的な規制もあるのかもしれませんが、現状から見ると、まず車の大きさがあろうかと

思います。スクールバスを回すとすればですね。車両の大きさによってＵターン箇所がない、あるいは道路の幅員が狭い。それともう１つはそういう運行ダイヤを作ることによって乗客がいないかもしれないところへ車を回すということも想定されるわけですね。非常に非効率的な運行になり、結果的に町の財政に無理を強いることになるというふうにも考えます。

ところで、町のホームページに高齢者等の生活支援事業の１つとして、在宅老人移送サービスという施策があります。この目的は公共交通機関や自家用車の利用ができない山間地に住む虚弱な高齢者に対して外出を支援すると、そしてタクシー利用への補助を実施するというものです。この在宅老人移送サービスという事業には、平成２５年度の決算書を見せてもらいましたが、見つけることができませんでしたけれども、平成２５年度は幾らぐらいの予算を費やしておられましたか、お尋ねします。

○議長（倉田　明君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君）　具体的な数字ははっきり覚えていませんが、恐らく３０万から４０万の間だったと思います。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　このサービスの目的はですね、先程触れましたように、公共交通機関や自家用車の利用ができない山間地に住む虚弱な高齢者に対してと規定されております。当初申し上げましたように高齢化が進んでおり、高齢者の方が運転されておる車をよく見かけます。これは言い方が悪いことになるかもしれませんが、一般論として、高齢者の運転は本人は自覚されておられなくても、体力的に操作、感覚などに厳しい状況が伺えますし、家族の方の心労もあります。高齢者の交通の便を確保するという位置付けで、この在宅老人移送サービスの補助規定、制限を見直す考えはございませんか。

○議長（倉田　明君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君）　先程、浜口議員が目的とかはおっしゃいましたので、省略させていただきますけれども、この公共交通巡回バスが回ることによりまして、現在、タクシー利用券を発行している方については見直しをしなければいけないというケースも出てくるんじゃないかというふうに思っています。そういう中で、平成２６年度にですね、検討委員会といいますか、開かれると思うんですけれども、私どももその会議に入らせていただきまして、制度の改善をすべく検討をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　制度の改善というのはもうちょっと規制が緩くなるということ、緩くなるといいますか、広くその事業に対応できるということになるのか、それと

もバスが通るから、その地域の方はその制度からは除外されますと、そういうことなんですか、どっちなんでしょうか。

○議長（倉田　明君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君）　その辺も含めてですね、検討委員会の中で総合的に判断していきたいということでございます。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　検討されるに当たってはですね、できるだけ多くの方がそのタクシー券ですか、補助事業につながるように配慮してもらいたい。どっちみち計画というのは、執行部の方から原案を出されるということになると思いますので、検討委員会の中でいろいろ変えるということはそうないと思います。やはり、検討委員会をまだしとらんけんわからんということではなくて、検討委員会にお諮りになる案を作るに当たっては、是非そういうことでですね、多くの高齢者の方が良かったという形にしてもらいたいと思います。

関連して言うわけではありませんが、平成２４年度の富岡茂木航路の利用者は平成２４年度実績で１万７，０００人でした。このことは高齢者の方は日常生活の足として、このサービス事業に恩恵を受けるといいますか、その事業を身に感じられるわけですので、私は富岡茂木航路等と以上に行政が日常生活の足を守るという立場の中で、行政が力を入れるべきというふうに考えます。

今後の町の人口構成を予測するとき、高齢者の交通の便を確保することは、安心して住める町づくりのために必ず対処しなければならないと考えますので、今後のスクールバスの活用、在宅老人移送のサービスの充実の他、同類の事業があれば併用して運用していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（倉田　明君）　これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで１１時１５分まで休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時１５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問、通告３番、錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　通告３番、１０番議員、錦戸久幸です。

町の政策が町民の皆様方にとって、後々大方の人が満足できるもの、又は評価できるものであるときは町長の行政手腕の賜物。反対にその政策が後々町民にとって不満であるときには、議決機関である私たち議会の責任と。このことは当然と言えば当然のこと

でございますが、常にこのことを念頭に置きながら今回の一般質問を進めたいと思いますので、時には厳しい言葉が出るかもわかりませんが、よろしくお願いいたします。

それでは一般質問に入ります。私は先に通告しておりました２つの質問事項について一般質問を行います。

まず最初に、人口減少が進む中、大型事業の連続で急激な財政悪化ということでお尋ねいたします。

一般会計分だけを見ますと、平成２４年度末借入累計額は６３億８４１万９，０００円でございましたが、平成２５年度末には７２億７，７０１万８，０００円となる見込みで、この１年間で９億６，８５９万９，０００円。率にして１５％を超えて増加することになると思います。勿論このことにつきましては、私達議会は、その都度その都度において議決権を行使した結果の積み重ねであることを忘れてはならないと思いますし、冒頭に申し上げたとおりでございます。

他方、町人口は確実に減少の一途をたどっています。平成２年末には１万７３人と、かろうじて１万人台を確保していましたが、平成３年末には９，８９２人と初めて１万人台を割り込み、その後毎年確実に減少し続けています。今から１０年前の平成１５年末には８，９５３人と９，０００人台を割りました。このことから、町は全力を挙げて１万人構想を掲げてきましたが、数字を見る限り、その効果は残念ながらほとんど見えないのが実情でございます。

更に気になりますのは、平成５年からの１０年間の人口減少率は約８％でございましたのに、その後の１０年間では約１１％と加速度的に減少していることでございます。平成２５年末人口は、いよいよ８，０００人を切って７，９６２人にまで減少いたしました。このままいきますと、今後１０年間の人口は今より更に減り、かろうじて７，０００人台を維持できるかどうかの瀬戸際ぐらいではないかなと思われます。このように、人口増が見込めない中で、国の財政出動に付き合う形で有利な起債、有利な起債とはやされ、時間的に早くしないと間に合わなくなるとの論法に多少違和感もあります。事業をするにおいては、補助率が少しでも高い方が良いにこれは決まっております。しかしいくら有利な起債と言われても、町の借金が増えることに変わりはありません。町長の優れた行政手腕で予算を持ってきて、この際、あれもこれもついでにあれもという図式ではなかろうかなと思います。とりあえず、頭出しの予算だけを計上し、その時点では全体計画もおぼろげな説明で議決を取り、次々に事業が進められるというのが議会側から見るとこのように映ると思います。

１つの例題を申し上げますと、先の補正予算審議の折には修正動議まで出されました。結果は原案可決となりましたが、このとき積極的な賛意を表す賛成討論は１人もありませんでした。更にこれの議決後、議会側から「起債を含め、事業内容を議会として

検討するべきでは」との発言があり、倉田議長の裁量で今後委員会を設置し、検討される見込みです。

もう１つ気になりますのは、これまでの大型事業のうち、計画立案段階の使用目的がいとも簡単に変更され、進められている傾向があると思います。例えば、坂瀬川グラウンド横の宅地造成予定地の件ですが、当初計画では当時の広場の高さに石炭灰のＡＣⅡ製品を高さ３．５ｍ全面に積み上げるという内容でした。そのときの議会はこの案には否定的でございました。すると急に売却の話になったのであります。

それから介護福祉ゾーンの予定地は、現在２次避難所として現在造成中で、ここも名称が変更になりました。

次に、多目的活性化広場にサッカー場を建設するとの検討委員会の方針は、１面にするのか２面にするのかわからないまま、今度は健常者用の仮設住宅用地を造成することに変更し計画中です。いずれも石炭灰ＡＣⅡを大量に使用する事業だけに、町民の厳しい目がある。当然、議会の判断が注目を集めることになります。いずれにしても後世の検証に耐え得る行財政運営をお願いしたいと思います。

次に、質問事項の２点目、年金減額と消費増税で町民生活はどうなるのでしょうか。この４月から消費税が５％から８％に増税され、来年１０月からは、更に２％を引き上げて１０％にすることがほぼ予定をされております。年金受給者にとりましては、まさに命綱の年金が昨年末に１％減額され、一段と厳しい状況で、子育て世代も同様です。更に消費税値上げ分に加えまして、円安で輸入物価が２％ぐらいを押し上げているのではないかという数字もあります。

ところで最近、生活困窮者という言葉を聞くことがありますが、これの定義はあるのでしょうか、ないのでしょうか。あるとすれば、対象の町民はどのくらいの数になるのかお尋ねをいたします。

町民生活が厳しいこの時期だからこそ、８，０００苓北町民に元気をつける意味合いで、１人当たり１万円、元気づけ支援金を考えられないか。総額８，０００万円かかることになりますが、この金額は工夫すれば捻出できるのではないかと思いますけども、町長にお尋ねをいたします。

以上で、私の一般質問の問題提起を終わります。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の錦戸久幸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、財政的な問題についてご質問がございました。

苓北町におきましては、大体三通りの考え方で昨今の経済対策に対応しているところでございます。まずは、基本計画にのっているかどうかということ。それと、３年前に発生しました東日本大震災を教訓とする防災対策を進めていかなければならないか、そ

れに当てはまるかどうかということ。それと、今までやらなければいけない事業で余りにも町の自主財源の出費が大き過ぎるというようなことで、計画にも入れていなかった案件、こういうことの中で経済対策は今まで３度ございました。そういうことで、これをやることによって町民生活が非常に便利になっていくと、豊かになっていくということを念頭に、経済対策に臨んだわけでございます。合計６０億円ぐらいの経済対策を受けております。

まずは東日本大震災を教訓としたことにつきましては、当初防災対策債は３０％の交付税補填で、しかも７５％の充当率ですね。いわゆる補助金がないとすれば、１００万円出すときには７５万円しか貸してくれない。２５万円は自分の金を、現金を出せということですね。それに７５万円に元利の交付税、国が後で補償していくということがありました。私は防災対策にあたりまして、やはり、もう少し町は必ずやらなければならない事業でございますので、どうせこれを議会にもお願いし、町民の皆様方にもご説明するにあたっては、もうちょっと町の負担が少なくならないかということで、最初苓北町等と東日本地域以外は入っていなかった緊急防災減災対策債、これを我々の地域にも当てはめていただくように運動をしたところでございます。結果、１００％事業に融資をしていただいて、その内の７０％は国が元利とも補償をしていくという、そういう起債が我々も使えるようになったわけでございます。その事業で諸々の防災対策、避難地や避難路の整備を進めてまいったところでございます。

あと計画には載っておりましたが、なかなか自主財源の持ち出しが大変な事業、特に都呂々の笹尾浄水場、これ４億程最初かかると言われておりまして、大体持ち出しは、国の補助は３分の１です。３分の１のあと残りは起債も３０％充当かな。（「国は４分の１です」と呼ぶ者あり）４分の１か、補助が。補助は４分の１で、起債の充当率も非常に悪い、交付税の補填率も非常に悪い、２億数千万円の現金、いわば現金ですね。町が用意しなければならなかった。それで延ばし、延ばしして過疎債の該当に当たるまで延ばしとこうかということだったんですが、これが平成２４年度の補正でですね、対象になるということでありましたので、これをやらしていただいたところでございますし、前々から、ある都呂々出身の議員さんからは都呂々港をどうにかしてくれと、もう根からだめになってるからということでしたが、我々も調査をいたしましたが、余りにも持ち出しが大きすぎてこれは我々の財政負担に耐えられないと。しかし防災対策、今は港湾としての機能はあまりございません。防災対策として、やらなければならなかったんですが、計画にもなかなか入れられないような状況でございました。それを補正予算債という交付税補填が５０％、元利ともですね。そういうことで１００％充当ということでお借りできたわけでございます。

その上に、そこの事業には使えませんが、元気交付金が沢山頂くことができまして、

この元気交付金を平成２５年度から使っております。温泉センターにも使っております。全部元気交付金です。そして平成２６年度は諸々のですね、町単独事業で起債事業については相当元気交付金を使わせていただいております。大変な恩恵を受けているところでございます。

そういった意味で、東日本大震災によって今後、南海トラフの大地震が必ずやって来るということの中での防災対策事業、そして計画に入っておった事業、そして入っておらなかったけどなかなか、本当は入れなきゃいけないのを金がないから入れてなかった計画にですね、そういう事業を中心にやってまいりました。

特に大きかったのは光ファイバーですね。光ファイバーは、６億円位の持ち出しが約１０億円の事業で町が現金ですよ、しなきゃいけないような状況でございましたのであきらめておったと。ところがどうですか、あの経済対策でやって各家々にですよ。そのままラジオみたいにいくわけですね。これは非常な成果だと。特に高齢社会の中で高齢者の方々にも聞こえやすくて、いろんな情報が伝わりやすい、そういう事業ができたわけですね。そういうことを踏まえて、今、ちょっと使い過ぎじゃないかとご批判もありました。なるだけ起債がですね、少ない方がいいわけでございますが、やったことによって非常にプラスになることについては積極果敢にやったわけでございます。

後年度計画の中でやらなきゃいけないことをやった、どうせ後年度、少なくずつですけど起債は積み重なっていくわけでございます。その中で今、ご指摘がありましたように平成２５年度起債残高の約７２億７，０００万の内訳は臨時財政対策債、約２５億７，０００万円、これは交付税を本当は私達はもらうべきであるわけですが、国に交付税を回す余裕がないと、そのために借りといてくれと。後で１００％元利とも国が補償するからという、これが臨時財政対策債ですね。緊急防災・減災事業債、これは先程申しましたように、東日本大震災が予期せぬような大きな震災になって、又、我々のところにも南海トラフ大地震がですね、３０年以内には７０％の確率で必ずやって来るというような、そういう状況にどう対処していくかという、その課題の中で使った起債がですね、約７億円。経済対策の補正予算債が約１１億４，０００万円で、残りの約２８億６，０００万円が通常分となっております。これが今現在の起債残高の中身でございます。その中で財源区分は交付税措置が約その５８％で４２億６，０００万円、地方財源が約４２％で３０億１，０００万円となっているところでございます。起債残高でみますと、１年間で９億７，０００万円増えたとご指摘もありましたように、そのとおりでございまして、地方財源ではしかし１億２，０００万円の増加にとどまっているところでございます。

そういう事を勘案をして町民が必要とするもの、そしてその中で計画に載っておったもの、そしてあと防災対策、このことについて使ったので、それなりに目に見える金額

は増えてはおりますが、中身は相当ですね、負担の軽いものにしたと考えているところでございます。

そういった意味では、今後ともですね、必要なものについては必要な財政措置があるものについて、よく精査し、勉強もしながら起債をしていかなければならないと。借金をバリバリやれと私は思っておりません。錦戸議員のご指摘のとおりだと思っておりますが、やっぱり中身の問題でもあるのではないかなと考えているところでございます。このお金をですね、こういった形で実質的には３０億円を返していかなければならないわけでございますので、しっかりとした財政運営をですね、目指して節約するところは節約をしながら、そして収入増を図りながらですね、頑張っていかなければならないと考えているところでございます。

次に、年金減額と消費税との関係。町民生活をどう豊かにするか、どう安心させるかということでご質問をいただいたところでございます。ご指摘のとおり、今年４月から消費税率が５％から８％に引き上げられ、更に１年半後の来年１０月からは１０％に引き上げられるかどうか、景気の様子等々を見ながら政権がこの秋口までに判断をするということでございます。又、年金については、過去の払い過ぎた分だと、これは正式に言うと国は説明をしております。払い過ぎた分を調整するとして３年間合わせて２．５％、今の年金よりも減額をしていくということでございます。いただかれる方からすると非常に減らされて悔しいと、何でこんなことをするのかと、そうお思いの方も、大半の方がそうだと思います。国の年金財政からいうと、２．５％払い過ぎていたんでその分だけ減らしていくんだということでございます。平成２６年度にはその中で、当初１％減額予定したものを０．７％に圧縮をすることになったと。これは報道でなされたところでございます。

錦戸議員ご指摘のように、年金が減らされる中での消費税アップは、年金生活者、中でも受給額が少ない国民年金受給者にとりましては、生活を維持する上で厳しいものがあると理解をしております。

お尋ねの生活困窮者でございますが、一般的には収入がなく、生活に困っている人のこと。多くの場合、生活保護法などにより扶助の対象となる人を指すとされております。

苓北町におきましては、生活保護受給者は、現在１５世帯となっております。その他、対象の町民はどれくらいかということでございますが、所得状況からいわゆる生活保護受給者相当者の集計を行ったことはございませんので、はっきり把握はしておりません。これは非課税所得や預金などの金融資産があるためでありますし、又、収入はあるけど、金の使い道の中でなかなか生活がきつくなってる方もいらっしゃるわけでございます。そういう方は生活保護を受けられません。そういう状況で生活困窮者といって

も様々な形態があると思っているところでございます。

なお、福祉保健課窓口に生活相談にお出でになった町民のうち、生活保護が必要と判断されたケースにつきましては、適宜、振興局福祉課におつなぎを申し上げて判断をいただいているところでございます。

次に、町民に対する元気づけ支援金についてでございますが、国は消費税増税による影響額を緩和するために、低所得者と子育て世代に対し、１人１万円を交付することに決めておられます。これはこれからご審議いただく来年度予算に全額国費の臨時福祉給付金及び臨時特例給付金として、合わせて５，７００万円の予算を計上しているところでございまして、我々は只今のところ、この国の措置をですね、６月の住民税確定により７月から給付できるように速やかに給付できるように、その準備を進めているところでございます。今のところ、これをなるだけ早くお配りをするということを念頭に頑張りたいと考えているところでございます。本町独自の町民全体への交付は、予定をしていないところでございます。

以上で、錦戸久幸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１０番、錦戸です。今、町長から答弁をいただきました。

これはもう、この経済対策、それに防災対策、これはもう国もそういったことですし、当然取り組んでいかなければならない事業がほとんどではないかなと私も思います。ただしかし、登壇した折にも申し上げましたが、事業そのものはわかるけども、やはりこの提案の仕方、議会にやっぱりその説明の仕方、これにやっぱり議会側からしますとね、ちょっとこの丁寧さに欠ける面があっとじゃないかなと思うわけですよ。ですからそのことを主眼にしてお尋ねをいたしました。本来ならばあり得ない話ですけども、議決後に議会側からその経済対策、そういったものの説明を求めるために議会で検討委員会をつくって、遅ればせながら検討もするべきではないかというふうな声が出てきたと思います。ですからそういったことで、今後は検討委員会もつくっていくというふうなことでございますので、その点の説明は、又、再度重複するかもしれませんけども、そういったことでよろしくお願いをしておきたいと思います。

それから全体的に言いましてね、これは何も事業をしないと起債は増えんわけですよね。事業をするから起債が増える、そういったことで、私もそれだけの事業をするから起債が積み重なっていくんだというようなことで、私も理解はしております。ただしかし、こうして毎年一編、決算の監査委員さんから決算についての資料が出るわけですけども、その中で、年度別の財政指数の諸表を起こして推移を見てみますとね、ずうっとこうして数字が延びてきております。特に平成２４年度、最新ですよね、一番直近ですよね。平成２４年度分を見てみますと、経常収支比率も８９．８％まで上ってきたと。

ですから、これはもう９０％になるのはもうすぐじゃなかろかなという感じもするわけですよ。ということは、補助率がいいときに今後予定されておる事業をしていく。それは、それも１つの考え方と思います。しかしもう１つ、それと並行して忘れてはならんのは、やっぱりこの経常収支比率が高止まりをするというようなことになれば、今後、町長が苓北町はこういった政策をしたい、ああいった政策をしたいというときに、肝心なこの経常収支比率が高止まりしたままですとね、町長の次の手段、やっぱりそれがちょっと手足を縛る面がありはせんかなと思うわけですよ。これも考え方ですけどね。そういったことで１つの懸念というか、今後にそういったことも十分考えられるので、こういった数字も念頭に置かれながら進めていただきたいなと思います。

それからＡＣⅡを使った大型事業のことについては、直接は触れてはいただけませんでしたが、防災関係といった意味でまとめて触れられたと思います。このことについてですね、私が思いますのに、先程１番目に坂瀬川グラウンド横の宅地の造成の件を申し上げましたが、これは、最初はあそこを宅地造成するというふうなことでＡＣⅡ製品をあの広場全体に高さを３．５ｍ全面的に積み上げるという内容でしたね。これはそのときの議会の案はやっぱり否定的でした、議会の考え方というのは。すると急に売却の話になったわけですよ。それもそのままでの状態ではなくて、土壌を掘り返してＡＣⅡを１万５，０００㎥ぐらい入れ替えてから売却をされました。普通ならそのままの状態で売却をして、購入者の方が土地の利用形態に合わせる形で考えられるのが、世間の通例ではないかと思いますのでね、そうした点をお尋ねいたします。

それから上津深江地区での介護福祉ゾーンの予定地が二次避難所に名称を変えて現在工事中というようなことを申し上げましたが、これは検討委員会をつくって答申を受けて、それが出たのは介護福祉ゾーンの目的だったと思うとですよ。それがここを利用されている予定の関係者がおられなかったということで、現在、二次避難所を造成中というふうなことで思っております。これはもう、既に議会で議決をして済んでいることですから、もう今更言っても始まりませんけども、今振り返ってみますと、そういったことがあったなと考えております。

それから多目的活性広場のことですけども、これは当初の計画のときには、ここにＡＣⅡを数千ｔ使用するというふうな説明でございました。しかし、それから又、計画がいろいろ変わっておりますので、一番新しいところの数字で、ＡＣⅡの使用する量がどのくらいなのか。それから、造成をされるその高さの位置が何ｍぐらいで計画をされるのか。そして詳しい数字はいいですが、それにかかる総工事費、それからこの工事に関する起債を含めた町の負担金がいくらになるのか、一応この点をお知らせしていただきたいと思います。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　まず、坂瀬川グラウンド横の造成についてですが、最初は住宅用地ということでやっておりましたが、議会の方々からのアドバイスもありまして、これは買いたい人もいることだし、これは造成が大体もう済んでからですよ、買いたい人もいることだし、売ったらどうかということもありました。そこに今後、介護福祉施設を造る予定だということで、これは地域のためにもなることであるからということでございましたので、当然そういう状況で議会にお諮りをしたわけでございます。これは議会の責任というよりも、我々も責任を持って提案し、議会も責任を持って議決をなさったものと考えているところでございます。

あと、防災ゾーンにつきましては、今後、あの防災ゾーンの下の部分ががっちりできた後に民間の方が上を造成なさいます。それで、一体化した中で福祉ゾーンとして、そして福祉ゾーンという中身には、要するに介護の必要な方々の施設がまだ低い所にあるのが２ヶ所程ございます。そういうところで、入所できなくなった場合に、一時的に、仮にですね、入っていただくべきところがないわけです。そのために、しっかりした地盤の中でそこを活用していただこうと。そしてその上の部分には、介護施設なり、医療施設なり、そういう医療とかがすぐ対応できるような施設を造って、その周辺を公園化をして町民の憩いの場にもしていこうということでなりましたので、これは町がやる場合は防災ゾーンでやりましたけど、あと上の民間の方と併せた中で福祉防災ゾーンになると、そのような考え方で、町は下の部分を造成したということでございます。

又、あとのご質問については、議会が本日終了した後、詳細に協議会の中でご説明を申し上げたいと考えておりますので、細かいことも入って来ると思いますので、そのときのやり取りでご理解をいただければと思っているところでございます。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　本来ならばここで、今先程申し上げましたこの計画高とかＡＣⅡの総量、やっぱりこういったものは、ちょっとお尋ねをしておきたいなと思いましたけども、今、町長が次の説明会の折に、そのときしたいというふうなことですので、私の一般質問もこうして時間もありますので、いろいろこうして小さい数字までについてはここでほんなら置きたいと思います。

それからこの防災施設の考え方ですけども、私は、例えばね、今の上津深江のああいった二次避難場所を造るときに、工事が進んでいく途中経過の中で進入路も２方向から確保されるようになりましたけども、最初、事業をするときには、一方の、東山の進入路というのは用地交渉が難しいというふうなこともありました。結果的にはそれが相談できたので良かったわけですが、その期間的な、時間的な問題もあっとでしょうけども、ちょっとそういった面は見切り発車的なものがあったんじゃなかろうかと思います。ですからそういった大型事業であればあるほど、そういった事前の全体計画、やは

りそういったことで考慮をしていただきたいなと思います。これは結果的に２方向からの進入路ができたから良かったけど、あれが１方向からだけの進入路ならば、ちょっとまずい面が出てくるなと思いましたんでね。今後の事業にも十分生かしていただきたいと思います。

それから２番目の質問項目ですけども、これは町としても国からの金の関係で、５，７００万はこういった対策に活用していきたいというふうなことでございました。早ければ７月からは支給の作業ができるというふうなことでもございました。これはこれで非常に良いことだと思います。しかし、今のこの時点で、私はこれだけで、まあないよりはいいですよ。国がこれだけやりますから、町はそのまま対象者の方に配りますというふうなことですけども、これは日本全国、どこでも一律でしょ、極端に言えば。内容的なことはわかりませんけども。そうしますとね、この苓北町で生まれて育って、現在まで生活をしておられる町民の皆さん方に、やはり町がこれだけ大型事業をして進めていって、結果的には先行投資という形で「将来どうせ、せにゃいかんからこの事業はすっと」というふうなことでその理由もよくわかりますけども、町民の皆さん方から見ると、今のこの時代、消費税が上がってそして尚且つ、円安の関係で消費者物価も２％は上がるという数字がある。そして又、来年の１０月からは更に２％引き上げて、消費税が１０％になるというふうなことも、もう目の前に見えてきとるわけですよね。ですから町長どうですか、ここは全国一律の政策を、町も国の政策を町の段階まで下げてきて、こうして皆さんに配っとじゃなくて、もうちょっと何らかの形で苓北町は違うんだと。国からそういった金が５，７００万来るけども、苓北町は独自でそれに上積みをして町民の皆さんに配布をすると。配布をするというのにはちょっと語弊がありますけども、言葉的にどう言えばいいのかわかりませんが、やはり普通、平常時でこういった政策というのは、私も提案はできません。ただ、今回のこの事態は、年金は下がるし消費税は上がる。そして今、国のアベノミクスで景気がいいように見えるけども、地元の景気というのは、あんまりそう芳しくなかっじゃなかかなと思うとですよ、一般の人は。それは建設業とか何とか関わっとる人は仕事はいっぱいあるでしょう。そういったことで、私は国のそういった政策に、それに上乗せをする形で何とかしてできないのかなと思いますけど、その点最後に。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　折角、私もいい提案だと思いますが、しかし、それは際限がなくなるんじゃないかなと思っております。その代わりにですね、町の独自の消費税対策としては、商工会に３００万円補助をいたしまして、商品券のプラスにですね、使っていただこうということで考えておりますし、この後について、これは又、来年上がるとなればこれは大変なことでしょうから、町の財政も考えながら今のことも参考にしてい

きたいと思いますが、この商工会に３００万円というのは、これは非常にいい効果が出てくるのではないかなと思っているところでもございます。

又、今、丁度賃上げがですね、大手企業でどんどん、どんどん目白押しに出てまいってきております。そういうこともありますが、苓北町が暗いかと言うとですね、暗い産業もあるかと思いますが、農業はしっかり頑張ってきておられて、そして又、町の支援策等々も活きてきておりまして、レタスは３年続き、史上始まって以来ですよ、好況ですよ。やっぱりそういう笑っておられる方もいらっしゃる。ですから今度はその方達はますます良くなるように応援していきたいと思っていますし、やっぱり暗い気分で過ごしておられる方達もたくさんいらっしゃるんで、これは今後、例えば水産業等についてはですね、更にですね、諸々の事業を拡大してやってきて、できれば水産関係の養殖業者を誘致したいと。そこにお勤めをいただくのが苓北町の水産に関わっておられる方達になればいいなと、非常にその辺はですね、好況になってくれば必ずそういった食料等々についてですね、需要が高まってまいりますので、そのことも含めてですね、やっていきたいと。ただ、残念ながら全員に１万円ずつ上乗せして配れという話については、今のところ今回は、ひとつご勘弁いただきたいということで、申し訳ありませんがそういうお答えにさせていただきたいと思います。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　確かに一律で配布をするというようなことは、政策としては私もあんまり感心はしません。ただしかし、先程も言いましたようにですね、今の時世、今の状況を見てみますと、やっぱり同じ町内でも景気の良か人もおらすでしょ。ただしかし、高齢者で、普通でさえ年金も一所懸命のところで生活しとると言われる人もかなりおらっとですよ。ですから、そういった人たちの何とかこうして援助ば、苓北町として、国のこういった政策に上乗せする形で何かできないのかなと思いましたから、本日の提案になりました。それをもう町長が「一律１万円なもう、やりきらんとですよ、やられんとですよ」って言われれば、それもしょんなかですな。

それでは、次にですね、これは苓北町がどうしても逃れられない問題について、私は改めてまたみんなで考えるために、１つ問題提起をさせていただきたいと思います。それは何かと言いますとね、苓北町はＡＣⅡを取り上げてする、石炭灰の活用をしていく、石炭灰を地域資源物として捉えて事業をずっとしてきました。もう実働に入ってから恐らく１０年ぐらいになるんじゃないですかね。最近どうしてももうひとつ原点に返って、その当時のことも振り返りながら私たちは認識をする必要がありはせんかなと思いましたのでね、一応提案をしてみます。

ＡＣⅡを製造する事業の苓北町への進出は、石炭灰を地域資源物と位置付け、九州電力発電所もいいように、そして又、進出企業にとってもいいようにとのことで、ひいて

は町も税収や雇用の面で良くなるとの説明でございました。もう１０年も前の話です。当時の説明を要約しますと、九州電力はそれまでは石炭灰は福岡の方までｔ当たり５，０００円ぐらいの産廃処理費を払い、更に海上輸送費用をかけてセメント会社に引き取ってもらっているとのことでございました。このことを参考に、町内で起業してもらえるように町は全力を注いできました。この灰の一部を混錬して有価物に進出する企業ができました。このことで、当時町が抱えていた２つの課題が片付きました。１つ目は県営都呂々ダムの工業用水を使用する企業が、従来は九州電力の発電所１社だけだったのが、進出企業との２社になったので、これまでずっと県から指摘を受けていた工業用水の使用企業が複数になったこと。これは１つの進出企業のお陰で、成果だと私は思います。

それから２つ目の件はですね、町が用意していた工業団地が企業進出で活用されることになったこと。このことは、これまではずっと工業団地の用地が遊んどったわけですよね。そこに進出企業が進出されることによって、あそこの工業団地が活用されるようになったと。この２つはやはり苓北町のその当時にとっては、非常に明るい知らせだったと思います。ただ、このときＡＣⅡ製品を安定的に納められる場所の確保がなかったことが私は悔やまれます。この対応ができていないために、未だに町の公共工事に強く依存しなければならないし、又、町も必要な工事以外はしないと言いながら、実際は使い続けなければならないのが現実じゃなかろうかなと思います。

私は平成１６年の９月から九州電力の灰捨て場に積んではどうかと提案してきましたが、当時、町は黒染の採石場跡地広場にＡＣⅡを積んで、又、山を造って自然再生事業をするとのことで受け入れられませんでした。これはね、今、思っても残念でなりません。更に、運命共同体といわれる九州電力に対し、ＡＣⅡを灰捨て場に積めるようにして、本来必要な工事には町も使っていくというふうなこういった関係づくりは、これはもう避けて通れないんじゃなかろかなと思います。

そして、先程から防災、災害のことをよく話になっておられますが、ふとあそこの九州電力の灰捨て場の、ほぼ灰が満杯になるあの状況を考えた時に、今、大型津波が来たらあそこの灰捨て場の灰は、そりゃあもう苓北町の、特にあの年柄都呂々辺りの、ああいった岸壁にはもう、非常に沈殿砂といいますかね、その灰が大量の海水と一緒に陸地側にどーっと来るんじゃなかろうかと思うわけですよ。ああいった灰がなくても、普通でも津波のときには海底の土砂を洗い流してそのまま陸地の方に運んでくるというのが、今までの津波被害の土産ですよね、あれは、津波の土産。これはもう、絶対あるわけですよ。ですから苓北町のあそこの発電所の周りには、灰があれだけ大量に積まっておりますのでね、もし津波が来れば、ああいったところは普通の津波の何倍も堆砂物が溜まるんじゃなかろうかと私は心配します。ですからそういった要件も加わりましたの

でね、私は安定的にこのＡＣⅡをあそこの九州電力の灰捨て場に計画的に積んでいくと。そして必要な町の公共工事には、それも町の方にも売ってもらうと。そういった関係は、是非必要じゃないかなと思います。

これは前の一般質問のときもお願いしましたが、この際、技量といいますかね、その才能はやっぱり田嶋町長をおいては他にはちょっとできんとじゃなかろうかなと思います。まして、あそこの九州電力は、熊本県下の電力を賄うとも、殆ど大半がそこで発電をしておると。ですから、その津波から施設そのものも守らなければいけないので、あの外周の護岸も高さを上げて頑丈なものに造っていただくと。そして、そういったところにも、九州電力には今のＡＣⅡを優先的に使ってもらうというふうなこの２つのこの件は、やっぱり田嶋町長にどうしても頑張っていただかなくてはできんとじゃなかろかなと私は思います。ちょっと田嶋町長以外にはね、こういった大きな仕事というのはできんとじゃなかろうかと思うとですよ。

そしてもう１つ、これは私たちが口をはさむあれではありませんが、当初、説明が、この事業を導入するときに説明されていた、期待の町税収増の把握が未だにできていないとのことでありますが、この点はどうなっているのか。これは、前回お尋ねいたしましたときに、町の税務担当課のこの件を把握できていないというふうなことでございました。私達も当初の計画を聞いて忘れておりませんのでね、どうなっているのかということを、わかる範囲で差し支えのない範囲でいいですから、お尋ねしてみたいと思います。

折しも町民に対してはですね、平成２５年度分の確定申告受付期間中ですよね。ですから、こういった町民の皆さんとやっぱ心情もありますんでね、やはり、そこら辺はわからんものはわからんで、今、ここでやり取りしても始まりませんけども、そういったことでよろしくお願いします。

次に、町は毎年のようにＡＣⅡを大量に使う大型事業を有利な起債、有利な起債と取り組んできました。これは事実ですよ。今の図式でいくと、苓北町は、金は出すだけ出して、８，０００町民には空腹に耐えさせているというふうなことにちょっとなると思うとですよ。九電と進出企業は、ＮＨＫの朝の連続ドラマじゃないですけど、「ごちそうさん」ではないが、常に美味しいものを上げ膳据え膳ではないかというふうな感じもないでもない。誤解のないように申し上げますが、九電と進出企業に対してではなく、町に対してこれまで石炭灰行政の展望と課題として問題提起してきましたが、このような事態でも、多目的活性化広場には大量のＡＣⅡを積み上げるのはいかがなものじゃないかなというふうなこともありますので、もう残り時間も少なくなってきましたが、一応この点はやっぱり議会も考えんばいかんし、やっぱりこれは今後、町もずっとこういったことが続いていく事業でもありますんでね。やっぱり九州電力の灰捨て場の中の活

用というのをやっぱり再度言いますが考えていただきたいなと思います。

○議長（倉田　明君）　時間もなくなりましたので、要点をお願いいたします。

○町長（田嶋章二君）　要点をと言われても、長く質問をされたので私も長くお答えしないと、質問者に対して失礼になると思いますので、はい。

まず、九州電力の用地の中に積み上げろということでございますが、九州電力もあとの用地活用もあることだから、それはできないということでございました。そして今、予想されている３ｍ、４ｍの津波に対しては、あの発電所は対応できるということを申しておられます。そして、質問の中でずっと聞いておりますと、ＡＣⅡが悪者みたいにおっしゃっているように聞こえるんです。私の耳が悪いのかどうかわかりませんが、ＡＣⅡは、耐震度に強くて、そして本来なら山から自然を壊して削ってこなきゃいけない泥の代わりになるんですよ。耐震度は強くて、そしてそういう自然破壊をしなくて済む、そういう有利なこともありますし、町が使うということになりますと、普通、自然を壊して泥を削ってくると、ｔ当たり千５、６００円かかるようでございまして、ＡＣⅡだったら５、６００円でいいということでございます。何もかにもプラスなことでございます。ただ、今、ご指摘のようやみくもにですね、ＡＣⅡを使うような事業をやるということは、これは私共も慎まなければなりませんし、今までにやってきた覚えはございません。やはり、防災用地として、もし泥を積んでやってできたにしてもですね、大きな揺れがあったときですね、これは液状化する可能性があります。このアッシュクリートは液状化しません。そういうことがあれば、安心して使えてしかも安く使えると。こんなに利点の多いものは私はないと。ただ、わざわざあそこのエコアッシュの工場の中にピラミッドを築いたみたいにして、これは造る必要はありません。あのピラミッドはしかし、県が許可をするために、重層をして、その状況を見て許可をしなければならないということで、実証工事としてやったわけでございますので必要な工事であったわけでございます。

そういうことでですね、今度の防災用地も後々の協議会でご説明しますが、なるだけ地山を使ってできるだけお金のかからないような形で考えてやります。但し、ちょっと補償分が余計かかったんで、その分のご説明も含めて詳細にご説明を申し上げたいと思っているところでございます。なお、この町だけで商売しても成り立たないわけでございますから、進出企業のエコアッシュには他所からも仕事を取ってくるように再三お願いをしておりますし、実際努力をしてそれなりの見通しを付けつつあられますので、そういった意味では進出企業をしてもらって良かったなと私は思っております。これにもうちょっと従業員が増えて、住民税を払う人がもっと増えればいいなと。現実に、十数人雇っておられますから、その方達は給料をもらって、住民税も払っておられます。そして、あそこを野ざらしにしていた場合は、賃料は無料ですけど、今は１００万円近い

土地代を払っていただいているところでもございます。又、重ねて申し上げますと、今、ご指摘のありましたように、工業用水ダムに４０億、５０億、国が出しております。これは九電１社だけのために出したんじゃないから、返済要求をされました。ダムを造った金をですよ、町に。そのために、もう１社以上、複数以上の企業を誘致しろということであったんですが、その前に誘致用の用地を造って誘致を模索したわけですがなかなかいらっしゃらなかった。これは通産省から再三再四言われたことでございます。ご指摘のとおりでございます。そういった意味でですね、九州電力の地域資源としての石炭灰を有効に使うということで、これはそのためにですね、いいですか。そういうことで、九州電力は税金を払ってくれています。エコアッシュもまだまだ期待ほどとは言えませんが、徐々にですね、そういうことで従業員等もですね、雇っておられますので、住民税とか沢山来てるわけでございます。今のところ（「議長６０分過ぎてますよ。６０分内でじゃなかですか」と呼ぶ者あり）

だが、答弁は良かっじゃろもん。

（「６０分の中で質疑応答」と呼ぶ者あり）

○議長（倉田　明君）　町長、続行してください。

○町長（田嶋章二君）　そういうことで、６０分過ぎたようですから、ここでやめます。

○議長（倉田　明君）　只今、錦戸久幸君の最後の方で、税収等があっておりましたが、町長答弁でいろんな雇用等の中でも、そういった従業員の税収等が述べられておりました。本来ならばもう少しお尋ねいたしますが、一応もう時間が来ておりますのでここでやめたいと思いますが、錦戸久幸君、いいでしょうか。

○１０番（錦戸久幸君）　はい。

○議長（倉田　明君）　それでは、１３時２０分まで昼食のため、休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０時１９分

再開　午後１時２０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　それでは休憩前に引き続き、本会議を行います。

一般質問、通告４番、野田謙二君。

○１番（野田謙二君）　通告４番、１番議員の野田謙二です。

今回は、私、町長に苓北町の経済に対してお伺いしたいと思っています。

苓北町の経済は、１万人の人口に満たないにもかかわらず、十分な税収があります。それは皆さんご承知のように、苓北町火力発電所の存在で、火電の資産に対する税金が大きいということです。大きいといっても、昨年が１９億円ほどで、このままでは年々

減少していくしかない資産であることもご承知と思います。九州電力が黒字ならまだ良いのですが、今のままではいつから黒字経営ができるのか、全く見当が付かない状態ですらあります。そんな中で、町民の収益だけを考えてみると、決してみんなが裕福とは言えないというのも事実です。

さて、そこで日本国という単位で見てみると、昨年からのアベノミクス経済政策の影響で日本国の収益は上昇に転じました。アベノミクス経済政策は、その政策の質で輸出品などで大企業から収益を上げていき、各企業ごとに給与を上昇させ、経済の循環で末端までその恩恵を行き渡らせることを目的とする政策です。ところが、苓北町町民には未だにその好影響の実感できるところまでは来ていません。もう少し、じっと待っていれば良いというのでしょうか。私はそんなことではいけないと思っています。

実際に、日本国内には、裕福で日本各地で消費を促している人達が既にいます。７月まで既に予約されているＪＲ九州のクルーズトレイン「ななつ星 in 九州」の乗客などはその典型だと思います。ところが残念ながら、ＪＲ九州は天草を走っていません。しかし、実際にそういう既に裕福な経済状態にある人達をターゲットにした経済政策を実行しないと、個々の町民の経済的努力だけではいつまでたってもアベノミクスの恩恵が回ってこないのも事実だと思っています。

そこで、苓北町単独でもアベノミクスの恩恵をターゲットにした経済政策を打つ予定はないのか、ということを質問したいと思っています。

アベノミクス経済政策は、農業や医療など天草にもある産業を、産業振興の柱の１つとしているように聞こえますが、よく聞いてみると都市型の大資本であって、個々の農家や地方の医療は、直接にはアベノミクスによる経済的恩恵の対象ではありません。天草には、大資本による海外輸出を目的とする農業法人もありませんし、地方であるがため、行政部から救済されるだけの医療法人しかないのも実情です。

天草において、アベノミクスの恩恵を受けるのはまずは公共事業です。これは昨年も役場職員には頑張っていただき、天草市と変わらない２０数億の補正を組んでいただきました。しかし、公共事業には限界があります。事業を行っていれば、国から無限に予算が出てくるものではありません。又、公共事業自体がアベノミクス経済政策の本質ではありません。今年の事業規模は既に縮小しております。実際には、アベノミクスで活気付いたであろう市場経済が、つまりは天草外の需要をターゲットとすることが、確実にアベノミクスの恩恵をターゲットとした苓北町の経済対策になると確信しています。

そこで、天草管内でも天草市では、昨年から観光旅行者をターゲットとした広告宣伝、イベントの開催が頻繁になりましたし、上天草市でも、今年は地中海型高級リゾートの建設が計画されているようです。苓北町でも、２月の臨時会でアダム荒川公園の建設や富岡城への補正を検討しましたし、歴史資料館の新規建設にもゴーサインが出まし

た。これらの他にも、これら補正をただの公共事業として運用することがないようにと願っています。わずかばかりかもしれませんが、アベノミクスの恩恵にあやかっている人達が苓北町に来て、何らかの消費をする。例えば、自動販売機の缶コーヒーだけかもしれません。しかし、それがアベノミクスの恩恵かもしれないんです。それを缶コーヒーだけではなく、苓北町管内で食事をしたり、宿泊をしたり、お土産を買ったりと様々な消費の可能性を役場が情報発信をすることで追求できるはずなのです。是非ともやっていただきたいものです。

公共事業とは、何かを造ればそれだけで良かったのは昭和時代までです。今の時代は、情報発信をして、建設効果を最大限に引き出して初めて評価されます。評価されないのは、無駄な公共事業となってしまいます。又、今の時代の情報発信は、広告を打てば良いというものでもありません。広告にも不特定多数を対象にした広告と、特定の小数をターゲットとした広告とを上手に使い分ける必要があります。実際に、苓北町役場が広告利用をするとき、決められた広告業者に決まった予算額を渡して、ただお願いしているだけなのではないかと危惧しています。実際には、その広告が不特定多数をターゲットにしているのか、又は特定少数の誰かをターゲットとしているのかで、その内容も変わらなければいけません。どちらが良い悪いではなく、目的に応じた効果には大きな違いが出ます。その違いを引き出してこそ、情報発信の意味が出てくるのだと思っています。

例えば、仮にアダム荒川公園が完成した場合に、誰にどのように発信するかでその建設効果に大きな違いが出てきます。決められた予算で、専門家に任せたからそれで良しではいけません。専門家でも間違えることがあります。それが今の時代です。間違えることも前提として、どこに間違いがあったのかをすぐに対応し、次の予算にはその間違いがなくなるように企画し続けることが、予算編成を心がけるようでなければなりません。又、部署が違うからといって、教育課の歴史資料館だから商工観光課の広告費は使わないというような無駄も無くしていかなければなりません。教育課の広告であっても同じことなのです。

又、公務員の仕事の欠点に、前年と同じことをするということがあります。これは上司や顧客から叱られないための仕事のやり方です。これは悪い仕事の評価をされないためにやっている仕事としか言えないのです。つまりは最低限の仕事です。仕事の目的を見い出せず、かといって仕事を休んだりさぼったりができない公務員がたどり着く仕事のやり方です。

苓北町役場職員はそんなことはないことを願っておりますが、仕事にはどんな仕事にもその目的が必ずあります。ところが、公務員は仕事で失敗が許されないので、そこで前年の実績どおりに仕事をしてしまいがちになります。これが公務員の悪い癖です。細

かいことですが、同じ仕事でも前年と同じでなければならないことは少ないのが実情です。特に、不安定な営業系の仕事は、毎年のように目的も求める結果も変わるのが当たり前です。公務員の仕事でも、営業性の強い広告の仕事を前年と同じ予算だから前年どおりで良い、というふうにはいきません。仮に同じ結果、同じ仕事になったとしても、そのプロセスにおいては、何故、何故、と理由を考察しておかなければならない。それが営業広告の仕事だと思っています。

さて、以上のようなことを前提として、アベノミクス経済へどの様なアプローチ戦略を取ろうとしているのか、どのように情報発信を計画されているのかを、具体的にお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の野田議員のご質問にお答えをいたします。

アベノミクス政策で、今、景気が良くなってきている。そのアベノミクス経済効果をどう苓北町で吸収していくのかというご質問でございます。アベノミクス政策も非常に積極果敢な経済政策をとられましたので、円安を招いて、その円安効果で非常に経済が上昇しております。ただこれは、全体というわけではございませんで、大企業の輸出関連の企業がその恩恵に浴しているということで、その中で例えば、輸入をしている会社は、逆に円安で非常にもがいておられるところも沢山おありになる。身近なところで言えば九州電力ですが、殆どが電気をつくるために資源を輸入なさってます。特に老朽化した発電所を使った石油発電、これを十二分に動かさないと安定供給ができないということで、大変な大赤字をしておられるわけでございます。又、農業で言えば、牛の生産農家。飼料価格の高騰で非常に困っておられると。但し、今、頭数が少なくなった関係で、仔牛繁殖牛の値段は上がっております。非常に苓北町にとってはありがたいことでございます。そういう中で、光と影があると思います。私達も、しかし、その光を追い求めて頑張っていかなければならないわけでございますが、この都市圏のいわゆる大手企業の決算も非常に良くて、そして今、春闘の真っ最中でございますが、昨日は日産が満額回答。こんなのは何十年振りかに聞いたような言葉ですね、満額回答という話は。どこもそこそこに賃上げしようということで、安倍政権の狙いがですね、大分大手企業には行き渡りつつあると。ただし、やはり地方でもですね、要するに県庁所在地周辺の中小企業、これは割と良くなっているところが多いですね。問題はやっぱり我が町みたいに、非常に交通の便も悪くて、企業がなかなか集積できないところをどうするかということでございます。そういうところで、どうするかということのご質問でございます。

やはり苓北町は、特に天草の中心地でもありましたし、その歴史資源というのは非常

に大きいものがあります。その歴史資源をどう生かしていくかということも大事なところでもありますし、もう１つは、国立公園の真っただ中でもございます。その自然景観、自然形態をしっかりと皆さん方にアピールしていくということも大事なことだと思っております。

そういった意味でですね、今回、第３回目の経済対策が行われましたが、まず、苓北町では歴史資料館は、観光協会等々から、以前から富岡城にひとまとめにしていただきたいという話がありました。そういうことの中で、そのようなことが実現するような予算が付きました。又、アダム荒川、これは天草で初めてのローマ法王庁が正式に認定した福者であります。福者の次は聖者ですね。それになる可能性だってないとも言えない。その関係でアダム荒川を記念しようということで、ですから、近世、いわゆる戦国時代中世から近世に移る時代の特色が非常に出ている地域でありますので、そこのところをですね、強調して「ああ、あそこに行ってみたいな」と思っていただけるような展示施設をこれから造っていきたいと考えているところでございます。つまり、富岡城は、近世の中でいわゆる合戦が行われた最後の城です。あと、明治時代になって、熊本城が西南戦争の戦いになったわけですが、江戸時代では合戦になったところでは、近世城では富岡城しかありません。どうしてなったのかというようなことも含めて、そして富岡城の役割がどうだったのかも含めてそれを発信していく、アピールしていくということが大事で、どうして又、そうなったのかというのは、志岐氏時代に遡らなければ、なかなか説明のつかないところがあります。

先程の質問の中にありましたトルレス公園。トルレスさんを招いたのは、一番志岐氏が充実をしておりました志岐麟泉公の時代。トルレスさんは、割と地味な方だったので知らない人が割と多いんですね、天草でも。おかしな話で、アルメイダは割と知っている人が多い。但し、トルレスさんこそ、日本のキリスト教布教の大立役者です。そのことも含めて、ここにキリスト教が盛んだったということ、それがやっぱり根にあるんではないかなと。その根が又、島原天草の乱に繋がっていったということですから、その辺に焦点を当てると非常に面白いものが出てくる。いわゆる質問の中でおっしゃった不特定多数に問いかけるということではなくて、やはり特定の人たちに問いかけをすることも面白いのではないかなと、私は考えているところでもございます。

又、天草が国立公園に指定されて、もう昭和３１年から数えますと５０年、６０年近くになってきておりますが、やはり隣町の二江のイルカウォッチング観光を見ますと、非常に羨ましく感じています。しかし、我が漁港、西川内辺りは二江よりもイルカの生息地には近い。そういった意味で、平成２４年度の経済対策で西川内にポンツーンを造っていただいております。完成をいたしました。このことも踏まえて是非ですね、天草の海そして天草の歴史、この中心地は我が町だということをするためにはやはり、イル

カウォッチングも是非やっていただきたい。イルカウォッチングと歴史、繋がらないようですけど、天草の特色を十分に生かしたテーマだと考えております。

それに併せまして、４月１日から茂木富岡間航路が新たな船で繋がれます。そういった意味でですね、こういうことも踏まえながら、特定した情報発信も面白いと。現にですね、今度の５月２４日、２年に一遍行っておられるそうですけど、アダム荒川が福者に認定された記念をですね、キリスト教の方々が開きたいと。今回までは出丸の広場を使っていただくことになりますが、次回おやりになるときには、今度できるアダム荒川公園で是非、開催していただきたいということを、申し上げております。２００人ぐらいはお見えになるそうでございますので、やはりそういったことの絡まりの中からですね、要するに今、体験とか自分の趣味を生かした旅行をなさる方が多いわけですから、そういうことでまず、交流人口を増やして、１人でも多く滞在をしていただきたいと考えております。その滞在に繋がるような仕掛けを、今経済対策の中で行っているところでございます。是非、いい効果が出るように。

それともう１つはですね、やっぱり、さっきから出ておりました九州電力の発電所。とにかくこの石炭火力は、今、九州電力は赤字とはいえども、九州電力のドル箱です。この施設がなかったならば、九州電力はもっと危険な状態になっておったということです。今後、新たなエネルギー基本計画が策定を今年度中にされます。そうなったときに私達も是非ですね、今後の電源基盤のベースとしてですね、ベース電源としての石炭火力ということをですね、目指していただいて、ゆくゆくはどちらにしろ原子力発電はできなくなるわけですから、その代替にもっと造っていただきたいという希望があります。これはあくまでも希望で、九電の考えではございません。ただ１つ、石炭火力の大きな欠点は、ＣＯ２を他の石油とか天然ガスと比べてもＣＯ２を多く出すと、その吸収をどうするかという事が大きな問題です。これも農業とリンクさせていくとですね、非常に良い結果が出るんじゃないかということが言われておりますので、この研究を来年度にかけて、更に深めてみたいと思っております。ＣＯ２は悪いところばかり言われておりますが、やはり光合成を進めたりですね、暖めたりする能力が高いわけですから、農業にも生かせると思っております。実際それをですね、行ってるところもあるようでございますので、研究を深めながらですね、そのＣＯ２を排出する石炭火力を増設する。それと合わせて、石炭火力から出るＣＯ２をですね、どういうふうに活用するかですね。ただ、出しているだけでは、やはり増設というのはかなわないのではないかと思いますので、その辺のところを研究していって、九州電力も、もう一時すれば少し経済的、財政的にも暫くの安定があると思いますので、この次の安定のために是非、石炭火力を活用していただきたい。それで又、苓北町も賑わいが取り戻せると。

先程、税金が減っていくばかりだと、今のままではと仰いましたが、もうそろそろ１

号機が運転開始をして２０年近くなってきています。ですから今後はですね、基幹的な部分がですね、取り換えが出てきます。そうしますと又、これは大きな税源になってくるわけですね。ですから、今後そういうことも含めて期待もしていきたいと考えているところでございます。

それと農業ですね。農業も今、牛とレタスは非常に調子が良いと。あと水産業をどうにか復活できれば、これはもう本当に言うことなしになると思いますので、これに全力を注いでいきたいと考えております。水産業もですね、狙い目は高価格の魚。これもアベノミクスで都会で消費が増えていきますと、是非やっぱり大量に供給しなきゃいけなくなる、そういう時代が来ると思います。もう間近だと思っております。そういうことを含めて、１次産業でも頑張って、今の町の一番大きな税源である九州電力にも頑張っていただこうと、そういう思いでいるところでございます。只今、野田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田　明君）　野田君。

○１番（野田謙二君）　先程の私の質問で、商工観光課がメインになると思いますけれども、広告宣伝というのが非常に重要だということを申し上げました。実際に商工観光課の方で情報を発信する場合、例えば、自分のところでチラシを作って、来たお客さんに配るだけという、これはものすごく実は効果があるんですね、予算に対して。実際あと、熊日新聞とかに全面広告を出しますというのも、ものすごく影響があると思います。これはそれなりに予算がかかります。そういうのをどう使い分けているのかというのを伺いたいと思っています。是非、課長にお願いします。

○議長（倉田　明君）　商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　広告の媒体のことだろうと思うんですけども、新聞等は殆ど一般大衆全員になると思います。それと町の中でホームページを作っておりますけど、ホームページはパソコンを使う年代で、若い年代で見られるのじゃなかろうかと思っております。それとラジオですね。ラジオの愛好者がおられますので「夕方ラジオ」の。これもラジオ愛好者系が、ちょっと若手の人が最近多いんじゃなかろうかなというのでラジオも使っております。それとですね、タウン情報誌。例えば「じゃらん」とか、そこら辺は若手のカップルさんあたりですね。そこら辺を狙ってそういうところにも出していますし。それから専門の情報誌がございます。「タウン熊本」という名前ですけれどもね。そういうのもありますし、「温泉博士」というような雑誌等もございます。それはもう、温泉を好きな人がありますから、うちの温泉の宣伝をしております。そういう媒体を使って宣伝をしているところでございます。

○議長（倉田　明君）　野田君。

○１番（野田謙二君）　只今、いろいろご利用いただいている媒体をご紹介いただきま

したけども、ちなみに長崎の方、実は熊本市よりも長崎市の方が近いんですよね、苓北町は。長崎市の方っていうのは、どういうふうな発表をしていますか。

○議長（倉田　明君）　商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　今のは、新聞、長崎は長崎新聞の方に、一応投稿させていただきます。その他のものは「じゃらん」とかは九州いっぱいになりますし、ただ、長崎市のタウン情報誌はまだ把握しておりません。あとは九州管内の一円になっているような情報誌に掲載させていただいております。

○議長（倉田　明君）　野田君。

○１番（野田謙二君）　例えば、今年の春行われます「天草の大陶磁器窯元巡り」ですね。これっていうのは実際に、熊本市内よりも長崎市内のお客様が来られるんですよ。こういった場合に、長崎市の方でどう発表されているのかというのは、実は町民には全然伝わってないんですよね。実は、長崎の新聞を取っているという人が殆ど少ないんです。長崎の方でどう報告されているのかってわからないというのが実情ですので、その辺も是非、発表していただきたいなと思っているんですけれども。

○議長（倉田　明君）　商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　発表ということになりますと、うちの方で陶器市の分のチラシとポスターを作っておりますけど、長崎の方の市役所を通じてですね、ポスター等は掲示をさせていただいているところです。それと長崎新聞とかの問い合わせがありますので、そこら辺の情報を流すという形でやっています。あとはですね、熊日新聞だけじゃなくて西日本新聞、朝日新聞、読売新聞に出しています。これは九州管内全部に入っていますから、その辺の情報は流れているところでございます。

○議長（倉田　明君）　野田君。

○１番（野田謙二君）　今、お話がございましたようなことがですね、実は町民には全然伝わっていないのが実情なんですよ。全体をわかれっていうのは、まず無理があるんですけれども、それが少しでもわかり易いように、それも情報発信なんですよね。そういう意識を皆さんに持っていただきたいというのが、今回の質問の私の願いです。実際に仕事のやり方、仕事をする上で役場の職員がですね、どうしても先輩のやり方の踏襲をしていく、これはある意味しょうがないんですけど、それをどう理解させていくかというのがわからないと、他所の部署のことというのが全然理解できないという人が増えちゃうんですよね。そういうのを注意しながら、皆さんには、若手の人達に仕事を指導をし続けていっていただきたい、というのが今回の質問の私の本来の目的でもあるんです。実際皆さん方にというのは難しいので、町長に対して質問いたしますけれども、苓北町の役場の職員達に、どういうそういう指導をしているのか、というのをお伺いできますでしょうか。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　このことは役場職員ですね、やっぱり自分が経営をしているつもりでやって欲しいということは、常々個々に言っております。それと併せて、少なくとも自分の課のことについては、全部知ってて欲しいと。これは簡単なようだけど、聞けば「今日は担当が休みです」ってまだ言うんですよ。これは皆で直していかなきゃいけないことじゃないかなと思っております。その他にですね、町でやるいろんな行事がありますが、そこは手伝いに行った人はよく分かっているんですが、行かない人はよく理解できていないと。まあそういうことですから、町の行事等については、職員全体で共有できるように、今後はもっと具体的な形で指導もしていきたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　野田君。

○１番（野田謙二君）　今回は大変時間的にも余裕があるんですけれども、今回の質問というのは、本来の役場の職員の人達の仕事の姿勢っていうのを問うっていうのが、大前提としてありました。代表として商工観光課の課長にも発言していただきましたけれど、実際に皆さんの課、皆さん各課長さんの課の職員達みんなが、同じような専門ではなくても知識は持っている。具体的にはわからないけど、知識としては持っていますよという状態をつくっていただきたいという願いがあります。これはもう町民みんなが、実際にそうなってくれればすごく助かるんです。自分の仕事だけじゃなくて役場全体の仕事を理解はしている、できるできないは別にして理解はしているという状態をつくっていただきたい。以上の願いを込めまして、今日の議会の質問を終わらせていただきます。

○議長（倉田　明君）　これで野田謙二君の一般質問を終わります。

以上で、すべての一般質問を終わります。

ここで、特別委員会設置に関する決議を行いたいと思います。

前回の第２４回臨時会の折に、松野議員から起債を含め、歴史資料館等について検討する必要があるとの提案がございました。よって、議員には、お手元に配布しておりますとおり、議長を除く議員全員で組織する「歴史資料館等検討特別委員会」を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。

よって、「歴史資料館等検討特別委員会」を本日付で設置することに決定しました。

お諮りします。明日、８日土曜、９日日曜日は休みのため休会とします。１０日の本会議は、午前９時３０分から開きます。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。

以上で、本日の日程を全部終了しました。本日は、これで散会いたします。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後１時５４分

平成２６年３月１０日（月）

（第２日目）

平成２６年第２５回苓北町議会定例会会議録（第２日目）

平成２６年第２５回苓北町議会定例会は、平成２６年３月１０日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次の通りである。

１番	野田　謙二	２番	浜口　雅英
３番	山本　政人	４番	大仁田藤男
５番	田嶋　豊昭	６番	野﨑　幸洋
７番	錦戸　俊春	８番	山下　時義
９番	松野　重幸	１０番	錦戸　久幸
１１番	神﨑　公顕（副議長）	１２番	倉田　　明（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	山口仁人	主幹	原田正子

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋章二	副町長	松野　茂
教育長	芦塚博昭	総務課長	田嶋健一
税務住民課長	荒木広之	企画政策課長	岡田晴喜
教育課長	山崎秀典	土木管理課長	益田大介
農林水産課長兼 農委事務局長	吉村文雄	商工観光課長	田尻幹雄
水道環境課長	大田勝彦	福祉保健課長	田尻伸治
健康増進室長	山崎敬一	会計管理者兼 会計課長	福田忠輝

８．議事日程

日程第　１　報告第　３７号　例月現金出納検査の結果報告について（平成２５年度１１月分・１２月分・平成２６年１月分）

日程第　２　報告第　３８号　苓北町新型インフルエンザ等対策行動計画について

日程第　３　報告第　３９号　所管事務の調査結果報告について（建設経済常任委員長）

日程第　４　議案第２３１号　平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第８号）

日程第　５　議案第２３２号　平成２５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）

日程第　６　議案第２３３号　平成２５年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第１号）

日程第　７　議案第２３４号　平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第　８　議案第２３５号　平成２５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第　９　議案第２３６号　平成２５年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第１０　議案第２３７号　平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第４号）

日程第１１　議案第２３８号　平成２５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第５号）

日程第１２　議案第２３９号　平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）

日程第１３　議案第２４０号　平成２５年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１４　議案第２４１号　熊本県総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第１５　議案第２４２号　債権の放棄について

日程第１６　議案第２４３号　苓北町都呂々ダム建設用地地権者生活安定資金の貸付けに関する条例を廃止する条例について

日程第１７　議案第２４４号　苓北町家畜導入事業資金供給事業等基金条例を廃止する条例について

日程第１８　議案第２４５号　都呂々漁港整備事業基金条例を廃止する条例について

日程第１９　議案第２４６号　苓北町富岡港船客待合所条例の一部を改正する条例について
日程第２０　議案第２４７号　苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２１　議案第２４８号　苓北町漁港管理条例の一部を改正する条例について
日程第２２　議案第２４９号　苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２３　議案第２５０号　苓北町テントハウス使用条例の一部を改正する条例について
日程第２４　議案第２５１号　苓北町物産館条例の一部を改正する条例について
日程第２５　議案第２５２号　苓北町富岡城本丸上櫓及び下櫓設置条例の一部を改正する条例について
日程第２６　議案第２５３号　苓北町港湾管理条例の一部を改正する条例について
日程第２７　議案第２５４号　苓北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第２８　議案第２５５号　苓北町公民館条例の一部を改正する条例について
日程第２９　議案第２５６号　苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３０　議案第２５７号　苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３１　議案第２５８号　苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３２　議案第２５９号　苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３３　議案第２６０号　郷土資料館条例の一部を改正する条例について

９．議事の顛末

開議　午前９時３０分

○議長（倉田　明君）　おはようございます。お願いがございます。携帯電話をお持ちの方にお願いを申し上げます。携帯電話は電源をお切りになるか、音が出ないような設定をお願いいたします。

只今の出席議員数は１２名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　報告第３７号　例月現金出納検査の結果報告について（平成２５年度１１月分・１２月分・平成２６年１月分）

○議長（倉田　明君）　日程第１、報告第３７号、例月現金出納検査の結果報告書（平成２５年度１１月分・１２月分・平成２６年１月分）が提出されましたので、お手元に配布しております。朗読は省略します。質疑はありませんか。

浜口君。

○２番（浜口雅英君）　この結果の２枚目の方ですが、前、様式が会計管理者保管現金調書の方ですけども、下の段は預金残高か何かっていう記載の方法だったと思いますけども、現在、会計管理者保管現金という文言になっていますが、これは何か様式の変更か何かあったんでしょうか。

○議長（倉田　明君）　会計管理者。

○会計管理者（福田忠輝君）　様式につきましては、監査委員さんと協議をしてこのような様式に変更したところでございます。前の分の様式について、ちょっと見にくいということでありましたので、今回見やすくするということでこういうことに変えました。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　いろいろ見方は、主観的にいろいろあろうかと思いますが、私は前の方がですね、各金融機関の預金の残高が書いてあったというふうに思います。これ現金という言葉を使ってありますけども、現金ではないわけでしょうから、やはり前の方に戻してくださいということでありませんけども、預金残高という形で記載された方がいいというふうに思いましたので質問をしました。以上です。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他にないようですので、これで質疑を終わります。これで報告第３７号を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　報告第３８号　苓北町新型インフルエンザ等対策行動計画について

○議長（倉田　明君）　日程第２、報告第３８号、苓北町新型インフルエンザ等対策行動計画についてを議題とします。苓北町新型インフルエンザ等対策行動計画が提出されましたので、お手元に配布しております。

説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山﨑敬一君）　報告第３８号、苓北町新型インフルエンザ等対策行動計画について報告をいたします。

新型インフルエンザは、毎年流行している季節性のインフルエンザと違い、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っておりません。このため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的大流行となります。このような新型インフルエンザの発生を科学の技術で阻止することは困難ですので、発生前から地域での感染を想定した具体的な対策を進めておくことが重要です。

苓北町新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成２５年４月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき策定をいたしました。この措置法第８条第１項に、市町村長は都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとすると明記され、第２項に計画に定める事項が記載されております。

この計画には、町の新型インフルエンザ等対策の基本方針や新型インフルエンザ等がまだ発生していない未発生期から患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態の小康期に至るまでの各段階の具体的な対策を示すと共に、指定地方公共機関や特定接種、住民への予防接種、緊急事態宣言等の対応などを盛り込んでおりますので、一読をお願いいたします。

内容の説明、具体的な説明は省略いたしますので、以上で報告を終わります。

○議長（倉田　明君）　説明が終わりました。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これで報告第３８号を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　報告第３９号　所管事務の調査結果報告について（建設経済常任委員会）

○議長（倉田　明君）　日程第３、報告第３９号、所管事務の調査結果報告についてを議題とします。建設経済常任委員長から所管事務の調査報告書が提出されましたので、お手元に配布しております。

説明を求めます。田嶋建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（田嶋豊昭君）　おはようございます。それでは建設経済委員会によります所管事務の調査報告をいたします。

平成２６年２月６日、苓北町議会議長、倉田　明様。建設経済常任委員会委員長、田

嶋豊昭。

建設経済常任委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査研究を行ったので、会議規則第７７条の規定により、下記のとおり報告します。

記、１、調査事件名、町道認定に伴う下審査。２、調査の経過、（１）調査日時、平成２６年２月６日（木）午前９時３０分より。（２）調査内容、町道黒瀬３号支線（仮称）の現地調査。（３）調査場所、苓北町都呂々字黒瀬、小松川内地内。（４）出席委員、田嶋豊昭委員長、浜口雅英副委員長、神﨑公顕委員、山本政人委員。（５）委員以外の出席、倉田　明議長。（６）執行部出席、益田土木管理課長、山本参事。（７）委員会書記、山口議会事務局長。（８）調査の方法、概要の聴取後、現地調査を行い意見を集約した。３、調査の結果及び概要、町道認定に伴う執行部からの説明。①延長及び幅員等、町が定めた「町道の認定に関する要綱による評価表」の要件を全て満たしている。②今回申請の路線についての土地の所有権は、全て町の所有となっている。４、委員会の取りまとめ、町道認定の要件を満たしており、国道３８９号線と町道黒瀬線を結ぶ連絡路として利用されており公共性がある道路であることから、「認定すべき」と決定しました。

これで報告を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　説明が終わりました。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これで報告第３９号を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　議案第２３１号　平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第８号）

○議長（倉田　明君）　日程第４、議案第２３１号、平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第８号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君）　議案第２３１号、平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第８号）案についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に２，５０９万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６１億２，４２７万８，０００円とするものでございます。

今回の補正予算は、３月までの精算見込みや国庫補助金等の確定に伴う補正が主なものでございます。歳入につきましては、都呂々ダム地権者生活安定資金貸付金の整理、志岐拠点避難地の住宅移転補償費の確定による地方債の増額、国・県補助金等は確定により減額となっています。

歳出につきましては、都呂々ダム地権者生活安定資金貸付金は、財政調整基金に積み

立て、又、事業の確定による元気基金の積み立てによる積立金の増額、農林水産業費で特定農業用水管等特別対策事業の増、消防費で拠点避難地の住宅移転補償費について不動産鑑定評価額が決まりましたので、その増額を計上しています。

なお、内容につきましては、企画政策課長からご説明いたさせますのでよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　それでは、議案第２３１号、平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第８号）案の内容についてご説明申し上げます。

平成２５年度苓北町一般会計予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ６１億２，４２７万８，０００円とするものでございます。

５ページをお願いします。第２表、繰越明許費ですが、主に２月の補正予算でお願いしました経済対策事業の他、民生費で制度改正に伴うシステム改修事業、農林水産費で継続事業の志岐釜海岸保全施設整備事業、臨港道路の漁村再生交付金事業、土木費で町道改良事業、富岡港改修事業負担金、消防費で緊急防災・減災事業の拠点避難地整備事業を繰り越すこととし、それぞれ１７の事業及び金額を次年度へ繰り越すものです。

６ページをお願いします。第３表、債務負担行為補正（変更）ですが、平成２６年度及び平成２７年度までの公の施設の指定管理者の業務委託について、消費税が４月から８％に上がることから、次の４施設について協定書に基づき増額する必要があり、変更を行うものです。

７ページをお願いします。第４表、地方債補正、１、追加ですが、特定農業用水管等特別対策事業において、公共事業等債９０％充当で限度額９００万円の追加です。２、変更ですが、緊急防災・減債事業債は、防災行政無線更新整備、消防車両購入費等の確定により２７０万円の減額、拠点避難地整備事業の住宅移転補償費等で２，６２０万円の増額で、合わせて２，３４０万円の増額で、限度額を２億２，２２０万円に変更するものです。公共事業等債は、それぞれ確定見込みによるもので、道路事業が２９０万円減額で、６９０万円の限度額、富岡港改修事業負担金が１００万円の減額で９００万円の限度額、歴史まちづくり事業ですが、１００万円の増額で２，８１０万円の限度額に変更するものです。補正予算債は、歴史資料館整備事業に一般財源を６４０万円充当することで、５億８，８６０万円の限度額に変更し、急傾斜地崩壊対策事業負担金は少額のため一般財源化し、０円に変更するものです。

１０ページをお開きください。歳入でございます。款９、地方交付税、節１、地方交付税は、最終確定により１６９万６，０００円の増額です。

１１ページをお願いします。款１１、分担金及び負担金、項１、負担金、目１、民生費負担金、節２、児童福祉費負担金は、保育所入所児童保護者負担金の精算見込みによ

りまして４５０万円の減額です。

１２ページをお願いします。款１２、使用料及び手数料、項１、使用料、目１、農林水産業使用料、節１、漁港使用料は、精算見込みにより２万５，０００円の増額です。

１３ページをお願いします。項２、手数料、目３、農林水産業手数料、節２、堆肥センター手数料は、下水道汚泥処理手数料の実績見込みで７０万円の減額です。

１４ページをお願いします。款１３、国庫支出金、項１、国庫負担金、目１、民生費国庫負担金、節１、社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費が伸びたことにより、国負担分１００万円の増額、節２、児童福祉費負担金は、保育所運営国庫負担金の精算見込みで９１３万７，０００円の減額、節３、国保保険基盤安定負担金は実績見込みにより３万２，０００円の減額です。

１５ページをお願いします。項２、国庫補助金、目１、民生費国庫補助金、節１、社会福祉費補助金は、障がい者総合支援法改正に伴うシステム導入費に係る２分の１補助で、５３万２，０００円の増額、目３、土木費国庫補助金、節２、道路橋梁費補助金は、道路改良事業の事業費確定により３８３万９，０００円の減額、目４、教育費国庫補助金、節３、社会教育費補助金は、歴史まちづくり事業の事業費確定により３６０万円の減額、目６、消防費国庫補助金、節１、災害対策費補助金は、民間等の耐震診断への補助金で、申し込みがありませんでしたので３３万６，０００円の減額です。

１６ページをお願いします。款１４、県支出金、項１、県負担金、目１、民生費県負担金、節１、社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費の県負担金分で、国負担金の２分の１、５０万円の増額、節２、児童福祉費負担金は、保育所運営負担金の精算見込みによる県負担金５０２万３，０００円の減額、節３、保険基盤安定負担金１２４万８，０００円の減額は、国保保険基盤安定県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金の精算見込みによるものです。

１７ページをお願いします。款１４、県支出金、項２、県補助金、目１、総務費県補助金は、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金の地方バス運行補助金及び緊急雇用創出事業交付金の額の決定により、７５万８，０００円の減額、目２、民生費県補助金、節３、児童福祉費補助金は、保育士等処遇改善臨時特例交付金の精算見込みで１７８万円の減額、目３、農林水産業費県補助金、節２、農業費補助金も確定により１万５，０００円の減額、目４、衛生費県補助金、節２、環境衛生費補助金も同じく海岸漂着物地域対策推進事業費の精算見込みにより２１万円の減額、目５、教育費県補助金、節２、小学校費補助金も事業費の確定により５，０００円の減額です。

１８ページをお願いします。款１４、県支出金、項３、県委託金、目１、総務費県委託金、節４、統計調査費委託金は、各種統計の精算に伴い２３万７，０００円の減額です。

１９ページをお願いします。款１５、財産収入、項２、財産売払収入、目３、生産物売払収入、節２、堆肥売払収入は、堆肥売り払いの精算見込みで１５０万円の減額です。

２０ページをお願いします。款１７、繰入金、項１、特別会計繰入金、目３、宅地造成事業特別会計繰入金は、宅地売り払いの実績により６１３万９，０００円の減額です。

２１ページをお願いします。款１９、諸収入、項３貸付金元利収入、節１、貸付金元利収入は、都呂々ダム地権者生活安定資金償還金ですが、償還の目途が立たないため整理を行うことによる２，３６９万９，０００円の貸付金収入です。

２２ページをお願いします。項５、雑入、節２、雑入は嘱託職員の社会保険料等の精算による減額と、市町村振興協会からの宝くじ益金配分として３８９万５，０００円、市町村振興事業補助金として６３万４，０００円の増額で、合計で４０１万９，０００円の増額です。目２、過年度収入、節３、民生費負担金過年度収入は、確定に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合負担金過年度収入として１，０５８万６，０００円の増額です。

２３ページをお願いします。款２０、町債、項１、町債、目１、農林水産業債、節２、農業債は、特定農業用水管等特別対策事業の負担金の９０％、９００万円の増額、目２、土木債は、それぞれ事業の確定に伴い４９０万円の減額、目３、消防債、節２、緊急防災・減災事業債は、事業の確定による減額と拠点避難地の住宅移転補償費の増額等により、２，３４０万円の増額、目４、教育費、節２、社会教育費は歴史まちづくり事業の精算見込みによる１００万円の増額、目６、補正予算債は経済対策関連で歴史資料館に一般財源を６４０万円充当することで６４０万円の減額です。

２４ページをお願いします。歳出です。款１、議会費、目１、議会費は、委託料が不足することで使用料及び賃借料と節間の組み替えです。

２５ページをお願いします。款２、総務費、項１、総務管理費、目１、一般管理費、節９、旅費２３万４，０００円、節１１、需用費の１６万円、節１２、役務費の１１万円、節１４、使用料及び賃借料９万円の増額はそれぞれ不足しますので増額補正し、節１９、負担金補助及び交付金は精算見込みにより４７万１，０００円の減額です。節２５、積立金は、宅地売り払いの実績に伴う宅地造成事業特別会計からの繰入減により、土地開発基金積立６１３万９，０００円の減額、都呂々ダム地権者生活安定資金貸付金収入をそのまま財政調整基金に積むことから、２，３６９万９，０００円の増額、苓北町地域の元気基金積立は、町河川補修事業など元気交付金事業の事業費確定に伴い３６９万９，０００円の交付金の残額が生じましたので基金に積み立てるもので、積立金は合わせて２，１２５万９，０００円の増額です。目６、企画費、節１９、負担金補助及び交付金ですが、１１月から苓北観光汽船が運航しております海上タクシーにおいて、天気が悪く欠航が多く、計画より収益が少なかったことで、長崎天草航路事業補助金として１５０万円の増額です。目９、電源開発調査費は、修繕料が不足することから旅費との

節間の組み替えです。目１１、地域間交流費、節１１、需用費は、友好親善大使名刺作成に伴う印刷代４万８，０００円の増額、目１２、庁舎管理費、節１１、需用費は、修繕費の不足分を見込んで２０万円の増額、目１３、電算システム管理費、節１１、需用費は消耗品費、修繕料の精算見込みで３６万円の減額です。

２６ページをお願いします。項５、統計調査費、目２、指定統計費は、確定に伴い２３万７，０００円の減額です。

２７ページをお願いします。款３、民生費、項１、社会福祉費、目１、社会福祉総務費、節２８、繰出金は、国保特別会計の精算に伴う繰出金ですが、保険基盤安定分が１５９万９，０００円の減額、出産育児一時金分が２８万円の増額、財政安定化支援事業分が１，０５３万９，０００円の増額、事務費分として１９１万７，０００円の増額、合計で１，１１３万７，０００円の増額補正です。目２、老人福祉費、節９、旅費は実績に伴い費用弁償を６万円減額、節２０扶助費は、精算見込みにより敬老祝い金１４万円の減額、老人ホーム入所者の増が見込まれるため、８０万１，０００円を増額し、合わせて６０万１，０００円の増額です。目４、介護保険事業費は、節８、報償費で介護保険計画アンケート調査員謝礼として２０万円増額、目５、後期高齢者医療費、節２８、繰出金ですが、後期高齢者医療特別会計繰出金、事務費分、保険基盤安定分と合わせて５６万６，０００円の増額です。

２８ページをお願いします。目６、障害福祉費、節１、報酬、節９、旅費、節１２役務費は、認定審査件数の増に伴い不足分を増額、節１４、使用料及び賃借料は、障がい者総合支援法改正に伴う障害福祉サービス請求審査システムリース料として、４９万９，０００円の増額、節２０、扶助費は障害者自立支援介護給付費の３月までの実績見込みで２００万円の増額、節２３、償還金利子及び割引料は、生涯福祉事業補助金返還金で１３万４，０００円の増額です。

２９ページをお願いします。項２、児童福祉費、目１、児童福祉総務費、節１９、負担金補助及び交付金は、保育所運営費補助金及び保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の精算見込みで、２，１７８万円の減額です。

３０ページをお願いします。款４、衛生費、項１、保健衛生費、目１、保健衛生総務費、節２０、扶助費は、養育医療給付費と妊婦健診受診費助成は、実績見込みで減額、不妊治療費医療費助成は実績に伴い４３万５，０００円の増額で、合わせて３６万２，０００円の増額です。目２、予防費、節１３、委託料は、それぞれの予防接種委託料の実績見込みで１，０７４万円の減額です。

３１ページをお願いします。節１９、負担金補助及び交付金は、肺炎球菌ワクチン予防接種補助金の精算により５万円の減額です。目５、健康増進事業費、節１３、委託料は、健康診査委託料を初め、それぞれの各種委託料の精算見込みで３１万６，０００円

の減額です。目６、保健センター費、節１１、需用費は、保健センター下水道管修繕に伴い５０万４，０００円の増額です。

３２ページをお願いします。目２、塵芥処理費、節４から節１４、使用料及び賃借料までは、緊急雇用創出事業の不法投棄対策と海岸漂着物地域対策推進事業の精算見込みによるもの、節１９、負担金補助及び交付金は中区へのゴミ収集容器の購入費補助１０万円の増額です。

３３ページをお願いします。款５、農林水産業費、項１、農業費、目３、農業振興費は、財源区分の組み替えです。目５、農地費、節１７、公有財産購入費は大円排水路改修工事の実績に伴い、２０万７，０００円の減額、節１９、負担金補助及び交付金は、県の予算が付いたことから特定農業用水管等特別対策事業負担金、事業費の１０％の１，０００万円の増額です。目７、堆肥センター管理費、節１１、需用費、節１６、原材料費はそれぞれ実績見込みで、合わせて８０万円の減額です。

３４ページをお願いします。項２、林業費、目１、林業振興費の節１、報酬から節１４、使用料及び賃借料までは、緊急雇用創出事業鳥獣害対策の精算に伴う減額、節１７、公有財産購入費と節２２、補償補填及び賠償金は、中尾川水質浄化林用地取得に伴う減額で、合わせて１０５万６，０００円の減額です。

３５ページをお願いします。項３、水産業費、目２、漁港管理費、節１１、需用費は、修繕料の不足分として３３万円の増額、目３、漁港建設費、節１３、委託料は、志岐臨港道路、三会川橋梁設計委託の確定により、測量設計委託料７７５万円の減額、節１５、工事請負費は、海岸保全施設整備町単独分の事業費確定により２８２万４，０００円減額、補助分で海岸保全施設整備に５０万円、臨港道路整備に１，０００万円増額し、合わせて７６７万６，０００円の増額です。

３６ページをお願いします。款６、商工費、目２、商工業振興費、節１１、需用費は、物産館非常用照明器具取り替えに１３万円の増額、節１９、負担金補助及び交付金は、中小企業振興資金利子補給補助金の精算見込みで２９万円の減額です。目３、観光費は、実績により節１３、委託料で２０万円、節１９、負担金補助及び交付金で６万６，０００円の減額です。目４、温泉センター管理費、節１３、委託料、温泉センター管理委託料は工事に伴う休館の保守点検として、指定管理委託料２２万４，０００円の増額、監理業務委託料は実績により５万円の減額、合わせて１７万４，０００円の増額、節１５、工事請負費は実績により８６万４，０００円の減額です。

３７ページをお願いします。款７、土木費、項２、道路橋梁費、目３、道路新設改良費、節１５、工事請負費は、事業費の確定により６７３万９，０００円の減額です。

３８ページをお願いします。項３、河川費、目１、河川総務費、節１１、需用費は三会川護岸嵩上げの完了に伴い５３万３，０００円の減額です。

３９ページをお願いします。項４、港湾費、目１、港湾管理費は、地方債を一般財源に組み替える財源区分の変更です。

４０ページをお願いします。項５、住宅費、目１、住宅管理費、節１８、備品購入費は、町営住宅の消火器更新に伴う購入費の不足分として３万４，０００円の増額です。

４１ページをお願いします。款８、消防費、項１、消防費、目２、非常備消防費、節１、報酬４５万円の減額、節８、報償費４万円の増額、節９、旅費７７万円の減額は、精算見込みによるものです。節１５、工事請負費は、防災行政無線設備更新工事の確定により、３７７万7，０００円の減額、節１８、備品購入費は、消防の信号ラッパ１０本の更新とＡＥＤ６台の更新に伴い１８０万２，０００円の増額、節１９、負担金補助及び交付金は、確定により３２万円の減額です。目３、消防施設費、節１５、工事請負費は、消火栓工事等の確定により６０万円の減額、節１８、備品購入費は車両及び小型ポンプの購入の精算により５９万３，０００円の減額です。目４、災害対策費、節１７、公有財産購入費は志岐拠点避難地に伴う土地購入費で、不動産鑑定評価額により５８１万９，０００円の減額です。

４２ページをお願いします。節１９、負担金補助及び交付金は、実績に伴い６７万２，０００円減額、節２２、補償補填及び賠償金は先程の公有財産購入費と関係しますが、志岐拠点避難地事業に伴う住宅移転補償費、２件分で不動産鑑定評価額により３，０１８万８，０００円の増額です。

４３ページをお願いします。款９、教育費、項１、教育総務費、目２、事務局費、節９、旅費、節１１、需用費、節１２、役務費は、精算見込みによるもので合わせて５，０００円の増額です。目４、語学指導費、節１、報酬、節１１、需用費も精算見込みにより、合わせて３１万円の減額です。

４４ページをお願いします。項２、小学校費、目１、学校管理費、節１１、需用費、２６万円の減額、節１４、使用料及び賃借料１４万円の減額、節１６、原材料費２万円の減額は、精算見込みによるもの、節１８、備品購入費は、小学生のサッカー大会が１１人制から８人制に変わっていることから、８人制のサッカーゴールネット等４校分の購入費の他、４小学校で必要な備品購入として１８５万４，０００円の増額です。

４５ページをお願いします。項３、中学校費、目１、学校管理費、節１１、需用費、７５万円の減額、節１４、使用料及び賃借料２万５，０００円の減額は、精算見込みによるもの、節１８、備品購入費は、教材備品の確定で８万４，０００円減額、その他の備品で特別支援学級用ついたてや理科備品など、中学校で必要な備品として８０万２，０００円増額、合わせて７１万８，０００円の増額です。

４６ページをお願いします。項４、社会教育費、目１、社会教育総務費は、精算見込みによるものです。目４、文化財保護費、節１３、委託料は大手門、トルレス公園の確

定により測量設計委託料２０３万２，０００円の減額、監理業務委託料として大手門整備事業に１００万円の増額、節１５、工事請負費は、大手門整備事業補助分に１０３万２，０００円の増額です。

４７ページをお願いします。項５、保健体育費、目２、学校給食費は嘱託職員等の精算で１万５，０００円の減額です。

これで、一般会計補正予算（第８号）案の説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　１９ページの堆肥の売り上げが減少する見込みということですが、どういう理由なんでしょうか。

それから２１ページの都呂々ダム地権者関係は後で条例が出てくるあれと関係のあっとですかね。そこはまだわからん、又、債権放棄のところで又、お尋ねしますけども、どうも理解出来ません。

それから４１ページ、４２ページの２２、住宅移転補償ですが、７日にいろいろ説明がありました。それで７日にはサッカー場の話は出てこなかったわけですが、１面ぐらいは取れるだろうという程度の話でしたが、具体的に１面なのか２面なのか、それとも計画を取りやめたのか。それから計画高が当初平成２５年の９月には、サッカーコート１面、２面をメインとし、１面の場合は金額が１億６，３００万円、２面の場合は３億３，７００万円、それで仮設住宅予定戸数は２５３戸を示されました。そのときの計画高は２５ｍで、住宅用地面積は２万２，８７５㎡という説明だったと思います。それで、計画高が３０ｍ、結果的にはＣ案の３０ｍになったわけですが、３０ｍと３２ｍという検討もされておるようです。２５ｍの場合と比較しますと、住宅用地面積は２５ｍが２万２，８７５ｍ、３０ｍにすれば１万４，８７３になりますかね。総面積は示してありませんでしたけども、縦と横を掛けるとその数字になろうかと思います。計画戸数が３０ｍの場合は１９６戸です。面積ではですね、６５％になってしまうわけですね、上げることによって。それから戸数は７７％になってしまいます。これも先の広報れいほくの中で仮設住宅用地が不足するというふうな町の考えを示されておりました。

ところが、こういう結果でこの前の説明のような形で工事を進められるということになれば、基本的な考えっていう位置が見えにくいというふうに思います。

それから又、高さの問題を取り上げますと、現在、上津深江に造成しておられる防災ゾーン造成工事の計画高は２５ｍで計画してあります。とすると、この２５ｍと３０ｍ、この５ｍという差はどのように理解すればいいのか。

それから７日に質問しました遊園地の部分ですね、先程断面図の資料をいただきました。このときに工種ごとの事業費を示されましたけども、この部分はもう既に先日示さ

れた工事費の中には算定されているのか、それとも又、算定し直すのか。

それからもう１つですが、国の基準に基づいて仮設住宅はですね、９坪という話がされましたけども、単純に犬小屋とか何とかならわからんでもありませんが、人が生活する中で９坪の場合は、国の基準では何人をその９坪の中に入っていただけるようになっているのか。それと標準的な間取りといいますか、風呂とかトイレとか、４畳半２間とか、そういうことがあろうかと思いますので、そういう部分はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　１９ページの堆肥売り上げの見込みの理由ですね。減額のですね、については当初ですね、平成２５年度予算のときにも説明したと思いますけれども、平成２１年からですね、堆肥の料金を取るようになってから堆肥の持ち込みが少なくなったということで、持ち込み料のですね、手数料、それを半額とか半額以下にしたわけですが、その影響もあってですね、持ち込み量は増えるだろうというような予測をしておりました。それと減った分をですね、増えた堆肥で賄うというようなことで平成２３年度の実績の１１５％で計算をしたというような説明をしたと思っております。

それで取りかかってみたんですけれども、実際の売り上げの推移を見てみますとですね、指定店で売ってある堆肥についてはですね、それほど減少はないんですけれども、他のいわゆる農家さんが直接買いに来られる量とかですね、そういうところあたりが減って、今の状況でいくと１５０万円ぐらいの減になるということでございます。

ちなみに、糞尿の持ち込み量につきましてもですね、値段が安くなったことで増えるかと思っておりましたが、当初増えたわけです。ずっと１年間を推移してきた中でですね、ほぼ平成２３年、２４年度と少し減少程度の実績ということでこういうことになりました。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　２１ページの都呂々ダム建設用地の地権者安定資金のことですけれども、これは都呂々ダムを建設する当時、土地の代金以外に結局、生活安定資金という形で貸付金をお支払いされております。土地代の１００分の７．５を乗じた額を生活安定資金という形でそのダムに関連する水路とか道路とか、土捨て場に当たる部分の方にお支払いされてるわけですけれども、そのうちの３分の２を本人にお渡しして、３分の１をもう町の方が管理をしてその利息で償還をするというような方法を取られてるわけです。それで今はもう昭和５９年から平成２２年まで１０６件の地権者の方にその生活安定資金という形で貸し付けて、３分の１を定期の方に入れられてやっておりましたけども、当時は非常に利率も高いということでもう２０年か３０年したらそ

この貸付金まで達するという形で交渉がなされておりまして、今、非常に利率が下がっているということで、もう３０年経過しますけれどもそこまでは到達しないということで今後、到達するまでは１００年以上かかるというようなお話でしたので、監査委員さんの方からも「早目に整理された方がいい」というお話もありました。そういう中で、貸付金額は３，０８７万５，０００円で、当時預入金額は１，０２９万６，０００円です。まだそこの貸付金額までには達しないということで、一応弁護士さんの方にもご相談しまして、一応町が債権放棄するという形で手続きを行うと法律的には問題はないということで、この後債権の放棄に関するものと条例の廃止に関するものを議案の方で提案をさせていただくような形にしております。

○議長（倉田　明君）　４１ページと４２ページの件。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今の浜口議員のご質問でございます。まず、今回３０ｍの高さで設定をしました。これは、昨年の９月の補正予算のときに示した図面は、サッカー場の当初の検討委員会のときで２５ｍということで出しておったわけですが、その折に、昨年９月に今回は答弁の中で３０ｍから３４ｍの高さで検討をするということ。それで地山をですね、なるだけ使う中でということで３０ｍから３４ｍの中で今回は比較をいたしました。その中で、先日全員協議会で説明させていただきましたけども、Ｃ案ということで決定をさせていただいたところでございます。

それから、今回、遊園地の部分についてでございますけども、今回は、あくまでも造成地としてその一部として遊園地等の場所を確保する、そういう造成事業でございます。この遊具の移転等そういうのにつきましては今回の造成費の中には入っておりません。

それから、先程９坪という根拠でございますが、これにつきましては、これは国の方の応急仮設住宅の設置に関するガイドラインというのが示されておりますが、この中であくまでも仮設住宅の規模は１戸当たり９坪を基準とする。ただ、これは応急仮設の住宅の場合であって、所帯人員を無視して一律に同じ規模にするものではない。例えば、多人数の所帯に対しては、又、その人数に応じた面積、それから単身世帯に対しましては単身世帯に応じた面積ということをガイドラインで示されております。

ただ、今回の算定に当たりましては、あくまでも１戸当たりの基準を９坪という形でこの戸数を算定させているところでございます。以上でございます。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　高さの問題のでのご質問があったんですが、これについては議会の中からもですね、周辺の施設との兼ね合いが２５ｍでは取りにくいんじゃないかというご指摘も受けて、我々も適切なるご指導だったということを考えました。それとなるだけ地山を使いたいということ、併せた中で高さの検討が大分違ってきたところでございます。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　まず、１戸当たりの国の基準ということです。確かに国は日本全国を見るわけですので、なかなか詳細という言葉は不適切かもしれませんが、より生活出来るような形をやっぱりすべきだろうと思います。３．１１の状況は１０日前ぐらいまではほとんど報道もなかったわけですが、最近、朝から晩までずっとそのことをテレビあたりでは報道しております。その中で、やっぱり仮設住宅に住んでおられる方が亡くなられると、その原因は３年ぐらいなってですね、何といいますか、住環境が不適切だということが原因で亡くなられる方もかなりおられるという報道もあっております。

それで、私は国の基準は基準として、それを苓北町の場合はそこの仮設住宅を必要とされる戸数も、所帯数も調べておられるようですので、だから何戸足りないんだという言葉も出てくるわけですから、もうちょっとせっかく仮設住宅用地として造るのであれば、やっぱりそこら辺ももうちょっと具体的にですね、完璧という１００％はいきませんけども、仮設住宅になおったから、これもいろんな話がこれまでの話で出ておりますように、何箇月仮設住宅にいるのかわからんという状況もあろうかと思います。そういうことで、仮設住宅をするならばやっぱりそこら辺まで配慮すべきだというふうに思います。

それから関連して、１つはライフライン、水道とかですね、下水とかそういうものもあろうかと思いますが、地震が来て津波が来るわけですので、そういうものは分断されてしまうということも予測されますが、そういうことについての説明も一切ありません。

それから私が工事費のお尋ねをしたのは、遊園地を移設するということよりも当初示されていた土羽部分は、今日、変更の図面を見せていただきましたので、それは入っていないんでしょうかということです。

それから、やはり高さの話出ましたけども、周辺との景観を議会の中でちょっと自分は記憶ありませんけども、議会から出たということですが、周辺と合わせるということならば高さを低くすべきであって、周辺と合わないから高くするんだというのはどういうことなのか、理解出来ません。

それから、出来るだけ地山で処理するということであるのならば、これも同じように高くすれば高くするほど地山では足りなくなってきます。ということは他所から搬入土を持って来て、その土地を造成しないと高さは保てないわけですので、そこら辺もどうも私には理解が出来かねます。

それから堆肥センターについては、資源循環型の構築という形で取り組んでおられます。今、お話聞きますと、農家の方の直接購入が減ってきたということですので、やはりそこら辺は、漁協の場合は漁業権の話をしたら発言を取り下げられましたけども、ＪＡの皆さんともですね、十分協議をされて町が進める資源循環型社会の構築に向けて、

尚一層努力をしていただきたいというふうに思います。

それから都呂々ダムのはどうもわかりにくいので、又、別の機会にお尋ねします。以上です。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　遊園地のですね、面積でございますけども、図面でお示ししておりませんでしたが、予定しておりますのはこの３０ｍから２５ｍに下りまして平地ができます。この斜面の部分の面積につきましては６００㎡、それから平地の部分につきましては４７０㎡を予定しております。

それと周辺との高さについてでございますが、現在３０ｍの予定地の施設の温泉センターですが、これは３９ｍから４０ｍ、それから武道館がですね、２７ｍという高さでございますので、そこの施設の高さを考慮して３０ｍという高さを決定したところです。

それからこの地山の処理につきましてでございますが、先日説明会の中では説明が不足しておりましたけども、今回のＣ案につきましてでございますが、予定ではこの掘削を大体現在の地山が３７ｍから３３ｍという形で、大体今のよくグラウンドゴルフをする所の高さがあるんですが、そこを掘削いたしまして裏の方の城山五反田線の方のあちらの方が斜面で下がっておりますけども、そちらの方に泥をします。その予定では約５万２，０００ｍ^{3}ぐらいを泥をしまして、平地に持って来まして、５万ｍ^{3}ぐらいを締固めをするということで切り盛りをですね、搬出しないで済むような形でが３０ｍということで、それから前回も申し上げましたが、ＡＣⅡにつきましても今１万２，０００ｍ^{3}という形で他のＡＢＣＤ４つの中で一番土の土量の切り盛り、それからＡＣⅡの搬入量が少ないと。それとあと例えばＡ案にいたしまして、これを全部擁壁でしますと、（「議長」と呼ぶ者あり）残土が増えてきます。

○議長（倉田　明君）　はい。

○町長（田嶋章二君）　質問はしとらんとやけん言う必要はなかと。

○議長（倉田　明君）　答えていいですけども、核心だけできるだけ述べてください。

何かありますか。

○２番（浜口雅英君）　よかです。

○議長（倉田　明君）　山下君。

○８番（山下時義君）　私は、この４２ページのですね、住宅補償費のことについて２点だけお尋ねします。先程浜口議員からもちょっと質問があってお答えになっておりませんが、この前の７日の日の全員協議会において、この場所のつまり図面を提出していただきまして、大変理解が深まったわけでございますが、今後ですね、今、大きな議論となっております苓北町の財政の中で起債が平成２５年度末で７２億７，２００万という金額が上がっております。これについては、新年度予算とも関連しますので、この中

には私の記憶でですね、当然国のですね、地方交付税として見込んでいただく金額は入ってはいないかということが第１点です。

先程浜口議員から説明がありましたが、跡地の利用でですね、この地の造成については緊急な場合にはそういう緊急な避難家屋の住宅用地としてが第１点、第２点はサッカー場の建設、第３点目には町民の健康維持のためのグラウンドゴルフとかあるいは野外のコンサートとかそういった諸々の目的を持ってこの造成がなされるというような、最初のですね、目的、このことはどうなっているのかですね。この２点について質問をいたします。これは町長か副町長でいいんですが。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　まず、志岐拠点避難地の部分の事業ですけれども、この事業につきましては、緊急防災・減災事業で行うようにしております。これは、前からご説明しておりましたように１００％借り入れの中で交付税措置が７０％、地方負担が３０％という形になりますので、これは一応元利償還の形で来ますので、非常に有利な事業であるというのは間違いございません。通常の場合、公共等事業等債で借りる場合、交付税措置自体が借り入れも１００％できませんけれども、交付税措置は９分の４を掛けた借入額の掛けた額の半分という形ですので、おおよそ３０％ぐらいしか交付税措置はありません。普通の公共等事業等債で借りる場合ですね。今回の緊急防災・減災事業の場合は、７０％が交付税措置で後年度元利償還に充てられるということですので、有利なものですのでこの事業で進めるというような形で進めてきておるところです。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今の山下議員からの質問ございましたサッカー場についてでございますが、今回は図面の中ではですね、広域避難地ということで避難の分の図面だけしか添付させていただいておりませんけれども、サッカー場につきましては正式なサッカー場１面とそれからキッズといいますか、１面ですね。それとキッズ、これは普通の大人よりも６人制といいますか、それについては３面ですね、この敷地の中で取れるように計画をいたしております。

それと、町民の健康維持等のいろいろそういうのを土地としてはですね、利用を出来ると考えております。

○議長（倉田　明君）　執行部の方から答弁まだありますが、補足ありませんか。

企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　今、ちょっとこちらの手元に持ってる部分につきましては、今度新年度予算の中で地方債の年度末の残高というのが付いていると思いますけども、それはもうご覧になられたと思いますが８０億円という形になっております。７２億円は平成２５年度末という形になると思いますけれども、それで一応計算しており

ますけれども、８０億円の中身ですけれども、まず１つはもう臨時財政対策債はあります。それが２８億円ですね、それは交付税措置はもう１００％という形に前から言うております。

それから、経済対策事業を一応やってきております。それと緊急経済対策事業と通常分という形でやっておりますけれども、そうしまして一応８０億円、来年度平成２６年度末の予算の中で見ますと、８０億円のうち交付税措置が大体４８億７，０００万円、地方財源が３１億７，０００万円ぐらいで、一応交付税措置が６１％、地方財源が３９％という割合の中で推移しております。６１％が交付税措置という形ですね。

○議長（倉田　明君）　山下君。

○８番（山下時義君）　結局、この予算が通りますと、つまりこの仮設住宅、この事業は動き出すわけでありますので、やっぱり執行部とされてはですね、町民にそういう起債の問題とかあるいは跡地の利用とか、そういうことをはっきり町民にもわかるようにしていただかないとですね、ただエコアッシュの製品を利用してその造成をするんじゃないかというような諸々のですね、批判が多いわけですよ。ところがエコアッシュ製品を使うことによって確固たる路盤材としてのですね、有利性があるというようなこともはっきり打ち出して、それで町はやってるんだというようなことをですね、やはり町民に知らせないと今のままではですね、批判だけが強くてその有利性っていうのは全然わからない町民も多くいらっしゃるんですよ。その点は十分考慮してですね、今後事業の推進に私は努めるべきとこのように思っておりますが、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　目先、８０億円の起債になるわけですけども、残高がですね。ただ、これもよく精査をしているはずですけれども、後年度にやらなければならない事業で今度の経済対策に入った分、そして平成２２年、２４年、２５年の経済対策で積み増した分っていうのがあるんですね。当然、そういう借金っていうのは前もって今度は借金をしたことになるんです。ですから、そういう意味では後々しなければならない借金もやったと。その借金の中身というのは補正予算債、これは通常の借金に比べますと１００％貸し付けをしてくれまして、その中の交付税補填が５０％です。先程、公共事業等債の説明をいたしましたが、これは充当率も１００％ではございません。あるいは減災・防災対策債を、これは充当率は全部１００％貸してくれます。元利の償還額が国が７０％、借りた側の地方自治体が３０％ということで、これが従来の防災対策債でございますと７５％しか充当率がありません。

例えば１００万円の工事をして５０％の補助があれば、５０％分を借りなければならないんですが、その５０％分の７５％しか貸してくれません。その上に、３０％の交付税補填しかないわけですね。そういった意味で、前もってやったということで借金は膨

れましたけど、どうせ計画に則ったやつ、私も一般質問でお答えをしたようにですね、まずは計画に載ってたやつの中で、どうしても町持ち出しが大き過ぎてなかなか手が出せなかったやつですね。そしてこの計画に則ったやつでどちらにしろ後年度にやるんだから、やらなければならなかったやつ。そして、計画には載せてなかったけれども、例えば都呂々港みたいに絶対にやらなければならないと思いながら余りにも町の持ち出しが大き過ぎて、躊躇をしておったものが経済対策の中に入ってきましたので思い切ってやったと、そういうことの中で借金が増えております。

ただし、平成２４年度の経済対策は相当補正予算債を組みましたので借金が増えました。増えましたけど、その対策をやったお蔭で元気交付金がたくさん付いてきております。平成２５年度も例えば温泉センターに８，０００万円以上のものは元気交付金で付いてきたやつで丸々使っております。それと併せて平成２６年度はですね、大半の町単独事業で起債事業は相当な件数をですね、この元気交付金３億円近くありましたのでそれを使っております。これはこの事業をやったから来たわけですね。そして従来から予定しておったやつも含めて借金が膨らんだのは短期間にそういうことを圧縮したからそうなったと。将来的な見方からいたしますと、これは町にとって大変なプラスになってくるということで、また平成２６年度ご審議をしていただければおわかりになると思いますが、諸々の町の単独事業の中で相当元気交付金を入れ込んで使わせていただいておりますので、町民の方にとっても大変なプラスになってきたんじゃないかな。丸々これ、国から来た金ですから大変な成果であったと考えているところでございます。

又、今回の防災予定地は、防災予定地がなかなか３ｍ以上の津波が来たときに９００戸以上の浸水家屋と倒壊家屋が出てきますので、その方たちをどう救済するかっていう、仮設住宅用地を確保するかということが大きな課題になってきております。ですから、これを今回造ることによって全部が全部満たされるわけじゃないんですが、相当数の仮設住宅用地の目途が立つということですね。その上に、通常何もないときには町民の健康づくりの場として、当然ですね、お使いいただける。これは坂瀬川グラウンドあたりもサッカー場だけじゃなくて、グラウンドゴルフにそして毎日の散歩に非常に有効に使われております。今度、志岐地区にもこういうのが出来るわけでございますので、サッカーはもとよりでございますが、それよりも日常的な町民の健康づくりの大きな拠点になってくるのではないかなと考えております。平地ですので、これは何かあったときには仮設住宅用地として使っていけるということでございます。

先程から仮設住宅の中身のことについてはありました。そしてこの前のご指摘、ちょっとつながり過ぎるんじゃないかというご指摘もありまして、これは確かに今後、この造成をしながらですね、調整をしていかなければならないと思います。そして一律に決まっているっていうのは、１つはですね、やっぱりプレハブで造るからやっぱり一律に

しとかんとなかなか大量に造れないというのがやっぱりあるようでございます。でも、これも東日本大震災の中で先程、浜口議員から指摘があったようなことも起こっておりますので、今後いろいろ工夫が出てくるのではないかなと考えているところでございます。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　同じく４２ページの件でお尋ねをいたしますけども、先日この事業の事前の説明っていいますか、図面をいただきまして、その中でもちょっと質問回数が多かったんで聞きそびれたものですから本日聞きたいと思いますけども、この公園施設の件についても図面が示されとるわけですけども、仮設用地は標高３０ｍということですけども、公園に関しては標高が２５ｍということで５ｍの差があるわけですけども、この図面の黄色で示されている部分のこの実質法面部分が当然出てくるわけですけども、実質公園化される部分の面積っていいますか、その辺の内容っていうのをちょっとまだ全然説明を聞いてなかったんで、その説明のお願いと、それと本日来るとこの６ページの新たな図面が来とるわけですけども、これいつ説明されるのかわかりませんけど、その辺、２つお尋ねをいたします。

○議長（倉田　明君）　それなら町長の方から、町長。

○町長（田嶋章二君）　遊園地につきましては、今でもちょうど広場から低い方に向かって出来ております。それがちょうど反対側になったというだけじゃないかと、それでご理解していただければと思います。

○議長（倉田　明君）　今、野﨑議員から先程図面の説明の件もありましたが、先だって７日に全員協議会の協議がありました。その折に拠点避難地整備計画の図面の補足と言いましょうか、修正部分があるということでございますので、それを含めて土木管理課長、よろしくお願いします。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　まず、先程申されました公園につきまして、先程申しましたように平地部分については約４７０㎡ですね。Ｃ案につきましてですが、それから斜面につきましてが約６００㎡の予定をしております。

それと、今日お配りいたしました６番目のこの横断のＮＯ．３のところでございますけども、前回のところでこのＮＯ．３の左側の方の緑で書いてある部分が記載されておりませんでしたが、今回、この部分につきましてはですね、３０ｍのところから土羽で１割８分で持っていきまして２５ｍの高さに平地をもっていくという、こういう形に遊園地の部分の地形につきましてはこういう形になるように考えております。以上です。

○議長（倉田　明君）　野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　説明ですと公園部分が４７０㎡、法面が６００っていうことで、法面部分の方が面積が広いわけですけども、これから私も素人なんで図面よくわかりま

せんけども、単純に見て当然、前回の公園からするとすごく狭くなってきとるわけですね。私は前回の９月の移転費用の説明があった折にも言いましたけども、この苓北町で唯一公園と呼ばれるのはもうこの土地、この場所しかないわけですね、現在。まして、今度避難地は当然予算が通ると出来るわけですけども、余りにも公園が隅っこに追いやられてしまって、子どもたちが唯一遊べる場所っていうのはもうほとんどない状態って感じるわけですね。ですから町の施策の中にも住みよいまちづくり、子どもたちがいきいき住めるまちづくりということで表記されているわけですけども、そういった部分からもやっぱり、もうちょっと子どもたちの遊べる公園っていうのは確保してやってですね、避難地も大事ですけども、子どもたちのそういった部分ももうちょっと重きを置いていただきたいなっていうのが本音なんですけども、お考えはどうなんでしょうか。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　今の遊園地も見ていただければわかると思うんですが、遊具を置いてある場所はさほど広くありません。ただ、下の植樹をしてある所に奥行があるんで狭くなったような感じになりますが、遊具は十分に今の程度は置けると見ておりますし、苓北町の中で子どもたちが遊べるっていうのは九州電力の中にも遊具を置いて、それなりのスペースを取ったところもございます。ただ、ここはもっと広くて、そして遊具も置いてあると。遊具を置いてある場所だけ見ればそうでもないですけど、あとその部分が１万６，０００㎡以上ある大きな広場でございますので、子どもたちの遊び場としても最適な所ではないかなと考えるところでございます。

○議長（倉田　明君）　野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　前回質問した折に、町長の方から「これは公園は当然移設出来るんだから」というのでお聞きしておりましたので、私ももっとこの遊具施設部分もですね、もうちょっと面積的に広く取っていただけるものと思ったわけですけども、今回の図面を見て、余りにもちょっと狭いなというのが第一印象だったもんですからお尋ねしましたけども、苓北町でもですね、本渡市内にある公園に西の久保公園ですかね、そういったところに結構苓北町の方も小さい子どもさんを連れて遊びに来られてます。だからそういったのを見るとですね、やっぱりああいう広い遊具もあり、当然散歩とか子どもたちのサッカーも出来るわけですけども、そういった施設もですね、苓北町に欲しいなっていうのが本音なんで、今お尋ねをしたわけですけども、そういった公園化、もうちょっと広く取っていただいて、その遊具も充実したものが出来ないかお尋ねをもう１回いたします。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　これはこの出来上がりも見てからですが、今ある遊具はですね、ちょっと危険なものもあるんですね、子どもが遊ぶのに、縄ではしごを渡ったり。そう

いうところを何か違うのに変えるとか、数的に内容的にはですね、今より遜色のないような形をとっていきたいと考えているところでございます。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１０番錦戸です。何点かお尋ねいたします。

まず３２ページですね、３２ページの７の賃金で２２万２，０００円減額になっておりますけども、臨時雇い賃金ですね。これは海岸清掃分ですかね。海岸清掃の分ですよね。それで、これは県からも補助があっとでしょ。同額ですかね。それで私が思いますのに、予算がなかったらその作業も出来ないわけですが、予算がこれだけ残るとすればもっと海岸清掃をする場所も考慮されて、回数を増やすとかやっぱりそういうことも考えていただければ、そして臨時雇いの人たちもいいんじゃないかなと思いますので、これは今年はこれでもう締めですからあれですけど、新年度の予算対応からやっぱり予算がある分についてはなるだけそういったことも考えていただければなと思います。これはもう要望をしておきます。

それからこの４１ページ、４２ページの関連ですけど、この前の課長からの説明の折に、取付道路のことでお尋ねしましたが、そのとき勾配は８．２５だというふうな答弁でした。そしてこの幅員についてはちょっと後でというふうなことでしたけど、この図面には書いてあるんでしょうけども、ちょっと図面の縮尺が小さいのでちょっとわかりづらかったのでその点もお尋ねすると共に、そしてもう１つはＣ案でいきますと、こっちの図面の右側にもこうして連絡路がありますよね。これの勾配と幅員、こっちも教えてください。

それからこれは町長にお尋ねしたいんですけど、こうして事業を進めていかれる中で最初は健常者の二次避難場所だというふうなことで説明があったと思います。それで、こうして事業を進めていく中で、まあ予算がはっきり国とか県の予算が、許可が決まらないとその事業も名称も正式にはわからないと思いますが、この事業名称の関係と補助金の関係、それはいつの時点でこうして最終的にその事業の名称が決まるのかっていうふうなこと、これは是非教えていただきたいなと思います。

それから、こうして仮設住宅の配置図も書いてありますけども、これはあくまでも便宜上こうして図面に載せてあるというふうなことで私は理解をしております。ですからこれはこれでいいんですけど、ただしかし、私たちにわかりやすくするためにこの数が幾ら取れるんだというふうなそのくらいの認識で今の段階ではいいんじゃなかろうかなと思います。それで面積的にも結構広くなりますのでね、この取付道路の関係が明示してありますのでわかります。それであとは排水路の関係で、流末はどっちの方に最終的にはどれぐらいの排水機能を持ったあれを設置されるのか。今の段階でわかっとったならそれもお願いします。

それから、もう１つは、これは誰だってあの東日本の大きな災害を見ればどこにでもいつでも起こる可能性があるということはわかるんですけども、そういったことで非常時のための用地を造るということも大事なことですけど、この場合の場所でいきますと、これだけの金をつぎ込んで、今あるその多目的広場、ここの機能が潰れてしまいます。その兼ね合いについて又、再度お聞かせをいただきたいと思います。

要するに、今でも私が思いますのに、あれは苓北町にある１つの防災機能を持った防災資源だと、私は今捉えておるわけですよ。ですから、その上にそういった場所がある中で今度これだけの金を積んで、又、上にこうしてこれだけの数の仮設住宅を建てる面積を確保したいという町長のお気持ちですけども、その点とそしてからもう１つは、この前協議会のときも申し上げましたが、町内にある今の施設ですね。例えば苓洋高校も含めたところの校舎を含めたところのああいったことも、やっぱり１つは苓北町の防災施設だと私は考えるわけですよ。ですからそのことも日頃からやっぱりそうして上部間の折衝も詰めていただきたいなと。そういったことでその上で、やっぱりこうして防災施設も必要なんだと、この広場も必要なんだというふうな説得の仕方をしていただきたいなと思います。

それから、先程、山下議員の方からＡＣⅡの話も出ましたけれども、私もＡＣⅡを使っていくそのことは私は事業進出の協定書を見ると、それは苓北町はこういった事業をしていかなければならないと、それはもう理解しますのでね。そういったことでいろんなやっぱり側面がありますので、町長には度々こうして説明もいただいておりますけど、又、この予算を前にして改めて町長からも答弁をいただきたいなと思います。以上です。

○議長（倉田　明君）　水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　３２ページの塵芥処理費の件でですね、要望っていうことでございましたけども、内容につきましてご説明いたします。このようなことで、賃金で２２万２，０００円を減額した補正なんですけども、当初申請の段階でですね、一応２人体制で年間を通して対応をするというようなことで申請をいたしておりました。実際、実施をする中で雇用を確保しようということの中でですね、一応３人体制で輪番でやってもらおうということになりまして、賃金の単価なんですけども、年間を通して２カ月以上雇用する場合には社会保険に加入しなければならないというふうなことになっておりまして、町の場合、社会保険に入るというふうなことになってくる場合には５００円をプラスして、通常の場合は５，７００円、それに５００円プラスして６，２００円を継続して雇用の場合は賃金の単価として設定をしているわけですけども、そういうことで２カ月以上の雇用形態にならなかったもんで、５００円を加算する必要性がなくなって５，７００円っていう賃金体系で雇用をさせていただいたところでございます。そういうふうなことの中でですね、実際の事業量っていうのは同じ、年間を通しての事

業量が出来たわけでございますが、賃金についてはその申請の部分を後で実績っていうか、途中での変更っていうのがなかなか認められにくいような状況を確認いたしましたもんで、そういうふうなことで結果的にはその部分を減額をいたしたというようなことでございます。事業量につきましては当初契約のようなことで出来たということでございます。以上でございます。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今のご質問でございます。まず、この武道館の横についてでございますが、これは幅員をですね、全幅を６．５ｍとしております。ただし、両側にＬ型側溝と左側に５０㎝予備がありますので実質は道路幅員は５．５ｍとなります。

それからこの図面の右の方の温泉センターの方から取付の道路ですけれども、現在、詳細設計中でございますのではっきりした勾配は申し上げにくいんですが、延長がですね、大体１９０ｍ予定しております。この勾配の上の高さと下の高さで約９ｍぐらい違いますので１０％ぐらいになるんじゃないかなというような。ただ、申し訳ありません、詳細設計につきまして今しておりますので、申し訳ないですが概略です。

それからこの排水路につきましてでございますけども、この分につきましては図面の下の方にですね、道路の城山五反田線がありますが、そちらに河川がございます。そちらの方にですね、持って来るように計画をいたしております。この排水につきましては、予定では３００から７００㎜の深さで持っていく予定ですが、これにつきましても詳細設計につきましては現在行われておりますが、大体３００ぐらいの側溝であとは高さに応じて可変側溝をする予定でございます。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　まず、ここに造ったということについてのご質問であったわけでございますが、一応大半が町有地であると。後でいろいろご希望をお伺いしたり、ご指摘をいただいたりして２名の方の土地を買収ということになりましたが、やはり圧倒的に対象の買収家屋が少ないと、買収者が少ないということでもありまして、そして併せて大体町の中心になるのではないかなと。これはあくまでもサッカー場をどこに造るかっていう活性化検討委員会でも出てきた話でございます。又、ちょうどその頃ですね、県の有識者会議で大体どの程度の災害になるのかっていうやつが出てきておりまして、南海トラフ関係で３．１ｍ、それに日奈久断層・布田川断層とが絡まってくるとやはり３．１ｍはあるだろうと。雲仙についてはわからないという話ですね、どのくらいか。甚大になる可能性もありますが、そういうことを併せて考えたらやはり９００戸余りですね、３ｍ以上の津波で浸水及び倒壊の家屋が出てくると。その中でやはり詳細はまた総務課長が答えると思いますが、どうしても足りないと。じゃあこれはサッカー場とか

町民の健康づくりに使う広場であれば、通常はそういうことに使っておって、何かあった場合は防災用地として仮設住宅用地に使えると、そういう考え方で今回の計画に至ったわけでございます。

又、この起債をするに当たってですが、昨年にご説明した折には、まだ平成２６年度から以降にですね、先に進む計画はありませんでした。余りにも有利な財政負担、我々にとっては有利、国にとっては余りにも財政負担が大き過ぎるということなんで、来年からはわかりませんよというようなことでございました。じゃあどこでわかるのかというと、例年１２月になると来年度の国の予算編成もおやりになりますが、併せて地方財政計画もおやりになります。交付税を今年は１６億兆円にするのかとか、そういう中でその地方財政計画が決まる折にですね、来年度の起債の関係も出てくるわけでございまして、年末になりまして平成２６年、２７年はやるよというお話を聞きましたから、今回の予算に入れているわけでございますが、最終的には平成２６年度の予算もまだ国も通っておりませんので、これが成立いたしますと、今度は県に下りてきます。県から希望者を募ってこの事業が適正であるかどうかを正式に決めていただいてゴーサインが出てくると、そういう手順になるところでございますので、今のところ従来ずっと県の当局とは、その担当とは話をしておりますので、予算が成立しますとこの事業にもですね、こちらがご相談してるとおりのものが来ると期待をしているところでもございます。以上でございます。（「予算が現場に下りてきた段階で」と呼ぶ者あり）

防災対策の起債ですね。緊急減災・防災対策債か、（「その事業の名称」と呼ぶ者あり）ああ、拠点避難地整備事業です。これはもう今、県と打ち合わせの中で正式に使いよっとやろ。（「いつ頃から予算がどこまで出来たときその、その次ば尋ねたっですたい」と呼ぶ者あり）もうこの名称は今、志岐地区の拠点避難整備事業ということで県とも下打ち合わせをどんどん進めてます。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　私が尋ねたかったのは、同じ場所でこうして広場を造るのに、事業が最初は仮やったからいろいろな呼び名があったっですよね。それで最終的に志岐地区の拠点避難地というようなことになれば、最終的にそのここの名称が最終的に決まるのはどこの段階ですかっていうことをお尋ねした。それはもう町の方から志岐地区の拠点避難地だというふうなことで、その名称は町の方から持ち出して良かっですか。町の方から。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　これはもう既にそういう起債があったときには是非使わせてくれっていう中で名称を使っているところでございます。はい、町から。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　それからこういったふうで、町の避難地を造ってもらうことはいいことですけども、今まで避難地を造っていただきました。そして私たちが見ておりますと、割合にこうして避難地はもうかなり大きな事業でもすぐこうして取りかかってぱっとこうして出来る感じがありますけども、そこに備える、災害があったときにそれを地域の住民に使っていただくその備品の備えっていうのがどうも施設をあるいは築造することが確実に出来るけど、肝心の災害がもし起きたらどうするかっていうときに、そこに集まる人が大体何人ぐらいってわかりますよね。それでそのための非常備の備品ですたい。例えば、１００人なら１００人分の非常食がどれだけ要ると、水についてはどれだけ要ると。そしてその格納庫はここだというふうなことが非常にこうして、今の防災行政の中ではそれ１つ余りこうして事業そのものを本体事業をすることそのものを取り組んでそれに忙しいからかわかりませんけれども、その分が１つこうして遅れているなと私は感じるわけですよ。ですからね、こういった事業を取りかかってもらうことは非常にいいことですけども、そういったこともお願いをしたいと思います。

それから、もうこれは前も指摘をされておりますが、例えば紺屋町のあの避難地を造るときには、非常に議会からも「少なくとも軽トラぐらいは登るようなことをしてくれろ」と強くお願いも出ておりましたが、これは結果的にはもう角切りの部分がそのままでもう軽トラも登らないような状況でございます。これは後からいろんなメンテナンスをするときも大変な面があると思いますのでね、やっぱりそこら辺はもう十分検討されてそして設計は業者に任せらっとでしょうけども、業者任せにはせず、やっぱり議会でこういった要望があったことは確実に伝えていただいて対応していただきたいなと思います。そうしないとですね、後からもずっとそのことば言わんばんですたい。そして私たちも執行部の皆さん方にとっていいことは言い易いけども、やっぱりこういったことはね、言いづらかですよ。しかし、言いづらいけども勇気を持って言うとかんと、又、この次の似たような事業をするときにはこういったことが起きらんとも限りませんのでね。そういったことでひとつよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　昨年からですね、補正予算等でお願いしたっですけど、備蓄用品を平成２５年度から今、揃えております。当然、平成２６年度にもお願いするっていうことで、水関係は大体５年が耐用年数ですので、そのサイクルで順次揃えていくということで、坂瀬川を例にしますと、坂瀬川全体１，５００人ですけども、熊本県の有識者会議で出された想定によって倒壊、浸水される対象のところが２８０人ぐらいいらっしゃるということで、それの５分の１の５６人、約６０人分を平成２５年度の予算の方で備蓄の用品を揃えたところです。順次、５年計画でそこまで達する。その６年目から又、１年目に揃えたやつの更新っていうふうな形で備蓄品は揃えていきたいという

ふうに考えております。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　坂瀬川の分はわかりました。そうしますと、他の紺屋町とか明神山とか、富岡地区、ここら辺はまだですよね、避難場所については。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　坂瀬川だけじゃなくてですね、富岡、都呂々、紺屋町、明神山、全部（「済んでますか」と呼ぶ者あり）はい。５分の１、５年計画の方はですね。平成２５年に購入した分はもう坂瀬川の分は坂瀬川グラウンド横の備蓄倉庫、それから富岡・都呂々の分は公民館の方に備蓄の倉庫を整備してますのでそこに、紺屋町の分は役場の方に、明神山の分はタワーの上に入れ物がありますので、そこに入れられる分はそこに、そこに入れられない分は役場の方に一応今のところは保管をしてるっていう状況です。

○議長（倉田　明君）　いいですか。他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑ないようでございます。他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。浜口君。

討論がありますので、まず原案に反対者の方の発言を許します。

○２番（浜口雅英君）　反対の立場で、まずこの津波対策につきましては、津波襲来時の波の高さ等々を専門知識を有する人に、基礎資料をですね、検証してもらい、基礎数値等をもとに施策を立てるべきだということは議会の中で何回か発言させてもらっております。それはなぜかというと、町の取り組みも一次避難所は当初１２ｍ、根拠は、とお尋ねしたところ東北震災の３５ｍですか、４０ｍかを参考にしたということでした。その後、実際取り組みされているのは広域避難地として紺屋町が２５ｍ、それから今度の拠点が３０ｍと、それからいろんな話の中で３ｍから４ｍの波が来たらという話もされております。

それで今日、３月１０日は３ｍ以上という話が出ました。こういう中でですね、非常に避難対象にする津波の高さの数値が変わってきていては、具体的な町民の理解を得る中での津波、地震対策の施策の遂行は厳しいものがあるというふうに思いますので、是非、そういう基準を立ててもらいたいと思います。

それから今回補正に上がっているこの地域には、当初は陳情に基づくサッカー場の計画予定箇所であったと思います。そして平成２３年３月の東北震災により広域避難地整備（県仮設住宅用地整備計画）に変更。そしてその後、一時防災公園という話もあったと記憶しております。そして現在は拠点避難地造成事業という名前に変わりました。

それから平成２５年第２０回定例会では５，４３４万７，０００円、うち地方債４，７９０万円。そして今回２，３６９万７，０００円、うち地方債２，６１０万円、これは当然他の財源内訳でマイナス分がありますので地方債の額を伝えましたけども、そういう数値が上がっております。

これまでの補正予算によるこの災害対策費に係る累計は測量費とかそういうもので７，８０４万４，０００円になっております。そのうち地方債は７，４００万円であります。更に、本定例会、明日以降に１億８，７４４万５，０００円、うち地方債１億７，８６２万１，０００円の平成２６年度当初予算の提案が予定されております。今回の補正と新年度当初予算の合計はとりあえず２億６，５４８万９，０００円に上ります。今日の説明の中でもさらに遊園地の移転とか、あるいは当然それに伴う防護柵とかいう形で予算が増えていくというふうに思っております。

そして、建設後のこの広場の管理や具体的な使用の方法も示されておりません。そして一番大事なのは、本事業のメインである仮設住宅についても先程お尋ねしましたが、７日の全員協議会のときにもお尋ねしましたが、住宅の配置とかライフラインの説明は不十分です。というより、本当にそこに仮設住宅を建てるんだという熱意が伝わってこないといいますか、取りあえず広場を造って町民にこの造成事業の目的のために仮設住宅建設予定地というような感じでしか伝わってきません。

それとこれまで議会の中でもこの二次避難所、あるいは仮設住宅については建設用地は既設の公共用施設、広場を仮設住宅も含めてですね、その建設用地は公共用の施設や広場などを検討すべきであるということを議会の中からも再三出されておると思います。

そういう理由によって、この平成２５年度一般会計補正予算（第８号）案には反対します。以上です。

○議長（倉田　明君）　次に、原案に賛成の発言を許します。山下君。

○８番（山下時義君）　私は、原案に賛成の立場で討論を行います。この問題については、もう３年ほどなりますが、東日本大震災がありまして苓北町にも仮設住宅の用地が必要だというようなこと、それでその跡地利用としてサッカー場を利用し、又、町民の健康増進のためにグラウンドゴルフ等々の健康増進のために施設が必要だということで、町長からですね、諮問がありまして、その答申をいたしております。ようやく１２月定例会において有利な起債があったならばこの建設に取りかかるという執行部の提案がなされて、それはいいだろうというようなことで可決をされております。今度、補正予算一般会計にその具体的な数字が上がってきております。７日には図面をもちまして１案、２案、３案、４案と示されまして、最も有利なそして工事費が安くつく、擁壁が余り高くないようなことでやっていくというようなことでの図面であります。

皆さん方もご承知のように災害はいつやってくるかわからないわけでございます。昭

和４７年だったと思いますが、上天草の浦、棚底、宮田とあの地域に大災害がありまして、私もその当時は消防団員でありました。当然のこととして私たちも奉仕作業に行ったわけでございます。近年におきましては、一昨年の阿蘇におきまして大水害もあっております。又、昨年は日本の各地において水害あるいはアメリカで起きるであろうというような竜巻を意識しておったのでございますが、茨城県、千葉県においてもそういう災害があっております。苓北町には大変なそういう地震災害も想定されますが、そういう豪雨災害も山間地の住宅が多いわけでありまして、災害はいつどのような形でやってくるかわかりません。町としてはそういう施設を今ですね、進めることについては非常に時期を得たものと思っております。

私たちの委員会におきましても、やはり町有地を利用し、中心部の志岐地域に建設したがいいではないかというようなこと等の答申もしております。その線に沿ったところの執行部の提案だと思っております。

どうか今後はですね、ややもすれば苓北町にはエコアッシュという誘致企業がありますが、ここのＡＣⅡを使うことについていろいろな批判がありますが、これはよく考えてみますと、そういう路盤材としては最も有利で安価な、しかも後に利用する場合には有利な鋼材であります。こういうことも含めて執行部はですね、町民の健康増進のためにもやるんだというようなＰＲ不足がありますので、いろいろな手段を通じてＰＲをしていただきまして、この地権者のですね、ご協力を得まして家屋補償がスムーズにいって、立派な避難地が出来ることを私は期待をいたしまして原案に賛成をする次第です。以上であります。

○議長（倉田　明君）　次に、原案に反対者の発言を許します。野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　反対の立場で討論いたします。昨年の９月議会においても、この災害対策費２件分の住宅移転補償費２，５００万円が提案されましたが、その際にも反対討論をいたしましたけども、今回提案されている多目的活性化広場はこのままでも十分いざというときの避難所や仮設住宅用地として活用出来ると思いますし、又、件数的に不足であれば町内に手を加えなくても仮設用地として十分利用出来る場所はまだまだあると思います。

今回の計画は、仮設住宅用地でありながら海抜約３５ｍある高台をわざわざ３０ｍの高さまで掘り下げ、まして２件の住宅移転までお願いしてまで行う必要があるのか疑問であります。又、理解も出来ません。

よって、住宅移転補償費については反対をいたします。

○議長（倉田　明君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

他に討論がないようでございます。これで討論を終わります。

議案第２３１号、平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第８号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。したがって、議案第２３１号、平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第８号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお疲れでございますが、休憩を取りたいと思います。１１時４５分まで取ります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時２９分

再開　午前１１時４５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　議案第２３２号　平成２５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）

○議長（倉田　明君）　日程第５、議案第２３２号、平成２５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議案第２３２号、平成２５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）案についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，５６８万７，０００円とするものでございます。

内容について説明いたしますので６ページをお願いします。歳入でございます。款２、繰越金、項１、繰越金、目１、繰越金、前年度繰越金の確定によりまして２万１，０００円を補正するものでございます。

次のページの７ページをお願いします。歳出です。款２、予備費、項１、予備費、目１、予備費２万１，０００円を予備費に増額補正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２３２号、平成２５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２３２号、平成２５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第６　議案第２３３号　平成２５年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第１号）

○議長（倉田　明君）　日程第６、議案第２３３号、平成２５年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議案第２３３号、平成２５年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第１号）案についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ１万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を４，１０３万３，０００円とするものでございます。

内容の説明をいたしますので６ページをお願いします。歳入でございます。款２、繰越金、項１、繰越金、目１、繰越金、節１、繰越金ですけども、前年度繰越金確定によりまして１万３，０００円を減額するものです。

次の７ページをお願いします。歳出でございます。款２、予備費、項１、予備費、目１、予備費、節２９、予備費でございますけども、１万３，０００円を減額補正するものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２３３号、平成２５年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２３３号、平成２５年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第７　議案第２３４号　平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（倉田　明君）　日程第７、議案第２３４号、平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山﨑敬一君）　議案第２３４号、平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ５，０１３万８，０００円を減額し、補正後の予算額を１２億５９５万３，０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、国庫支出金及び県支出金等の確定と保険給付費の決算見込みによる減額に伴うものでございます。

中身についてご説明をいたしますので、６ページをお開きください。

まず歳入ですが、款４、国庫支出金、項１、国庫負担金、目１、療養給付費等負担金５，３６４万円の減額補正につきましては、１月に行いました療養給付費等負担金変更申請書によりそれぞれ確定したものでございます。目２、高額医療費共同事業負担金８万７，０００円の減額と、目３、特定健康診査等負担金２万５，０００円の減額につきましても確定見込みによるものでございます。

７ページをお願いいたします。項２、国庫補助金、目１、財政調整交付金、２，５２５万６，０００円の減額は、２月に行いました実績報告により確定したものです。目４、高齢者医療制度円滑運営事業補助金９万８，０００円の増額は、７０歳以上７５歳未満の方の一部負担金の軽減特別措置に伴う受給者証の印刷等経費に係る分を国から交付されるものでございます。

８ページをお願いします。款７、県支出金、項１、県負担金、目１、高額医療費共同事業負担金８万７，０００円の減額は、高額医療費共同事業確定見込みによるものでございます。目２、特定健康診査等負担金２万５，０００円の減額は、先ほどの国庫負担金同様、確定見込みによるものでございます。

９ページをお願いします。款９、共同事業交付金、項１、共同事業交付金、目１、高額医療費共同事業交付金５４８万２，０００円の減額、それと目２、保険財政共同安定化事業交付金２，０７１万９，０００円の減額補正は、それぞれ共同事業交付金の確定によるものでございます。

１０ページをお願いします。款１１、繰入金、項１、一般会計繰入金、目１、一般会計繰入金、節１の保険基盤安定繰入金は、保険給付費減額に伴い１５９万９，０００円の減額、節２、出産一時金繰入金は出産一時金の１人分不足しておりますので２８万円の増額、節４、財政安定化支援事業繰入金は財政安定化支援事業の確定により１，０５３万９，０００円の増額でございます。節５、事務費繰入金１９１万７，０００円の増額は、国保システム改修等に伴うものでございます。

１１ページをお願いします。項２、基金繰入金、目１、財政調整基金繰入金は財源不足により４，３７１万８，０００円を取り崩し繰り入れるものでございます。

１２ページをお願いします。款１３、諸収入、項４、雑入、目５、特定健診等利用者負担金４万７，０００円の増額及び目６、雑入１８万３，０００円の増額は、いずれも集団検診の消防団員分の個人負担金分でございます。

次に、歳出でございます。１３ページをお願いします。款１、総務費、項１、総務管理費、目１、一般管理費２０１万５，０００円の増額補正は、先程申しました７０歳以上７５歳未満の方々受給者証印刷及び郵送料、それと各システム改修に係る委託料でございます。

１４ページをお願いします。款２、保険給付費、項１、療養諸費、目１、一般被保険者療養給付費は、決算見込みによりまして５，０００万円の減額でございます

１５ページをお願いします。項４、出産育児諸費、目１、出産育児一時金は１名分不足しておりますので４２万円の増額です。

１６ページをお願いします。後期高齢者支援金、１７ページの介護納付金につきましては、財源区分の変更でございます。

１８ページをお願いします。款７、共同事業拠出金、項１、共同事業拠出金、目１、高額医療費共同事業医療費拠出金４４万２，０００円の減額及び目３、保険財政共同安定化事業拠出金１９５万円の減額につきましては、国保連合会による実績見込み額通知によるものでございます。

１９ページをお願いします。款８、保健事業費、項１、特定健康診査等事業費、目１、特定健康診査等事業費１５万円の減額は、集団検診分確定によるものでございます。

２０ページをお願いします。項２、保健事業費、目２、疾病予防費３万１，０００円の減額は、大腸がん検診内視鏡検査補助金の決算見込みによるものでございます。

以上が、平成２５年度３月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いい

たします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２３４号、平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２３４号、平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　議案第２３５号　平成２５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（倉田　明君）　日程第８、議案第２３５号、平成２５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君）　議案第２３５号、平成２５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）案についてご説明いたします。

今回の補正の主な理由は、実績に伴うものの他、平成２６年度対応システム改修によるものです。今回の補正は、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ６６万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億７，７５４万４，０００円とするものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、６ページをお開きください。

歳入です。款３、国庫支出金、項２、国庫補助金、目３、介護費補助金６６万９，０００円の増額は、システム改修に伴う国補助金２分の１相当額でございます。

７ページをお願いします。歳出です。款１、総務費、項１、総務管理費、目１、一般管理費、節１３、委託料１３３万８，０００円の増額につきましては、平成２６年４月１日施行対象分のシステム改修委託料でございます。

８ページをお願いいたします。款３、地域支援事業費、項１、介護予防事業費、目１、介護予防特定高齢者施策事業費、節１３、委託料減額３６万９，０００円は、特定高齢者の介護予防通所事業実績に伴うものでございます。

９ページをお願いします。款６、諸支出金、項１、償還金及び還付加算金、目１、第１号被保険者保険料還付金、節２３、償還金利子及び割引料、減額３０万円は実績に伴うものでございます。

以上が、平成２５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２３５号、平成２５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２３５号、平成２５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、昼食のため１時まで休息をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０時００分

再開　午後１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　それでは、休憩前に引き続き、本会議に入ります。

なお、松野議員は外出届が出ております。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第９　議案第２３６号　平成２５年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

○議長（倉田　明君）　日程第９、議案第２３６号、平成２５年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山﨑敬一君）　議案第２３６号、平成２５年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算のそれぞれ１５万円を減額補正し、補正後の予算額を１億９４９万５，０００円とするものでございます。今回の補正の主な理由は、後期高齢

者健康診査委託料の決算見込みによる減額に伴うものでございます。

中身についてご説明をいたしますので、６ページをお願いいたします。

まず、歳入です。款３、繰入金、項１、繰入金、目１、一般会計繰入金、合計で５６万６，０００円の増額ですが、事務費繰入金の５万６，０００円の減額は、後期高齢者健康診査委託料関係で減額した分と、保険基盤安定繰入金の６２万２，０００円の増額は、後期広域連合からの額確定通知によるものでございます。

７ページをお願いいたします。款５、諸収入、項４、受託事業収入、目１、後期高齢者医療広域連合受託事業収入７１万６，０００円の減額ですが、決算見込みにより後期高齢者健診の１００名分の減額分です。

８ページをお願いいたします。歳出になりますが、款１、総務費、項１、総務管理費、目１、一般管理費７７万２，０００円の減額は、健康診査委託料及びシステム機器点検委託料の１００件分の減額と、国保連合会への健診負担金１００人分の減額に伴うものでございます。

９ページをお願いします。款２、後期高齢者医療広域連合納付金は、決算見込みにより合計で６２万２，０００円の増額です。

以上が、平成２５年３月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２３６号、平成２５年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２３６号、平成２５年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１０　議案第２３７号　平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第４号）

○議長（倉田　明君）　日程第１０、議案第２３７号、平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２３７号、平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第４号）案につきましてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ３９万５，０００円を減額し、歳入歳出の予算総額を２億８，１８５万５，０００円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきましてご説明いたしますので、６ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。款１、分担金及び負担金、項１、負担金、目１、負担金３９万５，０００円の減額でございます。これは実績見込みにより減額するものでございまして、給水装置設置工事加入金につきまして２８万９，０００円の減額、排水管延長工事等負担金につきまして１０万６，０００円の減額となります。これは実績見込みということでの対応でございます。

次に、７ページをお願いいたします。歳出でございます。款１、水道費、項１、水道管理費、目１、一般管理費３９万５，０００円の減額でございます。節４、共済費と節７、賃金につきましては、臨時雇いを予定しておりましたが、必要がなくなりましたのでその分について減額をするものでございます。節１１、需用費２２万３，０００円、これにつきましても実績見込みによりこういうことで補正を行うものでございます。

以上が平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第４号）案の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２３７号、平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２３７号、平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１１　議案第２３８号　平成２５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第５号）

○議長（倉田　明君）　日程第１１、議案第２３８号、平成２５年度苓北町下水道特別

会計補正予算（第５号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２３８号、平成２５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第５号）案につきましてご説明いたします。

今回の補正の内容は、平成２５年度経済対策関連事業を翌年度に繰り越して実施するために、一般会計と同様に地方自治法第２１３条第１項に基づき、明許繰越費の手続きを行うためのものでございます。なお、その内容につきましては、２ページの第１表のとおりでございます。

第１表、繰越明許費、款１、公共下水道事業費、項１、下水道管理費、事業名、マンホール防護事業（社会資本整備総合交付金事業）、金額１，７００万円を翌年度に繰り越して実施するということでございます。

以上が、平成２５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第５号）案の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２３８号、平成２５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第５号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２３８号、平成２５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第５号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１２　議案第２３９号　平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）

○議長（倉田　明君）　日程第１２、議案第２３９号、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２３９号、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）案につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１６３万４，０００円を

減額し、歳入歳出予算の総額を４，５７１万７，０００円とするものでございます。

４ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。借入限度額につきまして５５０万円を減額し、４００万円と借入限度額を変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の詳細につきましてご説明いたしますので、７ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。款１、分担金及び負担金、項１、分担金、目１、分担金１３万４，０００円の減額でございます。これは特定地域生活排水処理事業受益者分担金を減額するものでございます。

次に、８ページをお願いいたします。款７、町債、項１、町債、目１、下水道事業債１５０万円の減額でございます。先程起債の借入限度を減額させていただきました件を１５０万円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。９ページです。歳出でございます。款１、特定地域生活排水処理事業、項２、生活排水処理事業費、目１、生活排水処理事業費１６３万４，０００円の減額でございますが、工事請負費の減額で合併処理浄化槽２基分の減額でございます。

以上が、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２３９号、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２３９号、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１３　議案第２４０号　平成２５年度苓北町宅地造成特別会計補正予算（第２号）

○議長（倉田　明君）　日程第１３、議案第２４０号、平成２５年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　議案第２４０号、平成２５年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）案につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７４８万９，０００円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ４２７万９，０００円とするものです。

それでは、歳入歳出補正予算の詳細についてご説明いたしますので、６ページをお願いいたします。歳入でございます。款１、項１、目１、不動産売払収入を当初３区画見込んでおりましたが、１区画販売のため７４８万９，０００円の減額でございます。

次に、７ページをお願いいたします。歳出でございます。款１、項１、目１、分譲宅地造成事業費を１３５万円減額するものでございます。内訳としましては、節１１、需用費５万円の減は印刷製本費の減、節１２、役務費２０万円の減は広告料の減、節１３、委託料４０万円の減は住宅用地販売促進委託料の減、節１９、負担金補助及び交付金７０万円の減は住宅建設補助金の減でございます。

次に、８ページをお願いいたします。款２、項１、目１、一般会計繰出金を６１３万９，０００円減額するものでございます。内訳としましては、節２８、繰出金を６１３万９，０００円減額は分譲地売却収入が減額となったため、一般会計の繰出金が減額したものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　現在の売却計画予定と当初の計画、要するに残地、当初予算で組まれた計画と結果はどのような状況だったのか、教えてください。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　当初３区画予定をしておりましたが、現在、１区画、財ノ尾の団地でございますが、１区画売却しております。以上です。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　この３区画は全部財ノ尾だったわけですか。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　ちょっとあと２区画につきましてはちょっと調べます。申し訳ありません。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　私がお尋ねしたのはですね、当初予算に１，０９３万６，０００円計上してありますよね。これが当初計画だったと思いますので、この区画は、先程３区画という話がありましたのでこれは財ノ尾かというお尋ねをしたわけですが、それはもう結構です。

３区画のうち１区画しか売れない。ということは、当初予算からすれば２区画が売れんかったわけですね。本当は全体であと何区画残っているのかってお聞きしたかったわけですけども、それも後になるのではないかと思います。

それでこの際ですが、今の坪単価が幾らで、もうちょっとそれを下げるとかそういうことは出来ないんでしょうか。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　今現在のですね、残区画は１４区画でございます。この単価の引き下げにつきましては、今のところ考えておりません。といいますのが、近々に購入された方がですね、最初設定した金額でずっと売却をしておりますので、それを今のところ下げるというようなことは考えておりません。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　確かにですね、最初に買われた方と後から買われたものではですね、単価に差があるということは一見おかしいといいますか、最初に買われた方はちょっと腹立たしい思いをされるやもしれません。しかし、まだあと１４区画抱えたままでですね、このまま宅地造成事業特別会計を抱えていくのかどうかということですよ。やっぱりそこら辺のところは、何らかの手立てを取られて売る予定の宅地についてはいろんな方法を考えてやっぱり処分すべきだろうと思います。いろんな財政の統計なんかを見せてもらうとですね、宅地造成事業特別会計が一番経営の悪い状況にあるようです。これが都市近郊で都市のベッドタウンとか、そういう箇所にあるのなら話は別ですが、この前一般質問の中でも問題提起しましたように非常に交通の便が悪いところです。温泉が湧いて温泉付きのリゾートだという売り方であればですね、又、若干海も見えますし、温暖な土地ですのでそういう売り方では可能だと思いますが、今のままで生活用住宅ということですると、この１４区画はずっといつまでも持って抱いとかんばつまらんと。これが町の財政に負担をかける。これから出る支出は一般管理費だけですのでそうたいしたことはないと思いますけど、やはりそういう財政の負担につながってくるのではないかというふうに思いますので、そこら辺は何とかいい案がなかなか浮かびにくいかとは思いますが、何とか検討してもらって早期に売却してください。以上で終わります。

○議長（倉田　明君）　何か答弁ありますか。

他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２４０号、平成２５年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２４０号、平成２５年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１４　議案第２４１号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（倉田　明君）　日程第１４、議案第２４１号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議案第２４１号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、平成２６年３月３１日限りで熊本県市町村総合事務組合から高遊原南消防組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。別表第１、別表第２第３条第１号に関する事務の項及び同表第３条第９号に関する事務の項中「、高遊原南消防組合」を削る。

附則、この規約は、平成２６年４月１日から施行する。

提案理由でございます。一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

その後に別表関係３枚付いておりますけども、いずれも高遊原南消防組合を削除してあります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　もう少し詳しくその高遊原南消防組合、どうして削るようになったのか。そこまで説明してください。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　高遊原南消防組合が解散ということで、他と合併、一緒に

なるということでこの数の減少ということになっています。

○議長（倉田　明君）　神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　もう少し詳しく、どこと一緒に事務組合がなったのか、もう少し詳しく教えてください。それとその理由を。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　熊本市と一緒になるということで、その高遊原南消防組合という名称がなくなるということでこの数の減少ということになっております。（「そしたら建屋もなくなるわけですか」と呼ぶものあり）

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　合併に伴いまして、高遊原南消防組合っていう名称がなくなると。活動自体はそのまま。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２４１号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２４１号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１５　議案第２４２号　債権の放棄について

○議長（倉田　明君）　日程第１５、議案第２４２号、債権の放棄についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　議案第２４２号、債権の放棄について。

都呂々ダム建設用地地権者生活安定資金貸付金の債権を放棄するものとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

１、債権の内容、都呂々ダム建設用地地権者生活安定資金貸付金、２、債務件数、苓北町都呂々、富田隆ほか１０５件、３、放棄する債権の額、７１７万５，８４６円、４、放棄の理由、この貸付金の償還は、昭和５９年、都呂々ダム建設に伴い水没する土地の地権者を対象に生活安定資金の貸付を行い、貸付金の一部を定期預金に積立、町が管理

しその元利及び利子をもって償還することとなっている。３０年を経過し、利率が低下したことで償還額に達するまで１００年以上かかるため。

提案理由です。債権の放棄について、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるためでございます。

補足の説明をいたします。都呂々ダム建設に伴い、土地代とは別に生活の安定のための貸付を行ってあります。貸付金は土地代に１００分の７．５を乗じた額で、その金額の３分の２を土地所有者に支払い、３分の１を定期預金に積み立て、町が管理し、その元利利子をもって償還金に充てる方法となっております。当時の利率が７．６２から４．３４％の高利率で２０年で十分完済する試算でありましたが、利率が下がり、今は完済する目処が立たない状況となっています。貸付金額が３，０８７万５，０００円、預入金額が１，０２９万６，０００円、本年度３月末元利合計額が２，３６９万９，１５０円となっています。町としましては、貸付年度から３０年を経過し、今後金利が上がることも予想出来ず、１００年以上かかるとなると相続人を含めた継承の管理も大変になってきますので、町がこのまま１００年以上管理をするのかという形になってしまいます。

そこで、弁護士にもご相談いたしまして、町が債権を放棄することで処理は行われるということで、それが法的にも何ら問題もないということで今回提案をするものです。

併せて、債権放棄の議会の議決と条例の廃止の手続きが必要となるということで、弁護士の方からご指導いただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　１２月１２日の全員協議会とですね、先程の補正予算の中で若干説明をしてもらいましたが、まず確認したいのは、債権を放棄するということですけども、このことが別に何かの法律に触れるとかそういうことじゃなくて、１００年かかるからということで理解していいんですかね。

それから、まず土地代といいますか、売却代金の１００分の７．５を乗じた額を貸し付けると。この額が３，０８７万５，０００円ということで理解していいんですね。そのうちにその約３分の１の１，０２９万６，０００円を町が代わってといいますか、積み立てにしたということで良かですね。それで現在高が２，３６９万９，１５０円で、この３，０８７万５，０００円にはあと７１７万５，８４６円が不足するんだということですね。大体わかる。これは、直接に利害関係といいますか、先程ちょっと相続の話が今、課長の方からありましたが、そういうことになってくるのかどうかということですが、いかがでしょうか。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　一応、このことにつきまして弁護士の方にも相談しまして、形的には結局この方法が、個人に当時お金を貸して３０年間で返してくださいと

か、毎年幾らずつ収めてくださいという形ではございませんで、もう３分の２支払って３分の１をこの定期預金としてその元利利子で償還に充てるという時点で、もう本人としてはもうそこで完了した形になっているというお話で、利害関係はもう発生しないということで指導を受けてきました。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　その定期預金の預金者名と言いますか、口座名はその１０７名ですか、１０６名ですか、になっとっとですか。それとも苓北町になっとっとですか。

○議長（倉田　明君）　会計管理者。

○会計管理者（福田忠輝君）　名義人はですね、苓北町長、田嶋章二になっております。町のです。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　そしたら、これも確認ですが、定期預金の預金者名は苓北町長ということですね。それで放棄するのはもう１００年ではこの不足額の７１７万５，８４６円を確保するには１００年かかる。だから放棄したいということですね。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　大体流れがわかってきました。

○議長（倉田　明君）　ちょっとお待ちください。討論に入っておりますが、討論ありでいいですか。

○２番（浜口雅英君）　反対の立場で。

○議長（倉田　明君）　討論ありでございますので、まず原案に反対者の発言を許します。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　この債権を放棄する理由が１００年では期間がかかり過ぎるんだというようなことのようです。但し、この１００年は長いことは長いわけですが、苓北町は永遠に続くわけですので、しかも定期預金の預金者の名前が１０６人の方、個々になってですね、いろいろ課長の話では相続の話もちょっと出ましたけども、相続は余り関係ないようですので、やはり私はこの債権の放棄はすべきでないという風に思います。よって反対します。

○議長（倉田　明君）　次に、原案に賛成の方の発言を許します。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１０番錦戸です。私はこの廃止する案には賛成の立場で賛成討論を行います。

これは今度廃止をするから何かに不都合があるというふうなことが発生をするという

ようなことはないというふうなことです。これはもう従来から、本来ならばもう完了をしておらなければいけない問題だけども、金利が安かったためにこれが長引いたと。そういったことで当初の約束の３，０００万円には満たないけども、このままずっとこれを町が保有をしていても、もうその事務処理だけでも大変だというようなことであると私は考えます。ですから、これが何かの法的に不都合な問題があるとすればそれは１００年でも幾らでも待たなければいけませんけども、今の段階でそういった不都合もないというふうなことです。ですからこれはもうここら辺で１つ区切りを付けて、やっぱり清算をして私はされる方に賛成をいたします。以上です。

○議長（倉田　明君）　次に、原案に反対の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に発言者がおりませんので、これで討論を終わります。議案第２４２号、債権の放棄についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。

したがって、議案第２４２号、債権の放棄については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１６　議案第２４３号　苓北町都呂々ダム建設用地地権者生活安定資金の貸付けに関する条例を廃止する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１６、議案第２４３号、苓北町都呂々ダム建設用地地権者生活安定資金の貸付けに関する条例を廃止する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　議案第２４３号、苓北町都呂々ダム建設用地地権者生活安定資金の貸付けに関する条例を廃止する条例について。

苓北町都呂々ダム建設用地地権者生活安定資金の貸付けに関する条例を別紙のとおり廃止することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。生活安定資金貸付金の償還について、低金利に伴い償還額に達する期間が長くなることから、平成２６年３月末で町が債権放棄を行い、償還を終了するためでございます。

次のページをお願いします。平成２６年苓北町条例、苓北町都呂々ダム建設用地地権者生活安定資金の貸付に関する条例を廃止する条例（案）。

苓北町都呂々ダム建設用地地権者生活安定資金の貸付けに関する条例（平成元年苓北町条例第１９号）は廃止する。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２４３号を採決します。

苓北町都呂々ダム建設用地地権者生活安定資金の貸付に関する条例を廃止する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２４３号、苓北町都呂々ダム建設用地地権者生活安定資金の貸付けに関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１７　議案第２４４号　苓北町家畜導入事業資金供給事業等基金条例を廃止する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１７、議案第２４４号、苓北町家畜導入事業資金供給事業等基金条例を廃止する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　議案第２４４号、苓北町家畜導入事業資金供給事業等基金条例を廃止する条例について。

苓北町家畜導入事業資金供給事業等基金条例を別紙のとおり廃止することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。熊本県の家畜導入事業について農家からの要望がなく、事業を廃止するためでございます。

平成２６年苓北町条例。苓北町家畜導入事業資金供給事業等基金条例を廃止する条例（案）。

苓北町家畜導入事業資金供給事業等基金条例（昭和５７年苓北町条例第３３号）は廃止する。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

ご説明します。この条例を廃止する条例の説明でございますが、苓北町家畜導入事業資金供給事業等基金条例は、家畜導入事業資金供給事業及び肉用牛安定対策事業資金供給事業に要する経費の財源に充てるため、昭和５７年９月に設置し、優良な家畜の導入を円滑に実施するため平成２４年までは取り組んでまいりました。平成２５年度の予算編成に当たり、苓北町農協では家畜部会等を開いて家畜導入事業についての話し合いをしていただきました。その中で、この事業にある採択用件でございますが、その中で導入に当たっては増頭、又は維持が書いてあります。それと１農協でする牛の数は１０頭以上という規定がございまして、苓北町の畜産部会では、それがとても困難な状況になっているということで、平成２５年度はこの事業については実施しないという旨の回答を得ております。それで平成２５年度の予算にはこの事業を反映させておりません。

１回ですね、この事業を辞めるともう又、あった時に出来ますかということで県にもお尋ねしてですね、したところ、もう１回辞めたら出来ないということでしたので、再度農協の方にもですね、確認をいたしましたところ、もうとても今の状況では増頭・維持は出来ないということでしたので、廃止することといたしました。そういうことでございます。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。山本君。

○３番（山本政人君）　確認であります。農協と話し合いをされたというようなことですが、間違いございませんか。十分な話し合いをされたということでよろしいんですか。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　はい、その場に私は行っておりませんけれども、担当とですね、農協の畜産担当が畜産部会の中でそういうことを決めたということでございます。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１つだけお尋ねします。あんまりよくわからんわけですけども、これは今の話では一度この事業を辞めたら、もう県はその次からはこれの該当はもうしませんよというふうなことですよね。それで例えば、今の提案のようにこの事業を苓北町が辞めるとします。そして、何年か後に、「ああ、前あったあの事業は良かったとにな」というふうなことがあれば、何かもったいないような気もするわけですが、例えば１年間に維持するとに経費はかかるわけですかね。ちょっと私の言うことがようわからんですね。要するに、これは例えば今該当者がいないけども、町としてはこれから厳しくなると言いますけども、やはりそういったいろんな経営の窓口も確保しておく必要がありゃせんかなという観点からお尋ねをしているわけですが、その対象農家がいなければ、畜産農家がいなければもうそれは即辞めんばいかんような事業ですかね。そこ

のところをお尋ねします。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　そういうことでございます。もう１回辞めたら出来ないということでした。（「経費は要るのかという」と呼ぶものあり）経費と言いますと。いや、結局平成２５年度でですね、農協に聞いてしたときに該当者が全然おらっさんやったわけですね。それを県にはありませんということでお伝えするわけですね。もうその時点で次のは出来ないということですね。いわゆる１０頭以上、１頭当たり９万２，０００円ですね、今までずっと説明しとったですけど、その中で１０頭を必ず毎年していくとが農協ではちょっともう困難だということで取り組めないという話になったっですよ。それを今年せんで、来年するとか、それはもう出来ないというような説明でした。

○議長（倉田　明君）　いいですか。山下君。

○８番（山下時義君）　課長にお尋ねします。この文章のところで、附則のところですが、施行期日ですね、この条例は公布の日から施行するとこのようになっておりますが、他の条例では平成２６年４月１日からとか、そういう日にちを書いてあるわけですが、ここはどういうこういう文章の形態になっているのか、それを教えてください。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　いわゆる平成２６年４月１日と限定してするのはですよ、平成２５年度ではですね、動いておりますけれども平成２６年度から変わると。ここに変わるまでは同じ平成２５年度の中で、結局今日はまだ３月１０日ですよね。それから３月３１日までは前のとで動くというとが日にちを限定してあるやつですね。だけんこれは、公布をされたらもうこの条例はなくなるということでございます。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。錦戸俊春君。

○７番（錦戸俊春君）　済みません、確認ですけど、ちょっと今後の家畜導入、いわゆる苓北町にとって家畜導入補助は一切受けられないっていうことになってくるわけですか。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　そういうことです。その時点でですね、農協からは、いわゆる増頭を条件とした導入事業ですね、これは出来ないので町でも単独でもやっておりますが、「町の事業を充実してくださいよ」というようなことであったもんですから平成２５年度は町の単独の方を充実させたということでございます。これ１回辞めたら出来ないということです、県の事業はですね。

○議長（倉田　明君）　ＪＡと十分に協議されてのことでしょうから、農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　ちなみにですね、平成２４年度までは町単独事業は１０頭分でした。平成２５年度はそういうことで２５頭分に上げさせてもらったというこ

とで皆さん方にご了解していただいたことでございます。そういうことです。県からは、平成２４年度まではもらったんですよ、だけん平成２５年度はもらっとらんということです。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２４４号、苓北町家畜導入事業資金供給事業等基金条例を廃止する条例を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２４４号、苓北町家畜導入事業資金供給事業等基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１８　議案第２４５号　都呂々漁港整備事業基金条例を廃止する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１８、議案第２４５号、都呂々漁港整備事業基金条例を廃止する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　議第２４５号、都呂々漁港整備事業基金条例を廃止する条例について。

都呂々漁港整備事業基金条例を別紙のとおり廃止することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。都呂々漁港整備事業基金にかかる事業が完了したためでございます。

平成２６年苓北町条例。都呂々漁港整備事業基金条例を廃止する条例（案）。

都呂々漁港整備事業基金条例（平成８年苓北町条例第７号）は廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

廃止する理由を説明させてもらいます。都呂々漁港整備事業基金条例は、町内の他の漁港に比べて整備に多額の費用を要することから、２億９，０００万円を積み立て、その資金に充当するため平成８年３月に設置しております。設置後は、北防波堤、沖防波堤を実施、今年、浮体式係船岸を整備したことで、都呂々漁港の整備が一応終了しました。又、基金残額もありませんので今回、条例を廃止することとしました。今後は、施設の長寿命化計画を策定し、整備を実施することになりますが、他の漁港と同様に通常

の予算計上を行わさせていただきます。以上です。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１点だけお尋ねします。これはこの条例そのものではありませんけども、今まであった条例を廃止しますよね、今回みたいに。条例を廃止するでしょ、そして今、議案第２４５号のこの表題でこの条例を廃止する条例が可決されるですたい。そうしますと、前の条例はもうなくなりますからその扱いというのはもう苓北町の中からきれいに消えることになるわけでしょ。そうすれば、それはそれでいいんですが、ただ、文書保存という形であの時はああいう条例があったっていうようなそういった記録も残らんとでしょ。そういう扱いはどうなっとですかね。ただ、もう条例を廃止すればもうそのものが消えるとですかね。

○議長（倉田　明君）　すぐわかりますかね。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　条例を制定したときも一緒ですけども、改正するときも起案をしますので、その文書自体の写しは各課で持ってますけど、原本自体は総務の方で金庫の方に保管してありますので、その分は残るということになります。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他にないようでございます。他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２４５号、都呂々漁港整備事業基金条例を廃止する条例についてを採決します。

本案について、可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２４５号、都呂々漁港整備事業基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１９　議案第２４６号　苓北町富岡港船客待合所条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１９、議案第２４６号、苓北町富岡港船客待合所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議案第２４６号、苓北町富岡港船客待合所条例の一部を改正する条例について。

苓北町富岡港船客待合所条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税率が改正されるためでございます。

次のページをお願いします。苓北町富岡港船客待合所条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町富岡港船客待合所条例の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「使用量により算出した額に１００分の１０５を乗じて得た額」を「額に消費税等相当額を加えた使用料」に改め、「の使用料」を削り、同条に次の１項を加える。

４項、消費税等相当額は、消費税法の規定に基づき消費税が課される金額に同法第２９条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額に消費税額に地方税法第７２条の８３に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額に相当する額をいう。

附則、施行期日、１、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。経過措置、２、この条例の施工前の期間にかかる使用料については、なお従前の例による。

次のページに新旧対照表があります。第４条の１００分の１０５を乗じた額に消費税相当額を超えた使用料、それから４項に消費税相当額の定義について記載をしております。これにつきましては、平成２６年４月１日から消費税の方が現行の５％から８％に、平成２７年の１０月からは８％が１０％に上がるというふうに予定をされております。今回の改正につきましては、消費税が１０％になってもこの相当額っていう表現をしておりますので改正は必要ないという形での方の整備になっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２４６号、苓北町富岡港船客待合所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２４６号、苓北町富岡港船客待合所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２０　議案第２４７号　苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２０、議案第２４７号、苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　議案第２４７号、苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税率の改定に伴い、苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次をお願いします。

平成２６年苓北町条例。苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例（案）。

次のページをご覧ください。新旧対照表でご説明させていただきます。本条例の使用料及び手数料は、これまで内税として料金を設定しておりましたが、平成２６年４月から消費税が改正される機会に、外税方式に改めることといたしました。定義として第１条の２を加えて消費税相当額についての内容を記述しております。第８条では、外税方式に改正することで、別表の料金表示が変わりますので消費税等相当額を加えた額が料金になるということを説明しております。

別表第８条関係では、これまで内税方式で記しておりました料金を１．０５で乗じた金額の円以下を切り捨てた額に改めました。この改めた額に８％を掛けますと、牛糞等の回収料は５１４円、下水道汚泥処理料は１万１，８８０円、牛糞等処理料は２０５円となります。

議案に戻っていただきます。附則です。施行期日、１、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。経過措置でございます。２、この条例の施行前の利用料金については、なお従前の例によるということでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。山本君。

○３番（山本政人君）　ちょっとお尋ねします。今まで内税方式やったというのが外税方式になったというのは、又、１０％に予定されているからこういうふうにしましたよと、そういうことですか。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　そういうことでございます。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　これは、１つの町の施策として消費税は５から８に、あるいは

１０に上がりますけども、価格を据え置くということは検討されなかったんでしょうか。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　全体的なことですか。この堆肥センターだけということですか。堆肥センターについては、今、消費税分だけをですね、上げさせていただくということで改定をしました。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　これは後で生ごみの袋とかそういうものもあります。一連の堆肥センターを造ったとき、先程も発言しましたけども、資源循環型社会の構築ということでしていくならば、これはもう町だけで決めて良かですね。税金さえ、５％、８％守りさえすれば売上価格は苓北町だけで決めていいわけですので、そういう施策に則って、いうならば４７６円、４７７円が４７０円ぐらいに値下げするということになってくるですよね、売値をそんままにすれば。そういう見当はされなかったのか、するべきではないかというふうに思います。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　これをするにあたってはですね、検討はしましたけれども今のような形になったということです。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１つお尋ねします。これはこういった６つの処理料・回収料、こういう関係の消費税が値上げになるために料金改正をされるわけですけども、このことによって出来た堆肥を販売する、それは従来どおりと理解してよろしいですかね。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　売る堆肥の方につきましても、消費税分は上げさせていただきます。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他にないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２４７号、苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２４７号、苓北町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとお

り可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２１　議案第２４８号　苓北町漁港管理条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２１、議案第２４８号、苓北町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　議案第２４８号、苓北町漁港管理条例の一部を改正する条例について。

苓北町漁港管理条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税率の改定に伴い、苓北町漁港管理条例の一部を改正する必要があるためでございます。

平成２６年苓北町条例。苓北町漁港管理条例の一部を改正する条例（案）。

次のページをお開きください。左側が改正後でございます。１条の３を新たに設けまして、ここに先程の堆肥センターの条例と同じように、消費税相当額についてのことを書いております。それと９条でございますが、今まで利用料という形でですね、しておりましたが、使用料ということに改めさせていただきます。１条の他のところにつきましてもそういうことで利用料を使用料ということに改めさせていただくということでございます。

消費税につきましては、漁港管理条例につきましてはですね、そのまま外税ということでございましたのでここの９条の１に書いておりますが、ここをですね、１条の３を設けましたので言い方を消費税相当額ということに変えております。９条の２の土砂採取料につきましても、そういうことで改正分を書いております。１５条でも利用料を使用料に変えたということで書いております。

別表の２につきましては、土砂採取料がですね、１１０円、１５０円、１００円ということで上がっておりますが、これは今まで県のものに合わせたということでですね、ここにつきましてはこれに８％を掛けるということで変えさせていただいております。

条例（案）の方にお戻り願います。附則です。施行期日、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。経過措置、第２条、改正後の別表第１並びに第２の規定は、この条例の施行の日以後の許可にかかる使用料又は土砂採取料等について適用し、同日前の利用料等、又は土砂採取料については、なお従前の例によるということでございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。松野君。

○９番（松野重幸人君）　ちょっと文言の確認をしますが、採取料っていう文言、普通、採取料っていうとは砂を取っとば採取料っていうとやろうが、今まで取ったという記録

はなかとは、港の中に置くときのこれは業者から取る料金のこと。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　採取料につきましては、漁港区域内で先程議員が言われたように採取するということですね。その料金でございます。漁港区域内の海域で土砂を採取するということでございます。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　苓北ではですね、ちょっと確保はしておりませんけれども、私が知る限りでは、あそこで採取をしたということは今のところありません。

○議長（倉田　明君）　いいですか。他にありませんか。他に、いいですか。質疑ありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　そうしますと、今、松野さんのとも関連しますけども、今の荷揚場に工事用の発生残土とか仮置きをされるですたい。そういった面はもうどうなっとですかね。それはもう料金っていうとはなかっですかね。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長、いいですか。

○農林水産課長（吉村文雄君）　漁港区域内でですね、いろいろ例えば土砂を置いたりですね、いろんな作業をすると。それは使用料として取っております。

○議長（倉田　明君）　いいですか。他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑がありませんの、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２４８号、苓北町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２４８号、苓北町漁港管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２２　議案第２４９号　苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２２、議案第２４９号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　議案第２４９号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由、消費税法改正により消費税率が改正されることに伴い、消費税及び地方消費税消費税相当額が既に使用料（利用料金）に含まれている（内税）であることを明記する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

平成２６年苓北町条例。苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第１０条第１項中「使用料」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を加える。

第１５条第１項中「利用料金」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を加える。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

いわゆる内税であることを明記したものです。次のページに新旧対照表を付けておりますのでよろしくお願いします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２４９号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２４９号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２３　議案第２５０号　苓北町テントハウス使用条例の一部を改正する条例に

ついて

○議長（倉田　明君）　日程第２３、議案第２５０号、苓北町テントハウス使用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　議案第２５０号、苓北町テントハウス使用条例の一部を改正する条例について。

苓北町テントハウス使用条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由、消費税法の改正に伴い苓北町テントハウス使用条例の消費税率を改定する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

平成２６年苓北町条例。苓北町テントハウス使用条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町テントハウス使用条例の一部を次のように改正する。

第４条中「１００分の１０５を乗じて得た額」を「消費税法の規定に基づき消費税が課される金額に同法第２９条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額に、消費税額に地方税法第７２条の８３に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額」に改める。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

次のページに新旧対照表を付けております。よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２５０号、苓北町テントハウス使用条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２５０号、苓北町テントハウス使用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、１４時３５分まで休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後２時１８分

再開　午後２時３５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　それでは、休憩前に引き続きまして、本会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２４　議案第２５１号　苓北町物産館条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２４、議案第２５１号、苓北町物産館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　議案２５１号、苓北町物産館条例の一部を改正する条例について。

苓北町物産館条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由、消費税法改正により消費税率が改正されることに伴い、消費税及び地方消費税相当額が既に使用料に含まれていることを明記する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

平成２６年苓北町条例。苓北町物産館条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町物産館条例の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「消費税」を「消費税及び地方消費税相当額」に改める。

附則、平成２６年４月１日から施行する。

次のページに新旧対照表を載せております。よろしく審議のほどよろしくお願いします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２５１号、苓北町物産館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２５１号、苓北町物産館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２５　議案第２５２号　苓北町富岡城本丸上櫓及び下櫓設置条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２５、議案第２５２号、苓北町富岡城本丸上櫓及び下櫓設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　議案第２５２号、苓北町富岡城本丸上櫓及び下櫓設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町富岡城本丸上櫓及び下櫓設置条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由、消費税法改正により消費税率が改正されることに伴い、消費税及び地方消費税相当額が既に使用料に含まれていることを明記する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

平成２６年苓北町条例。苓北町富岡城本丸上櫓及び下櫓設置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町富岡城本丸上櫓及び下櫓設置条例の一部を次のように改正する。すみません、上櫓が抜けております。申し訳ありません。本丸の次に上櫓の方を入れてください、よろしくお願いします、すみません。

第５条第１項中「消費税」を「消費税及び地方消費税相当額」に改める。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

次のページに新旧対照表を付けております。大変失礼しました。審議の方、よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２５２号、苓北町富岡城本丸上櫓及び下櫓設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２５２号、苓北町富岡城本丸上櫓及び下櫓設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２６　議案第２５３号　苓北町港湾管理条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２６、議案第２５３号、苓北町港湾管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　議案第２５３号、苓北町港湾管理条例の一部を改正する条例について。

苓北町港湾管理条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由、消費税率の改定に伴い、苓北町港湾管理条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

平成２６年苓北町条例。苓北町港湾管理条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町港湾管理条例の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

４、この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき消費税が課される金額に同法第２９条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）に、消費税額に地方税法第７２条の８３に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。）に相当する額をいう。

第５条第１項中「１００分の１０５を乗じて得た金額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

第５条の２第１項中「１００分の１０５を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改め、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２、前項の規定にかかわらず、占用の期間が１月未満のものについての占用料の額は、別表第２占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た金額に消費税等相当額を加えた額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

次のページをお願いいたします。これは新旧対照表でございます。左が改正後の分、右側が改正前の分でございます。

前のページにお戻りください。附則、施行期日、第１条、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。経過措置、第２条、改正後の規定は、この条例の施行の日以後の許可にかかる使用料等について適用し、同日前の使用料等については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２５３号、苓北町港湾管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２５３号、苓北町富港湾管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２７　議案第２５４号　苓北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２７、議案第２５４号、苓北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　議案第２５４号、苓北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

苓北町道路占用料徴収条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税率の改定に伴い、苓北町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

平成２６年苓北町条例。苓北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第１条に次の１条を加える。

定義、第１条の２、この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき消費税が課される金額に同法第２９条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）に、消費税額に地方税法第７２条の８３に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。）に相当する額をいう。

第２条第１号中「１月に切り上げる」を「別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に消費税等相当額を加えた額とする」に改め、同号ただし書きを削る。

次のページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

恐れ入りますが、前のページにお戻りください。附則、施行期日、第１条、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。経過措置、第２条、改正後の規定は、この条例の施行の日以後の許可にかかる占用料等について適用し、同日前の占用料等については、

なお従前の例による、でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２５４号、苓北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２５４号、苓北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２８　議案第２５５号　苓北町公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２８、議案第２５５号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　議案第２５５号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例について。

苓北町公民館条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税率の改定に伴い、苓北町公民館条例の一部を改正する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、平成２６年４月１日からの消費税率引き上げに伴い、該当する分の使用料を改定し、併せて内税であることを明記するものでございます。

次のページをお開き願います。

平成２６年苓北町条例。苓北町公民館条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町公民館条例の一部を次のように改正する。

改正する部分について、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の１ページをお開き願います。改正する部分は棒線で示した部分でございます。

まず、第７条中「使用料」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を加える。

別表第２を次のように改める。別表第２、（１）会議室使用料の（消費税込みの額）を削除し、中会議室、小会議室、和室の使用料２１０円を２２０円に、調理実習実の使

用料４８０円を５００円に、結婚式使用時の冷暖房なし５，３００円、冷暖房使用７，４００円をそれぞれ５，４００円、７，６００円に。研修宿泊使用時の１日当たり５，３００円、ガス水道使用料５３０円加算、１０人を超えて利用する場合の１人増すごとの加算３００円をそれぞれ５，４００円、５４０円加算、３２０円加算に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。冷暖房料、大会議室の冷暖房料１，０００円を１，０５０円に改めるものでございます。

条例（案）の２ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２５５号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２５５号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２９　議案第２５６号　苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２９、議案第２５６号、苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　議案第２５６号、苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税率の改定に伴い、苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、平成２６年４月１日からの消費税率引き上げに伴い、該当する分の使用料を改定し、併せて内税であることを明記するものでございます。

次のページをお開き願います。

平成２６年苓北町条例。苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を、次のように改正する。

改正する部分について、新旧対照表により説明をいたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。改正部分は棒線で示した部分でございます。

第６条第１項中「使用料」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を加える。

別表中、（１）会議室および冷暖房使用料のホールの使用料、１，０５０円を１，１００円に、冷暖房料１，０００円を１，０５０円に。（２）付属設備使用料の舞台照明器具の５３０円を５４０円に、同じくグランドピアノ５３０円を５４０円に改めるものでございます。

条例（案）に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２５６号、苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２５６号、苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３０　議案第２５７号　苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第３０、議案第２５７号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　議案第２５７号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税率の改定に伴い、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、平成２６年４月１日からの消費税率引き上げに伴い、該当する分の使用料を改定し、併せて内税であることを明記するものでございます。

次のページをお開き願います。

平成２６年苓北町条例。苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案)。

苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を、次のように改正する。

改正する部分について、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の１ページをお開き願います。左側が改正後、右側が改正前でございます。

まず、第９条第１項中「消費税」の次に「及び地方消費税相当額」を加える。

第１４条第１項中「消費税」の次に「及び地方消費税相当額」を加えます。

別表第３を次のように改める。別表第３、第９条第１４条関係中、１、苓北町総合センター使用（利用）料、（１）会議室等使用料、調理実習室を除く各会議室の使用料２１０円を２２０円に、調理実習室の使用料４８０円を５００円に改めます。

次のページをお開き願います。結婚式使用時の冷暖房なし５，３００円、冷暖房使用７，４００円を、それぞれ５，４００円、７，６００円に。研修宿泊使用時の１日当たり５，３００円、ガス水道使用料５３０円加算を、それぞれ５４００円、５４０円加算に改め、（２）冷暖房料、大会議室の冷暖房料１，０００円を１，０５０円に改めるものでございます。

次に、２、苓北町体育センター使用（利用）料については、記載しておりますように、各区分において改正前の金額から改正後の金額へそれぞれ改めるものでございます。

次のページ、３ページをお開き願います。備考③舞台装置、拡声器を使用した場合の１時間の加算額２１０円を２２０円に改めます。次に、３、苓北町庭球コート使用（利用）料５３０円を５４０円に改めます。

次のページ、４ページをお開き願います。５、農村運動広場使用（利用）料についても、記載しておりますように、各区分において改正前の金額から改正後の金額へそれぞれ改めるものでございます。次に、６、苓北町相撲場使用（利用）料について５３０円を５４０円に改めます。

次のページ、５ページをお開き願います。７、坂瀬川地区総合グラウンド使用（利用）料についても記載しておりますように、各区分において改正前の金額から改正後の

金額へそれぞれ改めるものでございます。

次のページ、６ページをお開き願います。８、夜間照明施設使用（利用）料についても記載しておりますように、各区分において改正前の金額から改正後の金額へそれぞれ改めるものでございます。

条例（案）の５ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　金額の出し方を教えていただきたいと思います。まず、新旧対照表の６分の１ページの苓北町総合センター使用料で、中会議室は２１０円が２２０円になっています。５時から１０時までですね、８時半から５時までは１６０が１６０のままです。それから料理実習室が４８０円が５００円に上がっていますが、８時半から５時までは３２０円が３２０円と、同様のような数値の変わりのないのが２ページ以降ずっとありますけども、積算の仕方を教えてもらってよろしいでしょうか。

○議長（倉田　明君）　教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　金額の算定につきましては、これまでの金額につきましてが消費税５％で計算をしております。例えば２１０円のところはこれまで２００円に５％を加算して２１０円という形になっておりました。今回８％になりますと２００円に８％加算いたしますと２１６円ということでございまして、１０円未満を四捨五入という形にしております。他のところも以上のような計算で算定をしたものでございます。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　そうしたらもう１ヶ所、１ページのですね、３２０円が３２０円、これは調理実習室の午前８時から５時までの分です。

○議長（倉田　明君）　教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　調理実習室につきましては、これまでは３００円に５％を掛けて３１５円になりまして、使用料は３２０円という形でしておりました。これに３００円で今度８％を掛けますと３２４円ということになりまして、これも１０円未満を四捨五入しますと３２０円ということで、ここについてはそのままの金額となります。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　そうしたら円は四捨五入で処理してあるということで理解していいんですか。それとも切り捨てか切り上げか。

○議長（倉田　明君）　教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　１０円未満は四捨五入で計算をしております。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２５７号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２５７号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３１　議案第２５８号　苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第３１、議案第２５８号、苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　議案第２５８号、苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税法改正により消費税率が改定されることに伴い、消費税及び地方消費税相当額が既に使用料に含まれていることを明記する必要があるためでございます。

改正案について説明いたしますので、次のページをお開き願います。

平成２６年苓北町条例。苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を、次のように改正する。

第１０条第１項中「使用料」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を加える。

第１５条第１項中「利用料金」の次に、「（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を加える。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

なお、温泉プールの使用（利用）料につきましては、平成２２年４月に１２５％と１５０％での料金改定を行っておりますので、今回は改定を行わないこととしたものでご

ざいます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２５８号、苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２５８号、苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３２　議案第２５９号　苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第３２、議案第２５９号、苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　議案第２５９号、苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税法改正により消費税率が改定されることに伴い、消費税及び地方消費税相当額が既に使用料に含まれていることを明記する必要があるためでございます。

改正（案）について説明いたしますので、次のページをお開き願います。

平成２６年苓北町条例。苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を、次のように改正する。

第９条第１項中「使用料」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を加える。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行するものでございます。

なお、学校施設開放に係る学校体育館の使用料につきましては、平成２４年４月１日に、町体育センターの使用料と同額に改定しており、今回５％から８％への消費税率改

定で計算した場合においても同額となるため、今回は改定を行わないことにしたものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２５９号、苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２５９号、苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３３　議案第２６０号　郷土資料館条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第３３、議案第２６０号、郷土資料館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　議案第２６０号、郷土資料館条例の一部を改正する条例について。

郷土資料館条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税法改正により消費税率が改定されることに伴い、消費税及び地方消費税相当額が既に入館料に含まれていることを明記する必要があるためでございます。

改正（案）について説明いたしますので、次のページをお開き願います。

平成２６年苓北町条例。郷土資料館条例の一部を改正する条例（案）。

郷土資料館条例の一部を、次のように改正する。

第３条本文中「入館料」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を加えるものでございます。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

なお、郷土資料館の入館料につきましても、今回５％から８％への消費税率改定で計算した場合におきましても同額となるため、今回は金額の改定は行わないことにしたものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２６０号、郷土資料館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２６０号、郷土資料館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。どなた様も大変お疲れ様でございました。

散会　午後３時１０分

平成２６年３月１１日（火）

（第３日目）

平成２６年第２５回苓北町議会定例会会議録（第３日目）

平成２６年第２５回苓北町議会定例会は、平成２６年３月１１日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次の通りである。

１番	野田　謙二	２番	浜口　雅英
３番	山本　政人	４番	大仁田藤男
５番	田嶋　豊昭	６番	野﨑　幸洋
７番	錦戸　俊春	８番	山下　時義
９番	松野　重幸	１０番	錦戸　久幸
１１番	神﨑　公顕（副議長）	１２番	倉田　　明（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長　山口仁人　　主幹　原田正子

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋章二	副町長	松野　茂
教育長	芦塚博昭	総務課長	田嶋健一
税務住民課長	荒木広之	土木管理課長	益田大介
農林水産課長兼 農委事務局長	吉村文雄	企画政策課長	岡田晴喜
福祉保健課長	田尻伸治	健康増進室長	山﨑敬一
水道環境課長	大田勝彦	会計管理者兼 会計課長	福田忠輝
教育課長	山崎秀典	商工観光課長	田尻幹雄

８．議事日程

日程第　１　議案第２６１号　苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第　２　議案第２６２号　苓北町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第　３　議案第２６３号　苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　４　議案第２６４号　苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　５　議案第２６５号　苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　６　議案第２６６号　苓北町新ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　７　議案第２６７号　苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　８　議案第２６８号　苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第２６９号　苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第２７０号　苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１１　議案第２７１号　苓北町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係条例の制定について

日程第１２　議案第２７２号　苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１３　議案第２７３号　町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１４　議案第２７４号　教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１５　議案第２７５号　苓北町政治倫理条例の制定について

日程第１６　議案第２７６号　苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１７　議案第２７７号　苓北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

日程第１８　議案第２７８号　苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定につ

いて

日程第１９　議案第２７９号　町道の認定について

日程第２０　議案第２８０号　請負契約〔防災ゾーン造成工事（１工区)〕の変更締結について

日程第２１　議案第２８１号　請負契約〔防災ゾーン造成工事（２工区)〕の変更締結について

日程第２２　議案第２８２号　平成２６年度苓北町一般会計予算

日程第２３　議案第２８３号　平成２６年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算

日程第２４　議案第２８４号　平成２６年度苓北町都呂々財産区特別会計予算

日程第２５　議案第２８５号　平成２６年度苓北町国民健康保険特別会計予算

日程第２６　議案第２８６号　平成２６年度苓北町介護保険特別会計予算

日程第２７　議案第２８７号　平成２６年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第２８　議案第２８８号　平成２６年度苓北町水道特別会計予算

日程第２９　議案第２８９号　平成２６年度苓北町下水道特別会計予算

日程第３０　議案第２９０号　平成２６年度苓北町農業集落排水特別会計予算

日程第３１　議案第２９１号　平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算

日程第３２　議案第２９２号　平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

９．議事の顛末

開議　午前９時３０分

○議長（倉田　明君）　おはようございます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードの設定をお願いいたします。

本日、３月１１日は、東日本大震災の発生から丸３年が経過したことになります。

開会に当たりまして、犠牲になられました皆様のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思いますので、ご協力のほどお願いをいたします。ご起立お願いいたします。

黙祷。（「おなおりください」と呼ぶものあり）

どうぞご着席ください。ご協力ありがとうございました。

只今の出席議員数は１２名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　議案２６１号　苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１、議案第２６１号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２６１号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

苓北町水道事業給水条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税率の改定に伴い、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

平成２６年度苓北町条例。苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお願いをいたします。左側が改正案、右側が改正前であります。そして、下線部分が改正をするものでございます。第３条の見出しにおきまして、改正前で給水装置の定義としておりましたものを「給水装置」を削り、新たに定義として第１号に給水装置の定義付けをします。そして第２号といたしまして、新しく設けまして消費税相当額の定義を加えました。消費税相当額の定義につきましては、昨日から説明があっておりますが、それと同様のものでございます。

次に、第２７条、料金、更に３５条、加入金のところで「１００分の１０５を乗じて得た額」としていたものをそれぞれ「消費税相当額を加えた額」に改正をするものでございます。

又、条例案の方に戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日、１、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。経過措置、２、この条例の施行前の使用分に係る計量給水料金については、なお従前の例による。

補足いたしますけども、経過措置につきましては継続的供給契約についての経過措置ということで、法令に基づきまして実施するようになっておりますので、そういうことによって、４月に料金の支払いを受ける３月分の使用分までつきましては、旧税率を適用するというふうなことでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２６１号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２６１号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　議案第２６２号　苓北町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２、議案第２６２号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２６２号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例について。

苓北町下水道条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案の理由でございます。消費税率の改定に伴い、苓北町下水道条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

平成２６年苓北町条例。苓北町下水道条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町下水道条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表で説明いたします。

次のページをお願いいたします。左側が改正案、右側が改正前でございます。下線の部分が改正の内容でございます。第２条、定義に１２号といたしまして消費税相当額の定義を加えました。なお、消費税相当額の定義の内容につきましては、先程と同様のものでございます。

次に、第２５条、使用料の額のところで「１００分の１０５を乗じて得た額」とこれまで明記していたものを「消費税相当額を加えた額」に改正するものでございます。

条例案にお戻りいただきたいと思いますが、附則といたしまして、施行期日、１、この条例は平成２６年４月１日から施行する。経過措置、２、この条例の施行前の使用分に係る使用料については、なお従前の例による。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２６２号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２６２号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　議案第２６３号　苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第３、議案第２６３号、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２６３号、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税率の改定に伴い、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

平成２６年苓北町条例。苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表で説明をさせていただきますので、次のページをお願いいたします。左側が改正案、右側が改正前でございます。

第２条、定義の中で第７号を新しく設けまして、消費税相当額の定義を加えました。消費税相当額の定義につきましては、先程と同様でございます。

次に、第１６条、使用料の額で「１００分の１０５を乗じて得た額」としていたものを「消費税相当額を加えた額」に改正するものでございます。

条例案の方にお戻りいただき思いますが、附則といたしまして、施行期日、１、この条例は平成２６年４月１日から施行する。経過措置、２、この条例の施行前の使用分に係る使用料については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２６３号、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２６３号、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　議案第２６４号　苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第４、議案第２６４号、苓北町町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２６４号、苓北町町特定地域生活排水処理施設

の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。消費税率の改定に伴い、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

平成２６年苓北町条例。苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案)。

苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正案につきまして、次のページの新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお願いいたします。左側が改正案、右側が改正前でございます。

第２条、定義に新しく５号といたしまして、消費税相当額の定義を加えました。消費税相当額の定義につきましては、これまでと同様でございます。

次に、第１０条といたしまして、使用料の算定方法で「１００分の１０５を乗じて得た額」としていたものを「消費税相当額を加えた額」に改正するものでございます。

条例案に戻っていただきますが、附則といたしまして、施行期日、１、この条例は平成２６年４月１日から施行する。経過措置、２、この条例の施行前の使用分に係る使用料については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２６４号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２６４号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　議案第２６５号　苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第５、議案第２６５号、苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君）　議案第２６５号、苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、消費税法改正により、消費税率が改定されることに伴い、消費税及び地方消費税相当額が既に使用料等に含まれていることを明記する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成１７年苓北町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中「使用料」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を加える。

第１６条第１項中「利用料金」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。］」を加える。

附則としまして、この条例は、平成２６年４月１日から施行することとしております。

なお、次のページが）旧対照表となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２６５号、苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２６５号、苓北町老

人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第６　議案第２６６号　苓北町新ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第６、議案第２６６号、苓北町新ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君）　議案第２６６号、苓北町新ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町新ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、消費税法改正により消費税率が改定されることに伴い、消費税及び地方消費税相当額が既に使用料等に含まれていることを明記する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町新ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案)。

苓北町新ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成２４年苓北町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第９条中「使用料」の次に「(消費税及び地方消費税相当額を含む､)」を加える。

第１３条第１項中「利用料金」の次に「(消費税及び地方消費税相当額を含む｡)」を加える。

附則としまして、この条例は、平成２６年４月１日から施行することとしております。

なお、次のページが新旧対照表となっております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２６６号、苓北町新ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２６６号、苓北町新

ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第７　議案第２６７号　苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第７、議案第２６７号、苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君）　議案第２６７号、苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成２３年１２月２日に公布されたことに伴い、苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

平成２６年条例。苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を、次のように改正する。

第４条第３項中「４，０００円」を「個人の町県民税の均等割額に相当する額」に改める。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

次のページが新旧対照表となっております。補足説明をいたします。東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が公布されたことに伴いまして、平成２６年度から３５年度までの１０年間、町県民税の均等割が合わせて１，０００円増額されます。苓北町の税等の徴収の特例に関する条例は、調整する税金を集合税として１０期に分けて徴収することなどを定めている条例でございます。

今回の改正部分は、第１期でまとめて徴収する額を謳った部分でございます。地方税法で、住民税の普通徴収の一括徴収の金額を均等割額に相当する額と定めておりますので、同様の表現に改めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

今、課長から徴収についてのいろんな方法等の説明がありましたが、議員の方からも

う少し詳しくご説明があればということでございますので、特に何か補足的な説明があればお願いしたいと思うんですが。税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君）　只今説明いたしましたように、苓北町の税等の徴収の特例に関する条例は、地方税法では住民税が何月、何月、何月、固定資産税が何月、何月、何月という徴収月をずらして定めてあるわけですけども、苓北町においては毎月の税負担が均等になるようにということで、その税金をまとめまして集合税として１０期で徴収させていただいております。軽自動車は４月に一括しますけども、集合税の中で第１期にまとめて徴収させていただく金額というのが今回の部分でございますけども、地方税法で先程言いましたように、住民税の場合は、住民税の普通徴収ですね、普通徴収、特別徴収という徴収方法があります。特別徴収というのはもう給料から天引きという形の方法なんですけども、普通徴収というのがいわゆる今、納税組合を通じてとか直接口座振り込みだとか、納付書だとかで納めていただく税金でございます。この部分をまとめて１期で徴収する額を住民税の均等割に相当する額以下の額ということで表現させていただいて、今度住民税の均等割が平成２６年度から５，５００円になります。ですので、その額以下の場合は６月にもう一括して徴収させていただいて、その額を超える分については１０期に分けて徴収をさせていただくと、こういうようなことでございます。

住民税の均等割ですので最低額ですね、５，５００円なんです。あと固定資産税とか国保税とかありますので、その辺を含めて５，５００円を超える分は第１期にまとめて徴収させてもらうということでございます。

○議長（倉田　明君）　わかりましたか。山下君。

○８番（山下時義君）　５，５００円を頭の方で一括して納める、それは集合納税になっとるですね、苓北町は。それを均等にしては、どういう不都合があるですかね。

○議長（倉田　明君）　税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君）　地方税法の方で住民税の均等割相当額以下の額は第１期で徴収するということになっておりますので、最低額はその額としたいということでございます。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２６７号、苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例につい

てを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２６７号、苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　議案第２６８号　苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第８、議案第２６８号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山﨑敬一君）　議案第２６８号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由ですが、条文見直しに伴い文言を修正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

平成２６年苓北町条例。苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険条例（昭和３４年苓北町条例第５７号）の一部を次のように改正する。

改正内容の説明をいたしますので、次のページ、新旧対照表をご覧ください。右側は改正前（旧）で、左側が改正後の（新）を表示しております。まず、（旧）第６条中、「老人保健法」とありますが、法律名の変更によりまして高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「高齢者医療確保法」という。）に改めます。

次に、旧８条第２項中「高齢者の医療の確保に関する法律」以下「高齢者医療確保法」というは、先程６条で改めましたので、「高齢者医療確保法」に改めます。

次に、旧第１３条中「国民健康保険法」は、本条例第６条第４項中に国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）以下「法」というと規定されておりますので、「法」に改めるものでございます。

前ページの条例案に戻って附則をご覧ください。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１０番錦戸です。課長に１点だけ確認の意味でお尋ねをさせていただきます。これは提案理由で条文見直しに伴い、文言を修正する必要があるためとありますけども、これ実際は法律の名称の変更によって条文を変えなければならない

というふうな解釈でいいですかね。苓北町のこの条例の見直しによってするわけじゃなくて、法律の名称の改正によってこれをしなければならないというふうに理解していいですね。

○議長（倉田　明君）　健康増進室長。

○健康増進室長（山﨑敬一君）　法律の見直しも含めてですね、この条例のやり方についても若干見直す必要がありましたので、そこを修正しているということでございます。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２６８号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２６８号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第９　議案第２６９号　苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第９、議案第２６９号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議案第２６９号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。職員の勤務１時間当たりの給与額の算出について、労働基準法を適用するために条例の改正を必要とするためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２２条中「及び」を「、」に改め、「手当の月額」の次に「及び規則で定める手当の額」を加え、「乗じ、その額を」を「乗じて得た額を、」に改め、「もの」の次に「から

規則で定める時間に１８を乗じたものを減じたもの」を加える。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

次のページに改正前と改正後が比較として対照表を付けております。補足の説明をさせていただきます。今まで時間外手当等の１時間当たりの給与額の算出方法につきましては、給料月額に１２ヶ月を掛けた分子を１週間の勤務時間、３８時間４５分掛ける５２週の分母で割って１時間当たりの時間外手当の額を出しておりました。今回の改正によりまして分子の方は変わりませんけども、割る方の分母の方、３８時間４５分掛ける５２週の時間から１日の勤務時間７時間４５分掛ける祝日等の日数、この条例では１８というふうになっておりますけど、これを掛けた時間の方を引きまして、その分母から今までの分子の額を割るということでご理解をいただきたいと思います。

例えば、給料月額２５万円の分で計算をしますと、影響額としましては１時間当たり１１１円が増えてくるっていうことになります。

これにつきましては、従来国と同じ形で今まで計算をしておりましたけども、地方公務員の方は労働基準法の適用があるということで、県の方も改正されました。市町村の方も改正するようにということで通知があっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２６９号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２６９号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１０　議案第２７０号　苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１０、議案第２７０号、苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議案第２７０号、苓北町職員の旅費に関する条例の一部を

改正する条例について。

苓北町職員の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。職員の派遣等により、苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案)。

苓北町職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「及び」を「、」に改め、「宿泊料」の次に「、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を加え、同条に次の３項を加える。

６、移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

７、着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

８、扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

第１１条の次に次の３条を加える。

移転料、第１１条の２、移転料の額は、次に掲げる額による。（１）赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第２に掲げる定額による額。（２）赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の２分の１に相当する額（３）赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命じられた日の翌日から１年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額。

２、前項第３号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

３、旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第１項第３号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当)、第１１条の３、着後手当の額は、別表第１に掲げる日当定額の５日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の５夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）第１１条の４、扶養親族の移転料の額は、次に掲げる額による。（１）赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族１人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額。ア、１２歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに日当、宿泊料及び着後手当の３分の２に相当する額。イ、６歳以上１２歳未満の者については、アに規定する額の２分の１に相当するが額。

ウ、６歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の３分の１に相当する額。ただし、６歳未満の者を３人以上随伴するときは、２人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の２分の１に相当する額を加算する。（２）前号の規定に該当する場合を除き、第１１条の２第１項第１号又は第３号の規定に該当する場合には、扶養親族の居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。（３）第１号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２、職員が赴任を命じられた日において胎児であった子を移転する場合における扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命じられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。別表を別表第１とし、同表の次に次の１表を加える。別表第２（第１１条の２関係）

ここに区分ごとの移転料の額をお示ししております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

次のページから新旧の対照表の方を載せております。補足の説明をさせていただきます。現在のところは、天草広域連合等に出向の方、職員を派遣しておりますけども、今回、熊本県の後期高齢者の広域連合の方に職員の派遣をする必要が生じてまいりました。平成２１年からは芦北町、その次、現在氷川町の方で職員の派遣をしていただいております。あと苓北と津奈木の方で３年ごとにですね、職員を派遣するとなっておりまして、平成２６年から２８年まで苓北町の方から職員を１人、高齢者医療の方に職員を派遣するに伴いまして、赴任手当等がうちの旅費の規定の方にはありませんでしたので、今回整備をするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。大仁田君。

○４番（大仁田藤男君）　お尋ねします。第１１条の３、着後手当はどういうものかっていうことと、５日分っていうことになってますね。この根拠ですね。例えば福岡に移転した場合とか、熊本とかそういった距離によって５日間っていうのが変わってくるのかどうか、その辺を。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　着後手当と言いますのは、赴任先に行かれてから住む所をですね、住宅を見つけたりされる期間というのを見まして、その分の手当ということであります。それから５日分と言いますのは、これは５日分までなんですけども実情に合わせてですね、実際に事前に住居等を決められていればその実際にかかる日数ですね、そういうところを規則の方で定めてですね、最大５日ということで一応考えております。

○議長（倉田　明君）　大仁田君。

○４番（大仁田藤男君）　５日分と書いてあるんで、これだったらもう固定性じゃないかなっていう感じがしたもんですから。距離とかあれによって変わるのは５日が最大ですよと。使う最大として支払いしますということであればわかるんですけどね。その辺のことは大丈夫なんですか。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　この辺につきましては、近隣のですね、市あたりの条例を参考にさせていただいておりまして、そこもこういう形でまず決めてあって、あとの詳細についてはですね、規則の方で実際に即した日数分を支給するということで処理をしてあるっていう関係もありまして、当町でも最大５日ということで解釈しまして、あとは規則の方で定めるという予定にしております。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　今、熊本までの備考の陸路の計算については、「水路及び陸路の４分の１㎞をもって鉄道１㎞とみなす」という文言があるわけですが、現在、熊本県庁までの出張の場合は主として公用車ということらしいですが、そういう分がないときには県庁までの距離は何㎞で計算されるんですかね。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　現在のところは県庁までの距離は、県庁といいますか、熊本市が一律１２０㎞ということで計算をしております。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　先程の説明の中では、熊本市ということだと思います。であればですね、なぜこのときだけですね、この派遣される分について陸路の計算を４分の１に縮めなければならないのかと思います。これは多分、他所のを参考にされたというふうに思いますが、天草には鉄道はありませんのでこの距離についてはですね、やはり出張旅費に基づく距離を採用すべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　ここの解釈はですね、水路及び陸路の４分の１㎞をもって鉄道１㎞とみなすということですので、例えば熊本に赴任される場合は、今、１２０㎞を陸路の方で計算しておりますのでその４倍の４８０㎞でこの鉄道賃の方に該当するっていうことになりますので、３００㎞以上５００㎞未満の１８万７，０００円を移転料として支給するっていう形の解釈になります。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　私勘違いしてる。これ、４分の１にするということじゃないわけですね、４倍になると理解するわけですね。どうも失礼しました、勘違いしておりま

した。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２７０号、苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２７０号、苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１１　議案第２７１号　苓北町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係条例の制定について

○議長（倉田　明君）　日程第１１、議案第２７１号、苓北町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議議案第２７１号、苓北町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係条例の制定について。

苓北町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係条例を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。苓北町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、引用している各条例について、条例の改正を必要とするためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係条例（案）。

（苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）、第１条、苓北町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第１３条第２項ただし書中「別表備考中」を「別表第１備考中」に改める。

（苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）、第２条、苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表山林取締員の項旅費の額の欄中「別表」を「別表第１」に改め、「役付」を削る。

（苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）、第３条、苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表山林取締員の項旅費の額の欄中「別表」を「別表第１」に改め、「役付」を削る。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

次のページをお願いします。消防団関係ですけども、今まで別表備考中というのを使用しておりましたが、さきの条例改正に伴いまして、赴任手当に関する別表の方が出来ましたので、今使っております別表が別表第１、赴任手当に関する別表が別表第２となりました関係上、消防団の関係の別表は別表第１に変わります。

それから次のページをお願いします。苓北町坂瀬川財産区関係も今、説明しましたと同様に別表が別表第１に変わりまして、以前役付職員と普通の職員の旅費っていうのがありましたけども、現在はもう普通職員の旅費になっておりますので、この役付という文言も併せて削除いたします。

次のページをお願いします。苓北町都呂々財産区関係ですけども、これも同じく別表が別表第１に変わりまして、役付という文言を削除いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２７１号、苓北町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係条例の制定についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２７１号、苓北町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１２　議案第２７２号　苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１２、議案第２７２号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議議案第２７２号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。議員報酬額については、定数削減等の措置も実施されたことから、引き下げ前の従前額に引き上げることについて、特別職報酬等審議会の答申が出されたために改正するものでございます。

次のページをお願いします。

苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第１条中「２７万２，７００円」を「３０万３，０００円」に、「２２万５，０００円」を「２５万円」に、「２０万７，９００円」を「２３万１，０００円」に、「２０万５，２００円」を「２２万８，０００円」に改める。

別表中「別表」を「別表第１」に改める。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

次のページの方に新旧対照表を付けております。補足の説明をさせていただきます。この件に関しましては、昨年１２月１８日に苓北町議会の方から議員報酬に関する全議員による協議の結果、報告並びに報酬等審議会への諮問についてということでお願いの文書の方が上がっております。議員定数の削減につきましては、これまで議会の方で昭和６２年１月の選挙で２０名の議員定数を１６名に削減、その後、平成１４年の９月議会では議員定数削減を求める声が聞かれる中で、苓北町にとっては町の進むべき方向を決める非常に大事な時期ということで、今の時期は定数削減はすべきでないという結論から昨年度から報酬額の１０％カットというのを可決されまして、１０月１日から引き下げを行っていただいております。

それから平成１９年１月の選挙では１６名を１４名に削減、それから平成２３年１月の選挙で更に２名を減らして１２名の定数というのが現在までの状況でございます。

報酬額につきましては、現在、３１町村中下から３番目、県平均の９０％っていう低い状況にあるということで、特別職の報酬等審議委員会に本年の１月２９日に諮問をいたしております。その結果、苓北町特別職の報酬と審議委員会の方からこれまでの経緯、減額されている状況、県内での状況、現在の経済情勢等を全体的に考えて、またこれからのまちづくりにご尽力をいただくことを含めて、従前の引き上げ従前額への引き上げについてはやむを得ないというような答申をいただいております。

それを受けまして、今回の提案をしているところでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　提案理由がですね、従前の額に引き上げるということで上がっています。これは、審議会の中ではこのことについて何も質問は出ませんでしたか。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　文言についてですか。戻すっていうことについてということでよかですか。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　従前の額という言葉について何か質問はありませんでしたか。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　それにつきましては、資料等をですね、従前の額と今度の上げる額の比較等をお示ししまして、それについての質問はございませんでした。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　大体、町の行政は条例に基づいて運用されているというふうに思います。これは至極当然のことです。条例を見る限りは、従前の額っていうのは条例には記載されておりません。現在額はこの１分の１ページに資料として提出されているように条例はですね、議長が２７万２，７００円、他ずっと書いてありますけども、どこでこの従前の額という表現が出来るのかですね。条例以外にどこに書いてあるのかという気がします。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　これはそういうふうに決まったから条例に書かれたわけでありまして、又、ここで決まれば新たに又、条例に書かれるんではないかと思います。従前っていうのは、当然議員定数が現数がはっきりするまで下げておくっていうことであったわけでありますので、もう従前に戻すということは、これは法的にどうなの、条例を又作り直すの。（「いや、その内容は入りませんので」と呼ぶものあり）入らない。だから文言は大体入らないようでございますから、要するに定数が落ち着いたので元に戻すということで我々は理解しているわけでございます。

○議長（倉田　明君）　はい、最後お願いします。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　今の町長の話では定数が落ち着いたからとか、あるいは決まったものを乗せるんだということです。まさにそのとおりですね、決まっているわけですよね、今の条例には。先程言いましたが議長の場合は２７万幾ら、にもかかわらずその従前の額ということが出てこないではないかということです。なぜ従前の額というのが、もう既に従前の額なんていうのはこの２７万円を決める前の額ということでしょ。（「引き下げ前の額」と呼ぶものあり）その引き下げとかですね、定数が落ち着いたとかいうのは条例の中にはどこにも出てこないわけですよ。

私はですね、この従前の額とか定数が落ち着いたからとか、というのがですね、提案理由にはならないというふうに思います。もうするならばやっぱり約１０％ですので、現在の経済状況を見て１０％引き上げるとそういう表現の提案の理由をすべきじゃないかと思います。基本的には上げることには反対ですが。

○議長（倉田　明君）　反対というのはここで言うべき言葉じゃありませんので、質疑の時間でございます。町長。

○町長（田嶋章二君）　実際、従前の額があったわけでありますから、従前の額っていう表現っていうのは、ずっと続いて歴史を見ればわかるわけですから、直前の従前の額っていうことでご理解をいただければと思っております。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。浜口君。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　これは先の全体会の中でこの問題を議論しました。私はアベノミクスで国の経済も上向いている傾向にはあるが、苓北町内にはそういう状況がない。例えば元気な若い人が仕事を探している状況であるし、具体的には最低賃金に近いような形で農作業に従事しておられる方もあります。そういう状況の中では議員の報酬を引き上げるべきではないという提案をしましたので、同じことを申し上げて、この議員の報酬アップについては反対をします。以上です。

○議長（倉田　明君）　次に、原案に賛成の方の発言を許します。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１０番錦戸です。私はこの条例案に賛成の立場で賛成討論を行います。今、浜口議員から反対討論もありましたけど、私は又、別の観点から賛成討論を行いたいと思います。

議員は誰だって低い給料で頑張りたいと思いますよ。それはもう誰も心情です。ただしかし、今、提案理由の説明もありましたけども、これまでのいきさつも説明がありました。特に合併当時までこの問題は遡らなければならないと私は思います。

そこで、それらの経緯も十分踏まえられて、報酬等審議委員会にかけられてその報酬と審議委員会でも諮問どおりの答申が出されたと。その中でこれを今の状況では県下３１町村の中で下から３番目に低い給料だと、報酬だというふうなことが説明もありました。私たちも今まではそこまで県下でそういった順位にあるとは正式にはなかなかわかりかねておりました。ところが、今回そうした説明をいただきましてね、やはり報酬等審議委員会の委員さんからも報酬は上げざるを得ないと、しかしそれに見合った各議員の活動を町発展のために期待としたいというような旨の意見もあったように聞いており

ます。

私は、そういったことも全体的に踏まえましてね、やっぱり心苦しい面もありますけども、報酬をこの際上げていただいて、そして又、今一度各議員も苓北町のまちづくりのために頑張っていくというふうな決意のもとに、私はこの条例案には賛成をいたします。以上です。

○議長（倉田　明君）　次に、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に討論がないようです。これで討論を終わります。

議案第２７２号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。したがって、議案第２７２号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１３　議案第２７３号　町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１３、議案第２７３号、町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議議案第２７３号、町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。町長等の給料諸手当について、引き下げ前の従前額に引き上げることについて、特別職報酬等審議会の答申が出されたためでございます。

次のページをお願いします。

町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１中、町長６８万２，２００円、副町長５２万９，２００円を町長７５万８，０００円、副町長５６万９，０００円に改める。

別表第２中「別表」を「別表第１」に改める。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

次のページに新旧の対照表を付けております。補足の説明をさせていただきます。

苓北町の特別職の給料等につきましては、平成１４年７月、天草２市９町の合併協議会から離脱し、天草地域の合併から離れて単独でのまちづくりを選択をしております。平成１８年３月に天草市が誕生しましたけれども、本町は小さくても輝く町を目指し、行財政改革等を進めながら持続可能な住みよいまちづくりを努めていくこととし、景気回復の兆しやこの取り組みを軌道に乗せるまでということで町の特別職の給料については、平成１８年４月から町長が１０％、副町長が７％を減額し、教育長につきましては勤勉手当を削減し給与調整を行うということで減額措置を実施しておりました。

今回、経済回復の兆しが見えるまでとしていましたけれども、近年苓北町でも経済回復の方の兆しが少しずつ見えてきておりますので、以前の引き下げ前の額に戻すということを苓北町の特別職報酬等審議会の方に諮問をしておりました。この諮問につきまして、平成２６年１月２９日に苓北町特別職報酬等審議会の方を開きまして、審議をしていただきました結果、これまでの経緯、減額されている状況、県内での状況、現在の経済情勢等を全体的に考えてこれからのまちづくりにご尽力いただくことも含めて、引き下げ前の額に戻すことについてはやむを得ないという答申をいただいております。

県内での位置といいますか、状況につきましては、町長は３１町村中２６という位置におられます。それから副町長につきましては、３１町村の中で２６番目ですね。それから教育長は３１町村中２７番っていうふうな今現在の状況になっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　町の行政執行の中で、課税ミスが発生しました。そのときの原因は、これまでの説明の中ではシステム会社のソフトに問題ありというふうに聞いてきたわけですが、この課税ミスの原因は１００％システム会社ということでいいのか。説明の中で一時、７つ打たんばんとを６つしか打っとらんかったとか、何かそういう話もちょっと聞いたような気がします。そこで確認しますが、その課税ミスっていうのは明らかにシステム会社が１００％だったのかどうか、以上です。教えてください。

○議長（倉田　明君）　これは直接、この報酬等の関係には薄いと思われますので、その点についてはご留意いただきたいと思います。

他に。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　先程、課税ミスについてお尋ねしたのは、もし仮にシステム会社でなくて、まあシステム会社が主としても一部事務上に何らかの操作ミスがあったということを確認したかったわけです。これは、この町長、副町長の給与の引き上げに大きく影響するということで先程質問をしました。

はっきりした答えが出てきませんでしたので、別の案件で提案しますが、現在、ご存じのように町内の中学校でパトカーも来て騒動をされたという状況があります。もちろん直接と言いますか、直接は学校現場であるし、ずっと遡ってくると学校現場の上には教育委員会があり、その上には町立中学校ですので町当局にも町長にも何らかの、何と言いますか、そういう処分というような形も検討されるべきだろうというふうに思います。そういう学校の状況がある中で、給与の引き上げについては私は反対いたします。以上です。

○議長（倉田　明君）　次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。野田君。

○１番（野田謙二君）　私はこの案に賛成の立場で意見を言わせていただきます。我々議員報酬の方も前例と同じように引き戻すということで決定いたしました。同じように、町長、副町長も引き戻すということですので、これは全然矛盾はしないことだと思うし、それに賛成します。以上です。

○議長（倉田　明君）　次に、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に討論がないようでございますので、これで討論を終わります。

議案第２７３号、町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。したがって、議案第２７３号、町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１４　議案第２７４号　教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１４、議案第２７４号、教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議案第２７４号、教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。町長等の給料諸手当について、引き下げ前の従前額に引き上げることについて、特別職報酬等審議会の答申が出されたためでございます。

次のページをお願いします。

教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）。

教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「４９万３，８００円」を「５３万１，０００円」に改める。

別表中「別表」を「別表第１」に改める。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

補足の説明をさせていただきます。この条例につきましても、先程の町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例の一部改正と同じく、以前額の引き下げをされておりましたけども、苓北町の特別職の報酬等審議会の方に諮問をいただきまして従前の額に、引き下げ前の額に戻すということにつきまして仕方がないといいますか、上げることには同意しますというような答申をいただいておりますので、今回の提案になっております。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　町内の某中学校で先日、卒業式があり、案内を受けましたので出席させてもらいましたが、これはうわさですので確認のために確認させてもらいますが、卒業式に警察が介入していたとうわさがありますが、これは事実ですか、事実無根ですか。情報をつかまえておられれば教えてください。

○議長（倉田　明君）　これは議案と直接関係ありませんので。

他に質疑ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。浜口君。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。改めて浜口君。

○２番（浜口雅英君）　今までにない、先程も申し上げましたが、今までにないような学校の何ていいますか、運営の仕方がされております。それは既にご存じのように学校にパトカーが入ってきたという問題です。この問題は、今後統合を控える別の２つの中学校の生徒、保護者、それから当該校の生徒、保護者の方にも多大な不安を与えていることは事実だろうというふうに思います。そういった意味で、その責は学校現場にもあろうかと思いますが、それを管理する教育委員会、教育長も何らかの責を取るべきだと。そういう状況の中での給与引き上げについては反対します。以上です。

○議長（倉田　明君）　次に、原案に賛成の方の発言を許します。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１０番錦戸です。私はこの条例改正案について賛成の立場で賛成討論を行います。既に議会議員の報酬の改正、町長、副町長関係の条例の給与の引き上げ、今回の教育長の関連も私は事情は同じと思います。ですから詳しいことは申し述べませんが、この条例案改正についても私は賛成をするべきだと思います。

そして反対討論の中でありましたけども、個々にそういった問題が派生をするとすれば、やっぱりそれは担当部局だけの問題でもないわけで、苓北町全体として又、私たち議会としてもそれは十分把握をして対応しなければならないと思いますので、その点はその点としてこの件はこの件としてやっぱり対応していかなければならないと思いますので、そういったことで賛成討論に代えます。

○議長（倉田　明君）　次に、原案に反対の討論を許します。ありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。野田君。

○１番（野田謙二君）　再び賛成のための討論をさせていただきます。教育長の仕事自体、責任っていうのが国の法律の改正で重くなっております。それに伴う社会責任も当然重くあるべきであるし、教育長の先程反対討論にありましたような個別の案件に関しての責任という形での引き下げっていうのは、その基本的給与が決まった額からするべきであって、基本的給与の額を条例に盛り込むわけですから、それは引き上げに反対するという意見としては通らないと私は賛成いたします。

○議長（倉田　明君）　次に、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に討論がないようでございますので、これで討論を終わります。

議案第２７４号、教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。したがって、議案第２７４号、教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、１１時１５分まで休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時１５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　休憩前に引き続きまして、本会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１５　議案第２７５号　苓北町政治倫理条例の制定について

○議長（倉田　明君）　日程第１５、議案第２７５号、苓北町政治倫理条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議案第２７５号、苓北町政治倫理条例の制定について。

苓北町政治倫理条例を別紙のとおり制定することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。町長等及び議員の政治倫理について、条例を整備する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町政治倫理条例（案）。

（目的）、第１条、この条例は、町政が町民の厳正な信託の上に成立するという民主主義の原理に基づき、その負託に応えるため、町長、副町長（以下、「町長等」という。）及び議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、もって清浄で民主的な調整の発展に寄与することを目的とする。

（町長等及び議員、町民の責務）、第２条、町長等及び議員は、町民全体の奉仕者として職責を深く自覚し、地方自治の本旨にしたがって、公正かつ清廉な活動を通じて、

その使命の達成に努めなければならない。２、町民は、自らも調整を担い公共の利益を実現する責任を有することを自覚し、自己の利益を図る目的をもって町長等及び議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準）、第３条、町長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を順守しなければならない。（１）町が行う許可、認可又は、工事等の請負契約及び物品納入契約等に関し、特定の企業等に対する有利な推薦、紹介又は有利となるような取り計らいをしないこと。（２）政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。（３）その地位及び肩書を利用して、金品その他いかなる財産上の利益も授受しないこと。（４）町民全体の代表者として、その品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。（５）その権限もしくはその地位による影響力を不正に行使して、公正な公務の執行を妨げる働きかけ又は命令をしないこと。（６）町職員の採用等に関し、特定な者を有利にする働きかけ又は取り計らいをしないこと。

（政治倫理審査会の設置）、第４条、政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、町長の附属機関として苓北町政治倫理審査会（以下「審議会」という。）を置く。２、審査会は委員６人をもって組織する。３、審査会の委員は、地方行政に関して識見を有する者３名、及び地方自治法第１８条に規定する選挙権を有する町民のうちから３名を町長が議会に諮って委嘱する。４、審査会の委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。委員が２名以上欠けたときは、補欠の委員を町長が議会に諮って選任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。５、審査会の会議は、公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員の定数の３分の２以上の同意を要する。

（守秘義務等）、第５条、審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も、同様とする。２、審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。３、審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（町民の調査請求権）、第６条、町民は、町長等及び議員が第３条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添え、有権者の総数の３０分の１以上の者の連署をもって、町長に調査を請求することができる。２、町長は、前項の規定により町長等及び議員に対する調査の請求があった場合は、速やかに、審査会に審査を求めなければならない。３、町民は、個人の利益または特定の政治的な目的のために不正に請求権を行使してはならない。

（調査請求書等の点検、審査及び不備の補正）、第７条、審査会は、審査を求められ

たときは、調査請求書の記載事項および添付書類の内容について点検、審査し、調査請求に不備があるときは、相当の期間を定めてその補正を命ずることができる。

（調査請求の却下）、第８条、審査会は、調査請求を行ったものが前条の補正命令に従わないときは、当該請求を却下する。

（倫理基準違反の審査）、第９条、審査会は、第６条第２項の規定による審査を求められたときは、当該事案の適否又は存否の審査を行い、審査を求められた日の翌日から起算して９０日以内にその審査結果報告書を町長へ提出しなければならない。この場合において、当該審査の結果、町長等及び議員に政治倫理基準に違反すると認められる事案があるときは、審査会が必要と認める措置を勧告することができる。

２、審査会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、審査を行うことができない。

３、審査会は、前項の審査を行うため、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

４、第１項の規定による勧告は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

５、審査会は、第１項の規定による審査を終えたときは、審査結果の要旨を公表しなければならない。

（資産等報告書の提出）、第１０条、審査会は、事案の解明のため必要があるときは、町長等及び議員に資産等報告書の提出を求めることができるものとし、審査結果を公表しなければならない。

（報告書の閲覧）、第１１条、前条の規定による資産等報告書は、審査会の審査を経た後に閲覧に供するものとし、その閲覧は、当該報告書を作成し提出すべき期日の翌日から起算して６０日を経過する日の翌日から、することができる。２、前条の規定による報告書の閲覧は、「政治倫理の確立のための苓北町長の資産等の公開に関する条例」及び「苓北町長の資産等の公開に関する規則」の規定を準用する。

（町長等及び議員の協力義務）、第１２条、町長等及び議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して説明又は意見を述べなければならない。

（虚偽報告等の公表）、第１３条、審査会は、町長等及び議員が資産等報告書の提出をせず、もしくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

（庶務）、第１４条、審査会の庶務は、総務課において処理する。

（収賄罪等起訴後における釈明）、第１５条、町長等及び議員が、刑法第１９７条から第１９７条の４までに定める罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、その理由を町民に説明するため、起訴された日の翌日から起算して３０日以内に説明会の開催を町長に求めることができる。この場合において町長は、説明会を

開催しなければならない。２、前項の説明会において、町民は、当該町長等及び議員に質問することができる。

（収賄罪等確定後の措置）、第１６条、町長等及び議員が前条に規定する罪について有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法第１１条第１項の規定等により失職する場合を除き、町長等及び議員は、その名誉と品位を守り町民の信頼を回復するため必要な措置を講ずるものとする。

（委任）、第１７条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

補足の説明をさせていただきます。議会等から政治倫理条例の制定についての要望を以前、受けておりました。議会の政治倫理条例というのは、今もあるわけでございますけども、議会の基本条例に基づくところの根拠があれば附属機関の設置、それ自体が違法であるということはならないということが示されておりますけども、議会は住民の代表である議員により構成される合議制の議事機関として自らが多様な意思を反映させて、意思決定を行う機関でありますので、その性格上、附属機関の設置はなじまないというふうな法的な解釈もされておるようでございます。

それを受けまして、苓北町の方では議会の方から提案されておりました政治倫理条例、町長等と議会の議員さんも含めたところの政治倫理条例というのを制定するということで調整をしてまいりました。法制の方の専門の方にも同一の条例を制定することについての問題はないというふうな回答をいただいておりますので、今回の制定の提案になります。

議会の方と町の方の政治倫理に関しましては、第６条のですね、町民の調査請求権のところも人数の解釈にそれぞれ主張がありましたけども、双方の歩み寄りによりこの３０分の１というところで合意ができましたので、それも併せて今回提案するものでございます。

それから、県内の状況を見ますと、議会の議員さん、それから町長、副町長というのがほとんどで、教育長関係はそう多くはありませんので今回の政治倫理条例の方には町長と副町長、それから議員さんの分を対象として提案をしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２７５号、苓北町政治倫理条例の制定についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２７５号、苓北町政治倫理条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１６　議案第２７６号　苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１６、議案第２７６号、苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２７６号、苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。廃棄物の処理を適正に行うため、手数料を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「手数料」の次に「（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を加える。この手数料には、消費税を含むということを明確にするために改正を行いました。

別表第２家庭系一般廃棄物の項を次のように改める。家庭系一般廃棄物、生ごみ指定袋（大）１７円、１枚当たり、指定袋（小）１２円、１枚当たり、指定袋（特小）９円、１枚当たり。

附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

次ページに新旧対照表を入れておりますのでご覧ください。新旧対照表でございますが、左側が改正後、右側が改正前でございますが、只今申しましたように第６条で、消費税及び消費税相当額を新しく追加したものでございます。

それから別表第２で家庭系一般廃棄物の生ごみ袋につきまして、改正前、右側でございますが、指定袋（大）１２円だった手数料を１７円に改正を提案するものでございます。それから指定袋（小）につきましては、７円だったものを１２円に改正する案でございます。それから特小につきましては、４円だったものを９円に改正する案でござい

ます。

補足の説明をいたします。ごみ袋につきましては、今回は生ごみだけの改正を提案させていただくわけですけども、その他に燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、プラ専用ということで、全部で５つのごみ袋を準備しているわけでありますが、そのうちで今回生ごみの袋だけにしまして、その手数料の改正をお願いするものでございます。生ごみ用の袋につきましては、ご承知のとおり生分解性の物質となっておりまして、微生物などによって袋も分解されます。そういうことで生ごみはたい肥センターに持ち込んで袋もろとも一緒に堆肥化をされるということになっております。現在の生ごみ袋の状況でございますが、町が仕入れている生ごみ袋の単価と言いますか、大の方で１７円５０銭、小の方で１３円０５銭であります。町がそれを販売いたしまして、処理手数料ということで収入で入るわけですけども、大の方が１２円、小の方が７円で設定をいたしております。そのようなことで限界の状況が続いているところでございます。生ごみの袋につきましては、年間の販売見込みが大で２万５，５００枚ほど、小で７万８，，０００枚程度でございまして、合わせると町の持ち出し額が６１万２１５０円というふうな持ち出し額の状況となっているところでございます。

又、この処理手数料は塵芥処理費の財源として当てるものでございまして、応分のご負担をお願いいたしまして、引き続き資源循環型社会のまちづくりを併せて進めていくというふうなことの中で、現行の単価を先程申しましたとおり５円プラスいたしまして、大の方を１７円、小の方を１２円、特小の方を９円ということで改正案を提案させていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　課長にお尋ねします。これは今この３種類の各それぞれ５円の１枚当たりの値上げになる提案ですけども、今課長が説明をされたその町の事情というのもよく理解をします。ただしかし、この前の一般質問でも私申し上げましたが、今年の４月から消費税が５％から８％に値上げになり、そして又、諸々の輸入物価の関係もありまして諸物価が２％は上がるだろうというふうなことが、これはもうそうなるようなことのことで報道もなされております。ですから、生活にゆとりがある人は１枚当たり５円の値上げもいいかと思いますが、非常に生活困窮者、その方々ばかりじゃなくてやっぱりそういった日常の厳しい生活をしておられる町民の皆さん方にとっては、この非常に厳しいんじゃなかろうかなと私は考えます。

ですからこれは、１担当課の問題だけじゃなくて苓北町全体として、今の時期にごみ袋を値上げするというのはちょっと私たちも町民の方に説明がしにくいなと思いますけども、そういったところはどうでしょうかね。

○議長（倉田　明君）　水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　ごみ袋につきましては、先程申しましたとおり、生ごみの他に合わせて５種類のごみ袋があります。その１袋当たりの処理料というふうなことで先程のような単価でもって設計をしておるわけでございまして、この中には消費税も含むということで５％から８％に消費税上がりますけども、それを含めたというふうな考え方の中の単価設定でございまして、他の４つのごみ袋につきましてはそのままというふうなことでございます。ただ、先程説明させていただきましたとおり、生ごみにつきましては、そういうことでそれぞれ５円５０銭、６円０５銭というふうなことで、町に入ってくる手数料収入が町から出しているよりもそういうふうなことで相当持ち出しが出てくるような状況でございます。

それと一般廃棄物ごみの年間の処理をするための処理委託、それから広域連合への負担金を入れると１億５，１００万円程度の町の支出がありますので、そういうふうなことを考える中で利用者の方にも応分の負担をお願いをしていきたいということでの提案をさせていただくものでございます。

○議長（倉田　明君）　いいですか。他にありませんか。松野君。

○９番（松野重幸君）　今、錦戸久幸議員の方と関連しますが、値上げの理由っていうのはよくわかりました。しかし、いろいろと社会情勢を考えてみますと直接生活費に結び付くというそういうことに関しては、私は同じ値上げでも消費税に関した値上げっていうのは、もうこれは国の施策ですから皆さんがやむを得ないというふうに納得すると思いますが、これを内税の形でもってくるということは、ただ単に値上げとしてしか見られない。今、課長から諸々の説明がありましたが、そういうこともやはり町民によく知っていただいた上で値上げをしましたっていう、それこそ説明責任をちゃんとせんと、ただ、議会で我々が知った。一部の人が知ったというようなことではなかなか町民の理解もしにくいと思いますので、そういう町民に対しての説明、ＰＲっていうかそういうことに関しては何か妙案があったら説明していただきたいと思いますが。

まず、外税、内税の問題について何か考えがあったらお願いします。

○議長（倉田　明君）　水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　外税、内税っていいますか、これまでもこの処理手数料につきましては内税というふうな考え方の中で進めてきておりましたけれども、それを明確に表示をしておりませんでしたので、今回、先程改正案をお願いしましたとおり、消費税を含むというふうなことで明確にさせていただいたところでございます。

それから、住民の方々への周知ということでございますが、そのことにつきましては、今度一般廃棄物処理対策推進委員会議を３月２５日でございますが、そのときに開催をいたすようにしております。その時点でそういうふうなことでお願いをさせていただきたいと思っております。それからこの案が通させていただきますと、今度の２１日発行

の「広報れいほく」でそのことをお願いの周知をさせていただきたいということで考えているところでございます。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　担当課長の立場もよくわかります。ただ１つ、こうして生ごみの袋を値上げすると、もう１つこういった現象も起きはせんかなと思います。

といいますのは、今も１００％の人がこの生ごみ袋を使って正規のルートに乗せて生ごみを処理しておられる人と、中には海岸の近くであるいは川の近くで、そしてもうこれまでと変わらんように投棄をされる人もおられます。そんな状況の中で今度値上げをしますとね、「もうごみ袋もそぎゃん高こなれば、もう今まで出しよったばってんもう出しはきらん」というふうなことも十分考えられますのでね、やっぱりそういったとこの対応も今度３月２５日にそういった会合があると言われましたので、そういった隠れた面もやっぱり弊害もあるなということも念頭に置かれて、廃棄物の処理対策委員会のその委員の方々にもそこら辺の考えも十分伺いもされながら取り組まれてほしいなと思います。これはもう要望しときます。

○議長（倉田　明君）　水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　そういうふうな形で進めていきたいと思います。

それからあと、生ごみの他に資源物ということで先程申しましたとおり、ごみ袋準備をしているわけでございますが、出来るだけごみ袋を使わないでいいような方法でＢＯＸ回収というものを現在進めておりまして、大分そのことも周知していただいて地区の推進員さん方、それから区長さんが他のご努力の中でそっちの方も大分進ませていただいております。そういうことの中で、例えばプラ専用のごみ袋とか資源物のごみ袋につきましては、出来るだけそちらの方に切り替えていただいて、そちらの方のごみ袋を購入しなくて済むような方向もお願いをしておりますので、そのような形でいろんな立場から進めてまいりたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２７６号、苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２７６号、苓北町廃

棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１７　議案第２７７号　苓北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１７、議案第２７７号、苓北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　議案第２７７号、苓北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町社会教育委員設置条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部の施行に伴い、社会教育法の一部改正が行われ、社会教育委員の委嘱の基準について、法律での規定から条例での規定に改められたことに伴い、条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町社会教育委員設置条例の一部を次のように改正する。

改正する部分につきまして、新旧対照表により説明をいたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。第３条を第４条とします。第２条第１項中「し、苓北町教育委員会「（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。」を「する。」に改め、同条を第３条とし、第１条の次に次の１条を加える。

（委嘱の基準）第２条、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から苓北町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

条例案に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２７７号、苓北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてを採決

します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２７７号、苓北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１８　議案第２７８号　苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定について

○議長（倉田　明君）　日程第１８、議案第２７８号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　議案第２７８号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定について。

地方自治法第４４条の２第３項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

１、公の施設の名称、名称、苓北町木場地区交流施設等。２、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草郡苓北町都呂々６１１８番地２、名称、ＮＰＯ法人天草木場の杜自然学校、代表者、理事長、住田啓一郎。３、指定の期間、平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日まで。

提案理由、指定管理者の指定については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足させていただきます。木場地区交流施設等の指定管理者につきましては、平成２６年３月３１日で現在の指定管理者との契約が終了します。同施設は、木場小学校の跡地利用の目的で地区の振興のために整備されております。そのため、地域の方で設置されておりますＮＰＯ法人天草木場の杜自然学校がこれまで管理を受けておりました。今回も申請がありましたので、選考委員会において選考の結果、承認されましたのでご審議をよろしくお願いします。なお、提案金額は８８万８，５００円でございました。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２７８号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定についてを採決しま

す。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２７８号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１９　議案第２７９号　町道認定について

○議長（倉田　明君）　日程第１９、議案第２７９号、町道認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　議案第２７９号、町道の認定について。

別紙のとおり町道に認定するものとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由、道路法第８条第２項の規定により、町道の認定は議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明を添付しております資料をもとに行わさせていただきます。次のページをお開きください。認定申請路線詳細です。路線番号４０４、路線名、黒瀬３号支線、路線延長２９４．７ｍ、有効幅員３．０ｍ、起点及び終点共に苓北町都呂々字黒瀬、申請者が小松区長、光田征男様です。

次のページをお開きください。認定の申請位置図です。町道の黒瀬線起点から左折するところが起点となります。

次のページをお願いいたします。町道認定に関する要綱に関する評価表でございます。延長、幅員、土地の所有権移転等全て条件を満たしております。

次のページをお願いいたします。地籍調査参考図に赤色で着色いたしました部分が今回の申請箇所でございます。起点部分は図面右側の町道黒瀬線から終点部は国道３８９号線に接する部分でございます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２７９号、町道の認定についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２７９号、町道の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２０　議案第２８０号　請負契約〔防災ゾーン造成工事（１工区）〕の変更締結について

○議長（倉田　明君）　日程第２０、議案第２８０号、請負契約〔防災ゾーン造成工事（１工区）〕の変更締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　議案第２８０号、請負契約〔防災ゾーン造成工事（１工区）〕の変更締結について。

平成２５年４月１８日議案第１７１号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、１、工事名、防災ゾーン造成工事（１工区）、２、契約の方法、指名競争入札、３、契約金額、当初５，１３４万５，０００円、変更８２万９，６３９円、合計５，２１７万４，６３９円、４、契約の相手方、天草郡苓北町志岐１２３番地の１、株式会社カネマツ、代表取締役、岩下　忠。

提案理由、地方自治法第９６条第１項第５号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

補足説明させていただきます。今回の工事につきましては、広域避難地１，４９５．２㎡の広域避難地の造成を行うものでございます。変更につきましては、２月２４日の全員協議会におきまして説明させていただきましたが、内容について説明をさせていただきます。

当初、道路施行延長をＮＯ．１５まで予定をしておりましたが、盛土の施工につきましてＮＯ．１３からＮＯ．１５までの区間につきまして、民間の造成工事がまだ未完成のため、ＮＯ．１３までといたしました。このため、４０ｍについて道路、排水構造物、車道、歩道分の路盤舗装工事などの減によりまして、２５１万２，０００円の減とさせていただきました。

次に、伐採工の集積の増によりまして５６万円の増額をいたしております。

続きまして、天草警察署、天草地域振興局道路維持課との交差点協議により、安全対策指示方針により車線分離方式、横断防止策設置などで８５万円の増額。発生土砂を一時仮置きの上津深江港へ運搬したことによりまして１５０万円の増額。安全対策のため交通誘導員の配置によりまして４０万円の増額になり、差し引き８２万９，６３９円の

増額となりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　質疑に入る前に、先程資料の提出がありましたけど、この説明も併せてお願いしたいと思います。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　失礼いたしました。この覚書につきましては、造成工事の２工区に係るものでございますので、後で説明をさせていただきたいと思っておりましたが、済みません。

○議長（倉田　明君）　先程一応覚書の提出もあっておりますので、これも含めてご検討いただければと思っております。特に説明ありますかね、この件。後で、わかりました、そういうことで。

錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１０番錦戸です。上の法人の方との関係で、道路の最初予定してあった部分ができませんよね、工事が。今は出来ないけども、今後、上の造成地が進んでいって、そしてその関連がうまいことかみ合えば、どうせここは道路は繋がんばいかんわけですよね。そのときに今は出来ないけども、上のテラス面積ができて町が当初予定していた道路ができるまでに金額的に言えば、どういったあれになるとでしょうかね。今、減額したり増えたりしとる部分がありますけども、今後今の状態で工事を精算をして、そして又今後どうせしなければならない、そういった工事を含めてどういう状況になっとでしょうか。それをお尋ねします。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今の錦戸議員のご質問でございますが、今おっしゃいましたように、今後４０ｍの道路ですね、工事をいたした場合に路層の盛土とか、それから道路側溝とか、そういうふうな経費に約２８０万円ぐらいかかる予定でございます。

○議長（倉田　明君）　いいですか。他にありませんか。山下君。

○８番（山下時義君）　８番山下、課長にお尋ねしますが、この間の全員協議会の折も話がございましたが、ここの交通誘導員に４０万円要ったんだと、このようなお話でございます。大体１日当たりの日当といいますかね、それはどうなっているのか、それが第１点。

それでこういう工事をする際には、都呂々の今度していただきました場所もですね、部落民からお願いして交通指導員を設置していただいたんですが、今後においてはですね、やはり交通量の激しい所、そういう小中学校生なんかの通学路になっている所はですね、最初からこれはもう予算に入れてですね、こういうことがないようにするのが私

は筋だと思っているんですが、この２点についてお伺いします。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今の交通誘導員の起用につきましてでございますが、この工区におきましては３５人配置しておりまして、１日当たり約１万円ぐらいとなっております。

それと今ご指摘いただきました交通誘導につきましては、今後当初からですね、必要な箇所については十分検討して、当初から付ける分は付けるというようなことで考えていきたいと思います。

○議長（倉田　明君）　いいですか。

○８番（山下時義君）　はい。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　この１工区の分でＡＣⅡを使用する予定量が７，０００ｔぐらいだというふうなことで、当初、７，０００㎥ですね、失礼しました。７，０００㎥ぐらいだと伺っておりました。それで今最終的な使用量はそう変わらないのか、そのことだけ確認をお願いします。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　殆どそれと変わらないような数量でございます。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２８０号、請負契約〔防災ゾーン造成工事（第１工区）〕の変更締結についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２８０号、請負契約〔防災ゾーン造成工事（第１工区）〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、お昼のため１時５分まで休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０時０４分

再開　午後１時０５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　それでは、休憩前に引き続きまして、本会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２１　議案第２８１号　請負契約〔防災ゾーン造成工事（２工区）〕の変更締結について

○議長（倉田　明君）　日程第２１、議案第２８１号、請負契約〔防災ゾーン造成工事（２工区）〕の変更締結についてを議題とします。なお、ここで先程提出があっております覚書も併せて説明方よろしくお願いします。提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　議案第２８１号、請負契約〔防災ゾーン造成工事（２工区）〕の変更締結について。

平成２５年４月１８日議案第１７２号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、１、工事名、防災ゾーン造成工事（２工区）、２、契約の方法、指名競争入札、３、契約金額、当初１億１，１０９万円、変更マイナス５４万４，６１４円、合計１億１，０５４万５，３８６円、４、契約の相手方、天草郡苓北町坂瀬川１７９３番地、株式会社長濱興業、代表取締役、長濱優二。

提案理由、地方自治法第９６条第１項第５号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

補足の説明をさせていただきます。今回の工事につきましては、１工区と同様、昨年の４月１８日、議会の議決を受けまして工事を実施してまいりました。工事施工に変更が生じましたので、変更契約の議決をお願いするものです。

今回の工事は、広域避難地４，４５７．８㎡の広域避難地の造成を行うものです。変更につきましては、２月２４日の全員協議会におきまして説明させていただきましたが、内容について説明をさせていただきます。

変更内容ですが、先日ご説明をさせていただきましたように、今回３５ｍの高さまで完成断面ができる範囲がお手元の図面に表示してありますとおり、ＮＯ．４までが完成断面で、残りの整合箇所につきましては２６ｍから２７ｍまでの暫定断面といたしました。盛土分における造成に係る土工、法面成形費用が６３０万円の減額となります。増額につきましては、安全確保のために国道から町道財ノ尾２号線への進入口に交通誘導員を１人及び工事現場への入り口付近に１名、計２名の交通誘導員を配置したことによりまして４４０万円の増額。伐採工で集積運搬の増によりまして２７万円の増額、その他舗装の修繕に２５万円増額、その他必要な経費を要したため差し引き５４万４，６１４円の減額となりました。

本日お配りいたしました覚書につきましてご説明をさせていただきます。この覚書につきましては２月２４日の全員協議会の折、覚書がないかというようなことでお尋ねがありまして、この相手方の方に承認を受けまして、本日覚書を提出させていただきました。なお、申し訳ありません、この覚書につきましては本日終了後又、回収をさせていただきたいと思います。

今回の覚書につきましては、社会福祉法人慈永会と苓北町との工事につきまして合意確認をいたしたところです。苓北町が発注いたします上津深江地区広域避難地造成整備事業、防災ゾーン造成工事（２工区）において、町施工箇所と法人の施工箇所許可部分から、慈永会施工分盛土箇所については施工上同時施工が望ましいため、町工事施工時の同時に施工することとし、後日、所要額については慈永会が直接施工会社に支払う。町施工会社については別紙図面のとおりとする。本覚書に定めない事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙及び乙は誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上の合意を明かした証として１通を所持するということで、平成２５年４月１７日に覚書を交わしております。

今回のこの施工箇所につきまして、同時施工でして後で支払うということで覚書をしております。この施工箇所につきましては、覚書の裏に図面で示しておりますが、町の施工分とそれから右の方に斜線で記してありますが、この部分につきましては法人の施行部分でございます。このように、法人の部分につきましては法人で支払うということで覚書をしておるところでございます。

なお、この覚書の中で同時施工で、施工会社につきましては現在、この造成工事の２工区につきましては、今回変更契約をいたします長濱興業が請け負っておりますが、この法人の分の斜線の部分につきましては別の土木会社が請け負っておられます。

以上でございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。野崎君。

○６番（野﨑幸洋君）　ちょっとお尋ねしますけども、この図面によりますとこの斜線部分が法人さんの今回工事される部分ということですけども、福祉ゾーンとして今回、法人の方が購入されます面積っていうかは、どの部分までになるんでしょうか。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　この覚書の裏に図面を添付しておりますけども、この斜線の部分は２５ｍまでの部分でございまして、その上につきましては２５ｍから３５ｍの高さの部分でございます。この右の方に施工区域ということ、この斜線の上の部分も法人さんの方で埋め立てをしてもらう部分でございます。

それで申し訳ございません、１工区にですね、添付しております平面図でございますが、ここで町の方で施工しますのは、先日ご説明させていただきましたがこの土羽の２

５ｍのところから土羽が５ｍ、５ｍ、３５ｍのところで後ろの方に赤で斜線を引いております。赤で一点斜線ですね、この分までが町の方で施工いたしますんで、それからあとの白地の部分につきましてが法人さんの方で施工される分でございます。

○議長（倉田　明君）　野崎君。

○６番（野﨑幸洋君）　そうしますとここの面積の部分は、この斜線の部分は土砂を取り除いて更地にするっていうか、そういった工事なのか、それとも例えばまだ傾斜が付いたなりの平地を販売される予定なのか、その点と、もうついでにですけども、この第２工区の部分に前回お尋ねしたときには町民の皆様が有効活用していただくようなそういったものをっていうことで考えているということだったんですけども、ここは工事が済み次第、例えば芝生化される予定なのか、それとも土砂をただ固めただけのあれにされる予定なのか、その点も２つお伺いします。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今の野﨑議員のご質問で、この白地分の法人さんの分につきましてはですね、現在はまだ今、設計を委託されて今からこの造成につきましての計画を具体的に練っていかれるというようなことで、ちょっと私の方では今のところわからない状態です。

あと広域避難地の福祉ゾーンにつきましては、今回の工事は造成までございまして今後のことにつきましては、福祉ゾーン計画をちょっと私担当じゃございませんでしたので、福祉ゾーンにつきましては、ちょっとはっきり芝生を植えるかどうかということについてお答えは私はできません。

今回はこの泥まで固めて終わるということで計画しております。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　全体の計画ですが、この法人でおやりになる部分の進捗状況を見ながら、調和した福祉ゾーンにしていきたいと考えておりますので、町で造っております分も出来上がる時期になって全体的な計画を立ててから、普段は町民皆さま方の憩いの場所、そして又、法人の方では医療施設なり介護施設なりをお造りになるでしょうから、それを取り巻く中での福祉ゾーンの検討委員会の回答が出てきておりますので、それに沿った計画になるかと思っております。我々も全体を１つの福祉ゾーン、いざ何かあったときは防災ゾーンということにしていきたいと考えているところでございます。

○議長（倉田　明君）　野崎君。

○６番（野﨑幸洋君）　そうしますと、法人の方のある程度の計画の目処が立たないと、この広域避難地においても例えば芝生化するのか、そのまま調和された中での何か計画があると思うんですけども、その期間っていうのは全く現在のところでは、例えば１年後にそれを計画していくのか、２年後にやるのかっていうのは全く今の時点ではないっ

ていうことですかね。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　この広域避難地はせっかく広い場所を取りましたので、なるだけ広い空間を我々は取っておきたいと。そこに埃止めに何かしなければならないのかどうかっていうのは、今後の中身を見ながら、そしてこの広場の周囲にはやはり上部の法人でおやりになる部分と調和のとれた植栽等々を考えてまいりたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　他に、浜口君。

○２番（浜口雅英君）　まず、この覚書についてですが、この覚書の中では上津深江地区広域避難地整備事業防災ゾーンという形で示してありますけども、これは介護福祉ゾーンとしての取り組みもあったというふうに思います。ところがこの覚書では、今、野﨑議員も質問されましたが、今度社会福祉法人で造成された用地の上に建つ施設ですかね、そういうものについては一切触れてありません。やはりここら辺はそういうことも前役場の方で説明された鳥瞰図ですね。これは前の説明のときに説明していただいた鳥瞰図ですが、ここに広っぱがあってここの上に介護福祉ゾーンとして３段目の段地ができたと。そしてそこにそういう施設を建設されるんだというふうに理解しておりましたけども、そういうことではなかったんですかね。

それと工期の問題です。もう３月も半ばになりましたけどもこの議案の資料の２枚目の図面ですが、暫定断面で終わるのか。一応終わるんでしょうけども、暫定断面で終われば残りの部分は、この山のてっぺんから右側は民間でされるそうですが、左側は町でするわけですね。それから下の断面では右側が民間でされて、完成断面で町がしてあるということです。この断面の切り方ですが、前もお尋ねしましたように羊羹を切る場合はこういうことは可能だと思います。ところが土砂なりＡＣⅡが出来るのかどうかわかりませんが、こういう形ですればあと残りはどのような形で進んでいくのかですね。そして工期がいつまでなのか、今年度いっぱいなのかどうか。工期がどうなのかということとその後の施工はどのようにしてされるのか、お尋ねします。

それからもう１つ、現在ここに持ち込むために天草慈恵病院の上から町道が上っております。かなり傷んでいますが、それは補修されるのか、されないのか。するとすればいつの時点でされるのかお尋ねします。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今の浜口議員のまず１点目の法人の用地の使用法についてはちょっと私の方でははっきりわかりません。

それから暫定断面の今後の取り扱いにつきましてでございますが、全員協議会のときに今回はここまででというご説明はさせていただきました。今後、法人の現在進めておられます農地転用の申請、それから許可等が終わりましたらば町としてもですね、完成

断面に向けての工事を構えているところです。

それから３点目の町道の傷んでおります点につきましては、現在、舗装を町の方でも長寿命化計画ということで傷んでおるところを舗装しておりますけれども、随時そのような形でですね、工事につきましては進めてまいりたいと思います。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　工期について。

○議長（倉田　明君）　工期について。

○土木管理課長（益田大介君）　済みません、今回のこの変更の後期につきましてはですね、３月２８日までが工期でございまして、今の完成断面のＮＯ．４付近までを３月２８日までの工期で予定しております。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　とすれば、この暫定断面の残りですね、これは新たな工事の発注になるわけでしょうか。

それと舗装の補修は部分的に１ｍ掛ける５ｍとかそういう形でされるのか、それとも全面的にその区間はですね、全面的にやり変えるのか。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今、暫定断面につきましてはですね、先程申しましたように新たな工事として発注をしていく予定にしております。

それから舗装につきましては、やはり必要なところにつきましては早急にですね、補習を行ってまいりたいと思います。

○議長（倉田　明君）　今のは全面舗装するのか部分的にするのかっていうことです。

土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　今、申し上げましたように必要な分につきましてはですね、傷んでおるところとか早急に必要なところにつきましては工事が終わりまして補習を行います。全体的につきましては、又、今後検討してまいりたいと思います。今後工事がですね、他に又後で出しますので、又傷む（「法人の工事が終わらんとでけん・・・・」と呼ぶものあり）そういうことです。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　とにかく緊急を要する奴については部分的に補修はやらしていただきます。その後、上の法人の部分が又工事をやりますので、これは法人の工事が終わった後に全面的に舗装をしていきたいと考えております。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　舗装がわかりました。あとこの断面の部分ですが、新たな工事ということで４月以降に発注という形になるんでしょうが、としたら今回の補正では、

この断面に関わる工事費は落とすべきじゃなかですか。そうせんと、最初お示しされた契約された当初請負契約の中では完成断面になっとったわけでしょ。私はこういう断面の造り方はおかしいんだという話をしてですね、これは本来この法面に関わる部分については上に造成される方が負担すべきだろうという提案をしました。

ところが、それが２枚目のページの上の方、暫定断面ですればこの断面を単純に見ただけでももう約３分の１、４分の１ぐらいの暫定断面ですよね、単純に土量計算しても。とすれば、残りの部分のこの盛土に関わる部分、土羽製作に関わる工事費は落とさんと二重計上という、当初の設計でもその部分は見とったと。しかし、暫定断面でしか出来上がらなかったと、残りの部分は又新年度でやりますということであれば、新年度の契約は０円で契約するのかですね。それをお尋ねします。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　先程今回の変更の内容につきましてご説明をさせていただきましたが、その中で今回の先程申しました暫定断面につきましての土工それから法面設計費をですね、これにつきまして今回、６３０万円の減額をさせていただきました。又、追加の費用として交通誘導員をですね、先程申し上げました国道の入り口とそれから工事現場入り口の方に交通誘導員を配置したことによりまして４４０万円の増額をさせていただいて、差し引きその他の工事を合わせまして５４万４，０００円の減となりました。先程申されたようなこの減額につきましては、６３０万円ということで減額をしております。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１０番錦戸です。これは普通ならば、こうして変更が生じました。変更契約をしなければなりませんというときには、間もなく工期が終わる完成間近いときにこうして変更契約をするというのは、ごく珍しいんじゃないですかね。他の工事案件については、その都度その都度、工事の請負契約を変更しなければならない自由が発生をしますので、その時点で契約を結び直すと、議会の議決をとるというふうなことが基本でなければならないと思うわけですよね。

今回のこの１工区、２工区については何かそこら辺が特異性があるのかなと感じます。その辺の説明をお願いします。

それからですね、そして今、盛土分が６３０万円減額をされるというふうなことで説明がありました。諸々増える分、減る分説明がありましたよね。この中でその工事の作業手順からいって、あれだけの工事ですから要するにその工事現場での発生残土と言ってよかっかな、とにかく工事を進めるために一度邪魔になる泥を一応場外に搬出せんばいかんというような作業も取り組んであったと思います。その仮置きが近くの港の広場に積まれたのかなと理解をしております。そうしたときに、その泥を優先的に使って工

事の工程に合わせてその場内で使っていくというふうなことだと思っておりましたら、又、他のところから新たに土を持ってきて搬入をされていたというふうなことも車の出入りの関係でそういったことがあったと思っております。そこら辺の説明も何でそこの場内から出た泥をそのまま持ってこられなかったのか、それでは泥が足りなかったのかどうかですね。

それと今、今日になってからこの町と法人の方が隣接地で工事を進めていかれるのに、この覚書が今日になって出てきたと、議会に示されたと。最近覚書を結ばしたっかなあと思とったら平成２５年４月１７日に結んでありますよね。そしてこの説明の中で、この覚書は回収をしたいというふうなことですけども、これはむしろこういった覚書があるから町もこういった法人の方との関連の工事もスムーズにいくと私たち議会の立場からするとそういった理解でおるわけですけども、この覚書を終わったら回収をしたいというふうなことはちょっと理解に苦しむとですけどね。何かこの覚書の中で何か不都合なところがあっとですかね。特になかっでしょ、むしろこういったことはこの工事を始めるというときに議会に対して実は法人の方とも町は正式にこういった取り決めでこの事業を進めますというようなことで、当初から議会には示しとかんばいかん書類じゃなかですか。私はそう思いますけど、やっぱりこういったことは公明正大にやっていかないとですよ、ちょっと変な憶測も呼びかねませんよ。それでこれはね、もう１年前ですよ、これ結んであっとは。ですから、これは回収するっていうようなことじゃなくて、「大変遅くなりましたけども今日出させてもらいました」というふうな一言は、お断りがあってもいい文書じゃないかなと私は思いますよ。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今錦戸議員の方からご質問いただきました。まず１点目の今の時点で変更設計ということでありましたが、ここに今回の法人区域がＮＯ．４までということで完成断面ということでなっておりますが、現在、農地転用の手続きをずっと昨年からずっと進めてこられまして、私たちもできるだけ完成断面を持ってきたいと考えておったわけですけども、そちらの状況をお聞きしながらどうしてもやはり同時施工というのが難しいというようなことを判断いたしまして、遅くなったんですけども今の時期に変更設計という形をさせていただくような形になりました。それについては大変時期的に遅かったかなという気がいたします。

それから今回の埋め立ての土につきましては、極力この作業現場内でですね、持ち出しますとどうしても費用がかかるもんですから、今回２，０００㎥は１工区の現場から上津深江港の方に持って行きまして、それから今度は２工区の方に搬入をしたところでございます。ただ、今、錦戸議員がおっしゃったように新たに他のところから土がということでご質問ありましたが、確かに私たちも話の中でどうしても作業現場内で処理が

出来ないというふうな土砂がですね、若干あったようでございます。それにつきましてＡＣⅡの泥を埋め立てる分につきましてその若干下の方に土砂の一番下の方ですね、地山の部分にそれを請負業者さんの方で置いて、その分に使った泥については自社の責任であとで搬入をされるというようなそういう協議がありまして、それにつきまして私たちもそれはわかりましたということで、今おっしゃったように若干その辺の分の土については場外から持ってきた分があるというふうに認識しております。

それと今回、覚書につきましては、前回こういうような覚書があるのかというふうなことでご質問をいただきまして、今回私が回収させていただきたいと申し上げましたのは、まず、これは確認をしてみていただければそれでいいのかなというふうなことで私が感じたものですから回収をお願いしたというようなことでございます。以上です。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　そうしますと、埋め土の搬入分についてはもう業者が自らされたということで理解してよろしいですね。その分の土量の計算は入ってないっていうことで理解していいんですか。

それと変更契約の提案の仕方ですけども、今、課長の方から説明はありましたけども、やはり基本的には他の公共工事の事例と併せて取り扱いをしていくべきだと思います。そうしないとね、やっぱり何か不公平感っていうかね、変な感じになりますよ、やっぱり。それを執行部がされたことを議会は追認をしていかんばんようなことになる。執行部がそうしたことをしたから議会もそれを追認していかんばならんというふうなことにもなりますのでね、議会もそういったことで同罪になると、言葉は悪いですけども、やっぱり執行部がされたことそのまま認めていかんばいかんというような図式になりますのでね、議会本来の務めというか、苓北町の議決機関としての裁量っていうのが非常にこうして裁量幅が狭められるというふうなことにもなりますので、今後はそういったことがないようなことでよろしくお願いをしたいと思います。

それからこの覚書の件ですけども、先程は課長は私の判断で回収をさせていただきたいと申し上げましたというふうなことでしたよね。ですからこれはね、もう議会から言わせてもらうと、これはこういったことがあって初めてこういった事業も議会も自信を持って取り組めるんだと、議会としての判断もされるというようなことでこれは回収ということじゃなくて、もう議員に配布をするという議会に対して配布をするというようなことで進めていただきたいと思います。

それからこれは前回の協議会のときにもお願いをしましたが、東側の進入路の件ですね、これはもう用地交渉も非常に難航した様でございますが、結果的にそこも町の所有になるようなことになったということですので、図示をしてありますのでね、道路の位置がどうなのか正式にはわかりませんので、やっぱりこれもわかり次第にお示しをいた

だきたいなと思います。

それからこの２工区についてはＡＣⅡを最初７万㎥使用予定というようなことを聞いておりました。これは結果的にいろいろ工事の進捗状況からいって予定どおりの数量ぐらいになるのか、その点の確認もひとつお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今のこのＡＣⅡの使用量ですが、当初７万㎥見ておりましたが、精算で約６万３，０００㎥ぐらいになる予定です。といいますのは、先程も申し上げました暫定断面の分ですね、そちらの分が今回使用しなくなったというようなそういう関係でこういうふうになっております。

それから先程ＡＣⅡは非常に安価でありまして、この前ご存じのとおり立米５００円ということで設計単価はしておりますが、今回の工事につきましては、泥を搬入してこられました分につきましては、運搬の費用等を考えましてそれよりも若干高くなりますが、設計につきましてはＡＣⅡの単価で採用しております。

それから只今おっしゃいましたが、今後変更につきましては変更の提案の仕方と時期等を十分検討してですね、又、議会の皆さんにご説明できるような対応をしていきたいと考えております。

それからこの覚書につきましては、本当に私の考えで回収ということで申し上げましたが、そういうご指摘であれば回収をしないという方向でしたいと思います。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　今、錦戸議員の質問の答弁を聞いておりましてちょっとお聞きしたいことがありますのでお聞きいたします。先程、課長は場外から埋め土を持ってきたというようなことですけれども、それは何㎥だったのか。それで何のために埋めるようになったのか、設計にない土を埋められたのか。請負業者がそのまま埋めたというふうなことだったんですけれども、それは設計の不備だったのか、設計が落ちとったのか、この外部から持ってくる分ですね。

それと、町長は日頃からＡＣⅡは安価である、環境を乱さないというようなことを答弁をされますけれども、そういった私は使うのは非常にいいと思いますけれども、先程の課長の話じゃ何か下の方にこの泥っていうですか、土を埋めたというふうなことで基礎部分に埋められたのかＡＣⅡの上に埋められたのか、その点も又、お尋ねいたします。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　今搬入した土砂につきましてはですね、ＡＣⅡの下の方に埋めました。ただ、それにつきましてこの土砂につきまして、設計上大丈夫かというような、設計の土砂の性質を確認した上でＡＣⅡの下の方に埋めました。といいますのは、先程申しましたように工程の中で極力土砂の搬入出を少なくして、現場内で工事

を進めたいというようなことで工程等も鑑みましてですね、その土砂を若干ＡＣⅡの下の方に埋めるというようなそういうことをしたわけでございます。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　今ですね、この設計上ＡＣⅡは６万３，０００㎥ぐらいでございます。あとの土砂の搬入、埋めた分につきましては今はっきりどれだけという数量はですね、把握をしておりませんが。

○議長（倉田　明君）　神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　今も答弁の中でＡＣⅡの下に埋めたというようなことですけれども、どうしても納得いきません。そういうことが結局地震とか津波とか、避難する場所で堅剛にするということの中で下の泥を入れたって、そういう設計でいいんですかな。

それと、なぜそれではＡＣⅡを下に入れなかったのか、その点をお尋ねします。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　ＡＣⅡの下で、今回地山がありまして、地山の上にＡＣⅡをのせていきます。ただ、ある分につきましてはその泥を地山の一番下に埋めたわけですね。（「どうしてそがんことばしたかば言わんばわからん」と呼ぶものあり）

○議長（倉田　明君）　一人で答えてください。（「議長、休憩してちょっと」と呼ぶものあり）

一応担当課長の方の答弁も少し資料がない部分があるようでございますので、ここで暫時休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後１時４８分

再開　午後２時１９分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　それでは、休憩前に引き続きまして、本会議を開きます。

土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　済みません、先程の件でございますけども、この１工区の分の平面図のところのですね、測点の２から３ぐらいのこの間でございますが、この地山が非常にくぼんでおりまして、ここのくぼみを均らしてあと施工上いいというようなことと、あとこの泥をですね、他所に搬出するよりもここに締め固めてこれをした方が工事の施工上いい。又、土質も締め固めのこの泥の状態もですね、Ｎ値が１０以上あるというようなボーリング結果もありますので、地山としては締め固めをよくしてあって大丈夫だというようなことで、今申し上げましたこの一番下の部分に泥を置いたわけでございます。

○議長（倉田　明君）　神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　今、地山はわかっとですよ、切り取ったところは堅かっていうとは。埋めたっていうところがですな、当初設計でもそういうふうに埋め立てるようになっとったのかどうか。それとなぜＡＣⅡをそういうところに施工できなかったのか、その理由。それで私はしょっちゅう町長が答弁されるように、地盤が固いからＡＣⅡを使っていただくわけですから、その下に泥を入れ取ったら液状化も考えられるわけですけれども、そういうことで当初設計はどうなっとったのか。それから設計変更をされたのかどうか、そういう泥に土砂を埋めたそういうことを町長も納得して変更されたのか。その変更の協議もされたのかお尋ねをいたします。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　ここにつきましては、ＡＣⅡをですね、当初予定しとったんですけども、このような形状が非常にくぼんでいたということで泥をして、くぼみを。それとまず土砂を外に搬出する量を少なくするというようなそういうことも一緒に考え併せたところで、土質も問題ないというようなことがこの土壌から考えられましたので、この形で埋め立てたところです。

設計変更につきましては、先程申し上げましたようにＡＣⅡの土量の変更はいたしておりません。それは協議を通しては特に上げてはおりません。

○議長（倉田　明君）　最後に、神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　最後です。設計変更をしないでした場合は、そしたら検査をする場合は設計どおりになっとらんというようなことで、これは通らんごとなっとじゃなかっですか。検査のとき、設計どおりなっとらんとなら。ＡＣⅡがなからんばいかんとに掘ってみたら泥やったっていうことになるわけですけども。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　そういうような業者さんの方からこちらを泥で埋めるというような協議は町の方に相談はありまして、そこの請負契約の金額はしなかったのは、その金額的にＡＣⅡの費用が一番安価であるということで金額の変更はしなかったところです。

○議長（倉田　明君）　執行部の方から今、土木管理課長が答弁されましたが、何か他に補足説明等はありますか。

他に。何かすっきりしない部分があるようでございますが、今、神﨑議員から最後にご指摘がありましたように特にこの検査後、いわゆる竣工後の検査に支障はないかということでございましたが、その辺についてもう一度きちっと説明してください。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　あくまでもこの請負契約の変更につきましては、一番

経費的に一番安価な方法で設計を変更させていただきました。又、ＡＣⅡの使用量につきましてはですね、出来形の数量が上がりましてそれは把握できます。あと地山の締め固めを十分した上でその上にＡＣⅡをしておりますので、現場としては大丈夫だと思います。以上です。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。他に質疑ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２８１号、請負契約〔防災ゾーン造成工事（第２工区）〕の変更締結についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２８１号、請負契約〔防災ゾーン造成工事（第２工区）〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから日程第２２の方に入りますが、平成２６年度の一般会計の方に入ります。ちょっと資料を差し替えますのでお待ちください。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２２　議案第２８２号　平成２６年度苓北町一般会計予算

日程第２３　議案第２８３号　平成２６年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算

日程第２４　議案第２８４号　平成２６年度苓北町都呂々財産区特別会計予算

日程第２５　議案第２８５号　平成２６年度苓北町国民健康保険特別会計予算

日程第２６　議案第２８６号　平成２６年度苓北町介護保険特別会計予算

日程第２７　議案第２８７号　平成２６年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第２８　議案第２８８号　平成２６年度苓北町水道特別会計予算

日程第２９　議案第２８９号　平成２６年度苓北町下水道特別会計予算

日程第３０　議案第２９０号　平成２６年度苓北町農業集落排水特別会計予算

日程第３１　議案第２９１号　平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算

日程第３２　議案第２９２号　平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

○議長（倉田　明君）　それでは、日程第２２、議案第２８２号、平成２６年度苓北町一般会計予算から日程第３２、議案第２９２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの１１件を一括議題といたします。

ここで、平成２６年度予算の施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君）　苓北町の平成２６年度の予算編成についてご説明を申し上げます。

編成の中心には、町の基本理念としております「安心して住める町」、「いきいきと暮らせる町」、「ふるさとと呼べる町」を基本的な考えとして、平成２６年度の予算につきましては、次の７点を中心に諸々の施策を展開させていただいております。

１つには防災・減災対策など、危機管理の強化につながる施策。２つ目には経済対策、雇用創出対策につながる施策。３つ目には交流人口の拡大につながる施策。４つ目には、町内産業の支援、育成につながる施策。５つ目には町民の健康づくりにつながる施策。６つ目にはこれからの人材を育てる教育力の向上を図る施策。７つ目には地球温暖化防止対策の強化につながる施策。以上の７項目の施策を中心に、この番号を付けたのは優劣を言っているのではありませんので、整理上１から７まで入れたところでございますのでご理解のほどよろしくお願いします。

町民、企業、行政それぞれが力を発揮できる協働のまちづくりを積極的に推進する予算編成を行いました。また、平成２６年４月１日からの消費税率の引き上げに伴い、経費増額分の公共料金等への添加についても精査を行い、更に平成２６年度は平成２４年度の経済対策事業により創設した苓北町地域の元気基金を有効に活用すべく、町振興計画に計上された町単独事業について現状把握と優先順などの精査を行った上で、予算編成に努めたところでございます。

それでは、施策の中身についてご説明を申し上げます。まず、防災・減災対策など危機管理の強化につながる施策についてでございます。東日本大震災の発生は、被災地のみならず日本全体の社会生活や経済活動に大きな影響を与えると共に、防災対策の見直しと強化、エネルギー施策の転換など新たな問題を提起し続けております。

苓北町におきましては、震災直後から防災計画の見直しを行い、国の緊急防災・減災事業を活用して拠点避難地、避難路の整備、津波避難タワー建設、防災備蓄倉庫の設置など、町民の生命と財産を守るため早急に取り組んでまいったところでございます。平成２６年度は、平成２４年度から引き続き上津深江の拠点整地の整備を行っていきます。志岐の拠点避難地につきましても整備を進めてまいります。本事業の一部は、平成２６年度へ繰り越して実施しますと共に、平成２６年度予算と併せて早期完了に努めてまいります。

また、平成２５年度の経済対策関連事業として、平成２６年度へ繰り越しを行う避難港として防災機能を備えた上津深江港回収事業の他、平成２６年度予算におきましては、町防災行政無線の更新事業、消防車両及びポンプの更新事業など、より一層の防災・減災対策、危機管理体制の強化に努めてまいります。

また、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、各行政区が主体となって組織する自主防災組織の組織率の向上に努めます。

次に、経済対策雇用創出対策につながる施策でございますが、平成２５年度の国の補正予算第１号の経済対策において、本町が実施する事業費総額は約１０億円に上り、又、平成２４年度の経済対策により創設した苓北町地域の元気基金を有効に活用することで１年間を通じて切れ目なく公共工事を実施することを見込んでおります。このことが町内の地場産業の浮揚と雇用の確保につながると考えております。又、町の基幹産業である一次産業の振興策との連携や企業誘致に力を入れることによって、新規雇用の創出につながる施策を展開してまいります。

次に、交流人口の拡大につながる施策でございます。

町の特色ある歴史、自然を生かした交流人口の拡大を図るため、平成２６年度４月に新造船が就航する富岡・茂木航路の利用促進を図ると共に、平成２５年度から繰り越して実施する経済対策関連事業の歴史資料館の整備をはじめとした富岡城関連整備事業、併せて平成２６年度予算において大手門整備事業を実施いたします。又、既存の熊本県富岡ビジターセンターの有効利用と併せ、県内外からの交流人口の拡大を目指してまいります。更に芝生化された坂瀬川グラウンドの有効活用、夕焼けマラソンなどの各種大会の企画・開催により、交流人口の拡大を図ります。

次に、町内産業の支援、育成につながる施策でございます。

苓北町の基幹産業は、農業、林業、漁業からなる一次産業であることから、これをしっかりと下支えし、人材の育成や耕作・栽培などの支援に努めます。

平成２６年度も前年度に引き続き、農業、林業、漁業に対し、各種の補助事業経費を計上し、平成２５年度から繰り越して実施する上津深江港改修事業、併せて平成２６年度の志岐漁港臨港道路整備事業により、町内産業の支援に努めます。

更に、苓北町農協が実施するライスセンターの全面改修や耕作放棄地の有効利用による新たな工作物栽培などの奨励を行うほか、特産品の開発、販路拡大、地産地消の取り組みに支援を行ってまいります。

次に、町民の健康づくりにつながる施策でございます。

健康、それが何をするにおいても一番大切なことでございます。又、町民の一人お一人が健康を維持することによって、医療費や介護関連事業費の抑制につながり、財政の健全化にもつながると考えております。

しかしながら、現在苓北町民の皆さま方の健康度は他市町と比べ余り良いとは言えない状況にあります。これは、継続した運動不足と食事のバランスなどによる生活習慣に大きな問題があると考えております。

平成２６年度は、上記問題の解決に向け、前年度に引き続き各種健診、予防接種、健

康増進のための経費を計上し、健康づくり推進協議会や食生活改善推進員と連携をいたしまして、運動と食生活の改善について強くアピールし、町民の健康づくりの支援に努めてまいります。

更に、本年度は小中学生の虫歯予防対策として、フッ化物洗口に要する経費につきましても計上させていただいております。

次に、これからの人材を育てる教育力の向上を図る施策でございます。

ゆとり教育の弊害として子どもたちの学力低下などが問題視され、それらを打開すべく小学校は平成２３年度から、中学校は平成２４年度から新学習指導要領に基づく教育が始まり、学力については全国的に改善の兆しが見られるようであります。

一方で、教育現場ではいじめや体罰といった問題が深刻度を増しており、既存の教育委員会制度に少なからず限界が見られ始めております。基礎的な学力分野において、全国画一の教育指導方針は必要でありますが、今後はそれぞれの地域のニーズ、そこに住む子どもたちのニーズに合ったきめ細かな教育を実践していくことが何より重要になると思われます。

苓北町におきましても、ご存じのとおり、苓北中学校生徒が問題行動を起こし、生徒指導を要している状況にあります。本問題の根本的な解決に向けて、又、平成２７年の町内中学校統合が安心して迎えられるよう学校、保護者はもちろんのこと、行政、地域一体となって取り組んでいく所存でございます。

又、苓北町におきましては、県内でも先んじて取り組み大きな成果を上げております学校支援地域本部事業を本年度も継続して実施し、地域と学校が一体となって子どもの教育に取り組むほか、町内小中学校の教諭・講師を対象とした苓北町教育論文の募集を行い、教師一人一人の教育向上に取り組み、行政、教育委員会、各学校、地域が知恵を出し合い、これからの未来を背負って立つ人材の育成に何が一番必要なのかを見出すための取り組みを継続して進めてまいります。

最後に地球温暖化防止対策の強化につながる施策でございます。

東日本大震災による原子力発電所の事故は、原子力発電中心でありました日本のエネルギー政策を一変させ、自然エネルギーの推進や省エネルギー機器、設備の開発・設置が全国的に進められております。

本町では、地球にやさしい環境を重視した施策を率先して実行していくという観点から、住宅用の太陽光発電システム導入を対象とした新エネルギー・省エネルギーシステム設置費用補助金を前年度に引き続き計上しております。

又、平成２５年度の経済対策におきまして、志岐小学校屋内運動場に太陽光発電設備の導入を平成２６年度に繰り越して行うこととしており、電気のふるさととして地球温暖化防止対策の更なる推進を図ります。

以上のような施策を進めることとし、平成２６年度の一般会計予算（案）の総額は、５１億１，４００万円となり、前年度当初予算比１３．７％増の予算となりました。

続きまして、書く特別会計予算（案）の主な点についてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計につきましては、医療保険者で実施する特定健康診査・特定健康指導の所要額を計上し、メタボリックシンドロームの予防・改善に向けての保健指導の充実を図ってまいります。

次に、介護保険特別会計につきましては、第５期事業計画３年目に当たり、平成２５年度実績見込みに基づく介護給付費等を計上いたしました。又、介護予防事業に伴う経費も前年度に引き続き計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療費の抑制に努めるために、後期高齢者医療広域連合の事業を受けまして、長寿・健康増進事業の必要経費を計上したところでございます。

次に、水道特別会計につきましては、町道西原向田線排水管布設替工事費ほか都呂々ダム共同管理費負担金、水道施設の一部民間委託経費を計上し、町民のライフラインである安全と安心な上水の安定供給を図ってまいります。

次に、下水道特別会計につきましては、引き続き加入促進に努めると共に、処理場関連の維持管理委託費及び汚泥運搬処分委託費を計上いたしております。

又、平成２５年度の経済対策関連事業として、硫化水素に起因する硫酸によるマンホールの劣化補修について平成２６年度に繰り越して対策を図ります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、処理施設運転管理業務委託費のほか、処理施設等の修繕料などを計上いたしております。

次に、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、引き続き区域内の水質浄化促進のため、個別合併処理浄化槽の設置費５基分などを計上いたしました。

最後の宅地造成事業特別会計につきましては、町が実施する宅地販売促進に関する経費などを計上いたしております。

以上、各特別会計予算の主な点につきましてご説明を申し上げました。終わりになりますが、財政健全化へ向けた取り組みの中で、地方債現在高の圧縮は従来からの課題でございます。毎年度の予算編成において重要な課題の１つであります。平成２６年度一般会計予算（案）における臨時財政対策債を含めた起債借入予定額は、７億９３０万円で、公債費元金償還額５億２，８２１万７，０００円を上回ることとなりました。しかしながら、町民の生命と財産を守るという強い意志のもと実施する防災・減災事業債を活用した拠点避難地整備事業、防災行政無線及び消防車両等の更新は、必要不可欠であると考えております。

又、予算編成全体では、町税の減収や地方交付税の伸び率減少により、一般財源歳入

の総額が著しく減少する中で、社会保障費の自然増をはじめ、老朽化による公共施設の設備更新といった必要不可欠な社会資本整備など、緊急性の高い問題に対応すべく、予算措置を講ずる必要があるため、安易に歳出削減をできない状況であり、難しい予算編成となったところでございます。

一方、平成２５年度の国の経済対策に際し、町が平成２５年度補正予算に計上した事業は本来であれば、通常の交付税措置率の低い起債や基金を多額に充当しなければならない事業が補正予算債とがんばる地域交付金として国の財政措置を伴って実施できる見通しが立ったことは、大きな成果でございました。

平成２６年度予算編成におきまして、歳出では町単独事業の前倒しを含めて苓北町地域の元気基金事業として実施するよう後年度を含めた一般財源の節約に努めましたが、歳入における普通交付税の推計に当たりましたは、不確定な要素が多く、過大な見積もりを避けたことにより、最終的には財政調整基金と減災基金の取り崩しによって財源の調整を行ったところでございます。

予算規模は、前年度に比べ６億１，４４０万２，０００円の増額となりましたが、それぞれの分野で選択と集中を図り、メリハリを効かせた予算編成に心がけたところでございます。

厳しい社会情勢が依然として続くがゆえに、今後も新たな行政課題の発生が十分想定されますが、それらに対し職員が一丸となって対応できる組織づくりを進める一方で、町が早急に取り組むべき課題につきましては、国・県の施策について常に情報を収集し、有益な補助・交付金、起債制度の活用を積極的に行うことで、一般財源の縮減に努めつつ、事業の実施を確実に行ってまいります。

以上のような予算案をご提案いたしますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げまして、所信の表明に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉田　明君）　それでは、まず、議案第２８２号、平成２６年度苓北町一般会計予算から順次、提案についての説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　議案第２８２号、平成２６年度苓北町一般会計予算（案）。

平成２６年度苓北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５１億１，４００万円と定める。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　次に、議案第２８３号、平成２６年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算についての説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議案第２８３号、平成２６年度苓北町坂瀬川財産区特別会

計予算（案）。

平成２６年度苓北町の坂瀬川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，５６２万９，０００円と定める。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　次に、議案第２８４号、平成２６年度苓北町都呂々財産区特別会計予算についての説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議案第２８４号、平成２６年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）。

平成２６年度苓北町の都呂々財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４，２２９万１，０００円と定める。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　次に、議案第２８５号、平成２６年度苓北町国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山﨑敬一君）　議案第２８５号、平成２６年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）。

平成２６年度苓北町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１２億９２万６，０００円としております。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

以上です。

○議長（倉田　明君）　次に、議案第２８６号、平成２６年度苓北町介護保険特別会計予算について説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君）　議案第２８６号、平成２６年度苓北町介護保険特別会計予算（案）。

平成２６年度苓北町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ８億９，７４３万１，０００円と定める。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　次に、議案第２８７号、平成２６年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山﨑敬一君）　議案第２８７号、平成２６年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）。

平成２６年度苓北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１億１，３１８万１，０００円と定める。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　次に、議案第２８８号、平成２６年度苓北町水道特別会計予算について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２８８号、平成２６年度苓北町水道特別会計予算（案)。

平成２６年度苓北町の水道特別会計の予算案は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億７，９９６万７，０００円と定める。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

よろしくお願いします。

○議長（倉田　明君）　次に、議案第２８９号、平成２６年度苓北町下水道特別会計予算について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２８９号、平成２６年度苓北町下水道特別会計予算（案)。

平成２６年度苓北町の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億４，２２４万７，０００円と定める。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

よろしくお願いします。

○議長（倉田　明君）　次に、議案第２９０号、平成２６年度苓北町農業集落排水特別会計予算について、説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２９０号、平成２６年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案)。

平成２６年度苓北町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，７１５万４，０００円と定める。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

よろしくお願いします。

○議長（倉田　明君）　次に、議案第２９１号、平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２９１号、平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案)。

平成２６年度苓北町の特定地域生活排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４，６８１万９，０００円と定める。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

よろしくお願いします。

○議長（倉田　明君）　次に、議案第２９２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算について、説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　議案第２９２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）。

平成26年度苓北町の宅地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，１２９万７，０００円と定める。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

○議長（倉田　明君）　以上で、提案理由の説明が終わりました。ここでお願いいたしますが、これから質疑を行いますが、この後、全議員によりますところの予算審査特別委員会で予算審査を予定しております。よって、議会運営面から全体的なことについての質疑をお願いいたします。

それでは、議案第２８２号、平成２６年度苓北町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１０番錦戸です。この後、特別委員会を設置されるということでございますので、２点だけ資料の提出についてお願いをしたいと思います。

これまでの特別委員会での審議の状況からいろんな資料が用意されると思いますが、１つには苓北町消防団の報酬の関係がありますけども、団員報酬ですね。こういうのは交付税の算定があると思いますが、その交付税に算定されたその額と見合わせて、今の町の苓北町消防団に対する報酬の支払い状況はどうなのかということを知りたいと思いますので、その関連の資料を１つお願いします。

それからもう１つは、各年ごとのＡＣⅡの使用料、実績表を１つお願いします。この２点の資料の提出をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。浜口君。

○２番（浜口雅英君）　この町長が説明された平成２６年度予算編成に関する説明書についてですが、この６ページの上から１２行目にですね、更に苓北中学校において生徒の問題行動がありという記述があります。ここはやはり具体的に苓北中学校という名前を載せなければならないのかどうか。同じページにですね、下から５行目には志岐小学校屋内運動場という、こういう表示の仕方は適切であると思います。何ら異議はありませんが、この荒れた中学校ということで苓北中学校という名前はですね、私は町内の中学校程度に抑えていただきたいと思います。これはいろんな意味でこれは活字となっていろんな場面に出てくる可能性がありますので、そこら辺考慮できますか、できません

か、お尋ねをいたします。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　それは考慮すべきときとできないときとあると思うんです。余りにも学校管理者、当事者意識に欠けてると。そういった意味で町民全体でこれは解決する問題であると、私は判断いたしました。そこの中で、やはりもう具体的にわかってるわけですから町内の皆さん方。だからやはりそういった面では個人の名前を名指しするわけではございません。中学校の混乱の状況をですね、当然学校の校長をはじめ、先生方、そして教育委員会、意識をしっかり持っていただいてこの是正にですね、向けていかなければなりませんし、その子どもたちだって当然混乱させてる要因を作っておりますが、彼らだってやはり将来があるわけです。そういった意味でですね、町民全体でこれは取り組むべき問題であるとそのように思いましたので、ここは中学校３つしかありません。そして統合を控えている問題もありますし、是非苓北中学校の関わられる方はもっと問題意識を持たれながら、そして我々の責任でもありますので、これはあえて実名を挙げさせていただきました。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。

次に、議案第２８３号、平成２６年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２８４号、平成２６年度苓北町都呂々財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２８５号、平成２６年度苓北町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２８６号、平成２６年度苓北町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２８７号、平成２６年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算に対する質

疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２８８号、平成２６年度苓北町水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２８９号、平成２６年度苓北町下水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２９０号、平成２６年度苓北町農業集落排水特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２９１号、平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２９２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

以上で、議案第２８２号、平成２６年度苓北町一般会計予算から、議案第２９２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの全体的な質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第２８２号、平成２６年度苓北町一般会計予算から、議案第２９２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算まで、議長を除く議員１１名で構成する予算審査特別委員会を設置し、１１件の予算案をこれに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、平成２６年度当初予算の１１件については、１１名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定しました。

ここで日程案について説明をいたします。

各予算案の審査は、３月１２日、明日から１４日までの期間で、予算審査特別委員会で行いたいと思います。

お諮りします。３月１２にから１４日にかけては予算審査特別委員会のため、１５日、１６日は休日のため休会とし、又、３月１７日は３常任委員会合同による町内視察調査のため同じく休会とし、本会議は３月１８日、午前９時半から開きます。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって３月１２日から１７日までは休会とし、本会議は３月１８日の午前９時３０分から開会することに決定しました。

執行部におかれましては、予算審査特別委員会での説明員及び書記の派遣、合同視察調査におきましてもそれぞれ対応方をどうぞよろしくお願いをいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。どなた様も大変お疲れ様でございました。

散会　午後３時０６分

平成２６年３月１８日（火）

（第４日目）

平成２６年第２５回苓北町議会定例会会議録（第４日目）

平成２６年第２５回苓北町議会定例会は、平成２６年３月１８日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	野田　謙二	２番	浜口　雅英
３番	山本　政人	４番	大仁田藤男
５番	田嶋　豊昭	６番	野﨑　幸洋
７番	錦戸　俊春	８番	山下　時義
９番	松野　重幸	１０番	錦戸　久幸
１１番	神﨑　公顕（副議長）	１２番	倉田　　明（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	山口仁人	主幹	原田正子

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋章二	副町長	松野　茂
教育長	芦塚博昭	総務課長	田嶋健一
税務住民課長	荒木広之	企画政策課長	岡田晴喜
教育課長	山崎秀典	土木管理課長	益田大介
農林水産課長兼 農委事務局長	吉村文雄	商工観光課長	田尻幹雄
水道環境課長	大田勝彦	福祉保健課長	田尻伸治
健康増進室長	山崎敬一	会計管理者兼 会計課長	福田忠輝

８．議事日程

日程第　１　議案第２８２号　平成２６年度苓北町一般会計予算（委員長報告）

日程第　２　議案第２８３号　平成２６年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）

日程第　３　議案第２８４号　平成２６年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）

日程第　４　議案第２８５号　平成２６年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）

日程第　５　議案第２８６号　平成２６年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）

日程第　６　議案第２８７号　平成２６年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）

日程第　７　議案第２８８号　平成２６年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）

日程第　８　議案第２８９号　平成２６年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）

日程第　９　議案第２９０号　平成２６年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）

日程第１０　議案第２９１号　平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）

日程第１１　議案第２９２号　平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）

日程第１２　同意第１７号　苓北町教育委員会の委員の任命について

日程第１３　発議第１０号　地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例制定について

日程第１４　発議第１１号　苓北町議会議員政治倫理条例を廃止する条例について

日程第１５　報告第４０号　所管事務の報告について

日程第１６　閉会中の継続審査（調査）の件

日程第１７　議員派遣の件

９．議事の顛末

開議　午前９時３０分

○議長（倉田　明君）　お願いがございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、音の出ない設定をお願いいたします。

改めておはようございます。只今の出席議員数は１２名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第　１　議案第２８２号　平成２６年度苓北町一般会計予算（委員長報告）

日程第　２　議案第２８３号　平成２６年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）

日程第　３　議案第２８４号　平成２６年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）

日程第　４　議案第２８５号　平成２６年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）

日程第　５　議案第２８６号　平成２６年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）

日程第　６　議案第２８７号　平成２６年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）

日程第　７　議案第２８８号　平成２６年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）

日程第　８　議案第２８９号　平成２６年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）

日程第　９　議案第２９０号　平成２６年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）

日程第１０　議案第２９１号　平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）

日程第１１　議案第２９２号　平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）

○議長（倉田　明君）　日程第１、議案第２８２号、平成２６年度苓北町一般会計予算から、日程第１１、議案第２９２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの１１件を一括議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に審査を付託しておりました。予算審査特別委員長の報告を求めます。山下予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（山下時義君）　おはようございます。

平成２６年度、３月１４日、苓北町議会議長、倉田　明様。苓北町議会予算審査特別

委員長、山下時義。

苓北町議会予算審査特別委員会報告書。

平成２６年第２５回苓北町議会定例会において付託された平成２６年度苓北町一般会計予算（案）及び各特別会計予算（案）の審査結果について、次のとおり報告いたします。

記、１、審査年月日、平成２６年３月１２日、１３日、１４日の３日間であります。２、審査の場所。第１・第２委員会室。３、出席議員、山下時義委員長・錦戸俊春副委員長・野田謙二・浜口雅英・山本政人・大仁田藤男・田嶋豊昭・野﨑幸洋・松野重幸・錦戸久幸・神﨑公顕の各委員であります。４、委員外出席、倉田議長。５、執行部出席、町長・副町長・教育長・総務・企画政策・税務住民・会計・福祉保健・土木管理・農林水産・水道環境・商工観光・教育の各課長及び健康増進室長であります。６、委員会書記、山口議会事務局長・宮崎総務課課長補佐・汐崎企画政策課長補佐であります。７、審査の過程、平成２６年度苓北町一般会計及び各会計の予算（案）は、３月１１日の本会議に上程され、総括質疑が行われ、その後、本特別委員会が設置され、その審査を付託されました。

本委員会は、執行部の出席を求め、３月１２日から１４日まで委員会を開催し、各会計予算（案）の各費目毎に慎重に審査いたし、報告をいたします。

審査の結果、①議案第２８２号、平成２６年度苓北町一般会計予算（案）、決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。②議案第２８３号、平成２６年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）、決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。③議案第２８４号、平成２６年度都呂々財産区特別会計予算（案）、決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。④議案第２８５号、平成２６年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）、決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。⑤議案第２８６号、平成２６年度苓北町介護保険特別会計予算（案）、決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。⑥議案第２８７号、平成２６年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）、決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。⑦議案第２８８号、平成２６年度苓北町水道特別会計予算（案）、決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。⑧議案第２８９号、平成２６年度苓北町下水道特別会計予算（案）、決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。⑨議案第２９０号、平成２６年度苓北町農業集落排水特別予算（案）、決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。⑩第２９１号、平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）、決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。⑪議案第２９２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）、決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。

少数意見の留保があっております。別紙で報告があります。

１０番、要望事項の提出、別紙のとおり執行部に要望することに決定いたしました。

平成２６年度各会計予算（案）に対し、次のように執行部に要望することに決定いたしました。

１、一般会計、歳入についてはありません。２番、歳出について、長崎天草航路の有効活用に取り組まれたい。昨日も私達議員全員が「きずな２号」に乗船しまして、非常に素晴らしい船であり、乗り心地もようございました。苓北観光汽船の当事者は勿論のこと、執行部、我々町民もこの船を利用し、一般財源からの持ち出しがないように、みんなで努力してこの船の乗客を多くしていきたいというようなことの要望でございます。

次に、地域活性化に向け、イルカウォッチング事業と観光の振興に取り組まれたい。このことについては、西川内漁港のポンツーンが完成し、前に五和町では、イルカウォッチングが観光的に非常に盛んであります。苓北町においても、西川内漁港を中心として、そういう立ち上げがありました場合には、船客待合所等のですね、陸上部の施設等々につきまして、執行部に協力するよう要望することでございます。

次に、町内無線電話の普及に取り組まれたい。これは町の多額な予算を投じて無料電話が開設してあるわけでございますが、なかなかまだご理解をできていない町民の方も沢山おられますので、やはり相手がその電話を設置してもらわなければ、その効果は発揮できません。そこで、いろいろな方法を使って町民にアピールをしてもらいたいというようなことでございます。

それから防災施設では、既存の土地・施設の利活用を含めて検討されたい。このことについては、苓洋高校あるいは坂瀬川、あるいは都呂々中学校が今度、統合によって閉校になるわけでございますが、そういうところも含めてですね、執行部とされては計画をしてくださいというような特別委員会からの要望でございます。

次に、特記事項でございます。中学校の統合に向けて、子ども達が希望を抱いて学べるよう家庭・学校・教育委員会・町が一体となって生徒指導等に取り組まれたいということでございます。

特別委員会では、坂瀬川地域あるいは都呂々地域では、来年の４月からの統合に向けた準備の委員会も立ち上げておられますが、なかなか今の状況では、保護者・生徒、大変心配していらっしゃいます。そういうことがないようにですね、ひとつ大いに頑張ってもらいたいというようなことでございます。

２番目に、特別会計歳入についてなし。歳出についてなし。特記事項はありません。

以上、報告いたします。

○議長（倉田　明君）　次に、本案については、浜口雅英君から会議規則第７６条第２項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。浜口雅英君。

○２番（浜口雅英君）　平成２６年３月１４日、苓北町議会議長、倉田　明様。苓北町議会予算審査特別委員会委員、浜口雅英。賛成者、野﨑幸洋。

少数意見報告書。

平成２６年３月１４日の委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第７６条第２項の規定により報告します。

記、１、議案第２８２号、平成２６年度苓北町一般会計予算（案）。２、意見の要旨、平成２６年度苓北町一般会計予算に計上された１億８，１７０万円の拠点避難地整備工事費については、次の理由で無駄な支出と判断し、その支出に反対である。

①苓北町活性化広場は、国・県の補助金によって整備され、散歩やグラウンドゴルフなどに活用されており、他の利用者からも制限を受けない自由に憩える町内唯一の公園であって、利用する子ども連れなども多いことから、手を付けずに残すべきである。②町有地で用地取得費の必要がないので、サッカー場として整備したいとしていたものを、津波時の二次避難場所（仮設住宅用地）として整備するとの説明を受けたが、広場として整備されており、高さも３５ｍ程度であることから、現状のままでも仮設住宅用地として十分利用可能である。町内に存在する公共用地、施設のこれへの検討を深めることなく、多額の税金を投入しこの事業を進めるべきではない。③将来的には、苓北町サッカー場として整備する計画と説明を受けたが、小中学生のサッカー大会等を開催するには、坂瀬川グラウンド他で十分足りており、町が説明したＪリーグのサッカーチーム合宿等の招致は期待できない。又、１億円近い施設整備費や年間数百万円の維持管理費等、無駄な支出を重ねる必要はない。以上です。

○議長（倉田　明君）　お諮りします。

予算審査特別委員会において全議員で審査を行いましたので、委員長報告並びに少数意見報告書については、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。

これから議案第２８２号、平成２６年度苓北町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。採決は、起立によって行います。

議案第２８２号、平成２６年度苓北町一般会計予算を採決します。委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願いま

す。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。

したがって、議案第２８２号、平成２６年度苓北町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第２８３号、平成２６年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２８３号、平成２６年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算を採決します。委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。

したがって、議案第２８３号、平成２６年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２８４号、平成２６年度都苓北町呂々財産区特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２８４号、平成２６年度苓北町都呂々財産区特別会計予算を採決します。委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。

したがって、議案２８４号、平成２６年度苓北町都呂々財産区特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第２８５号、平成２６年度苓北町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２８５号、平成２６年度苓北町国民健康保険特別会計予算を採決します。委員

長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。

したがって、議案第２８５号、平成２６年度苓北町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２８６号、平成２６年度苓北町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２８６号、平成２６年度苓北町介護保険特別会計予算を採決します。委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。

したがって、議案第２８６号、平成２６年度苓北町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２８７号、平成２６年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２８７号、平成２６年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。

したがって、議案第２８７号、平成２６年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり、可決されました。

これから、議案第２８８号、平成２６年度苓北町水道特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２８８号、平成２６年度苓北町水道特別会計予算を採決します。委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。

したがって、議案第２８８号、平成２６年度苓北町水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２８９号、平成２６年度苓北町下水道特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２８９号、平成２６年度苓北町下水道特別会計予算を採決します。委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。

したがって、議案第２８９号、平成２６年度苓北町下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２９０号、平成２６年度苓北町農業集落排水特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２９０号、平成２６年度苓北町農業集落排水特別会計予算を採決します。委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。

したがって、議案第２９０号、平成２６年度苓北町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２９１号、平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計

予算について、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２９１号、平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算を採決します。委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。

したがって、議案第２９１号、平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２９２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

議案第２９２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算を採決します。委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（倉田　明君）　起立多数です。

したがって、議案第２９２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１２　同意第１７号　苓北町教育委員会の委員の任命について

○議長（倉田　明君）　日程第１２、同意第１７号、苓北町教育委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君）　同意第１７号、苓北町教育委員会の任命について。次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成２６年３月７日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、木山健太郎。提案理由、苓北町教育委員会の委員のうち、１人の委員が平成２６年３月３１日をもって任期満了となるので、後任の委員を任命するためでございます。なお、木山氏の略歴につきましては、次ページに掲載しておりますので、ご参考の上に

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

これから、同意第１７号の教育委員会の委員の任命について同意を求める件を採決します。この採決は、会議規則第８２条の規定によって、無記名投票で行います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。

それでは議場の出入り口を閉めます。お願いします。

（議場　閉鎖）

○議長（倉田　明君）　只今の出席議員数は１１名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、８番山下時義君、９番松野重幸君、１０番錦戸久幸君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。お配りの投票用紙の欄に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙　配付）

○議長（倉田　明君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。いいですか。

（投票箱　点検）

○議長（倉田　明君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と指名を読み上げますので、順番に投票願います。事務局長、お願いいたします。

○事務局長（山口仁人君）　１番、野田謙二議員。２番、浜口雅英議員。３番、山本政人議員。４番、大仁田藤男議員。５番、田嶋豊昭議員。６番、野﨑幸洋議員。７番、錦戸俊春議員。８番、山下時義議員。９番、松野重幸議員。１０番、錦戸久幸議員。１１番、神﨑公顕議員。

○議長（倉田　明君）　投票漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の山下時義君、松野重幸君、錦戸久幸君の開票の立会をお願いします。

（開票）

○議長（倉田　明君）　それでは、同意第１７号の投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票。有効投票のうち、賛成１１票、反対なし。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第１７号、木山健太郎君を教育委員会の委員に任命することについては、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。お願いいたします。

（議場　開鎖）

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程１３　発議第１０号　地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

○議長（倉田　明君）　日程１３、発議第１０号、地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題とします。提案者の説明を求めます。大仁田藤男君。

○４番（大仁田藤男君）　発議第１０号、地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について。

地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。平成２６年３月７日提出。提出者、苓北町議会議員、大仁田藤男。賛成者、苓北町議会議員、野田謙二。賛成者、苓北町議会議員、田嶋豊昭。提出理由、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に伴い、地方自治法の一部が改正され、基本構想の議会の議決及び法的な策定義務がなくなり、基本構想の策定及び議会の議決を得るかどうかの判断が、各市町村に委ねられることとなったため、議会の議決すべき事項として定める必要があるためでございます。

次のページをお願いします。地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（案）。

趣旨、第１条、この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条２項の規定により、議会の議決すべき事件に関し、必要な事項を定めるものとする。議決事件、第２条、議会の議決すべき事件は、苓北町における総合的且つ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更、廃止に関することとする。附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上、よろしくご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（倉田　明君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

発議第１０号を採決します。お諮りします。本案については可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第１０号、地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１４　発議第１１号　苓北町議会議員政治倫理条例を廃止する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１４、発議第１１号、苓北町議会議員政治倫理条例を廃止する条例についてを議題とします。提案者の説明を求めます。大仁田藤男君。

○４番（大仁田藤男君）　発議第１１号、苓北町議会議員政治倫理条例を廃止する条例について。

苓北町議会議員政治倫理条例を、別紙のとおり廃止することとする。平成２６年３月１８日提出。提出者、苓北町議会議員、大仁田藤男。賛成者、苓北町議会議員、野田謙二。賛成者、苓北町議会議員、田嶋豊昭。

提出理由でございます。新たに議会議員等を対象とした苓北町政治倫理条例が制定されたためでございます。

次のページお願いします。平成２６年苓北町条例。苓北町議会議員政治倫理条例を廃止する条例（案）。

苓北町議会議員政治倫理条例（平成６年１１月２８日条例第３２号）は廃止する。附則、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（倉田　明君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。

発議第１１号を採決します。お諮りします。本案については、可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第１１号、苓北町議会議員政治倫理条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１５　報告第４０号　所管事務の報告について

○議長（倉田　明君）　日程第１５、報告第４０号、所管事務の調査結果報告についてを議題とします。

総務常任委員長他、三常任委員会合同視察調査報告書の提出があっておりますので、お手元に配付しております。報告を求めます。大仁田藤男合同委員長。

○合同委員長（大仁田藤男君）　報告第４０号、所管事務の調査結果報告について。平成２６年３月１７日、苓北町議会議長、倉田　明様。総務常任委員会委員長、大仁田藤男。町民福祉常任委員会委員長、野田謙二。建設経済常任委員会委員長、田嶋豊昭。

三常任委員会合同調査報告。

三常任委員会は、合同で所管事務の調査研究を行ったので、会議規則第７７条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、１、事件調査名、町内各工事現場及び施設等の視察調査。２、調査の経過、（１）調査期日、平成２６年３月１７日月曜日。（２）調査場所、別紙のとおり。（３）出席委員、大仁田藤男委員長、野﨑幸洋副委員長、山下時義委員、松野重幸委員、野田謙二委員長、錦戸俊春副委員長、倉田明委員、錦戸久幸委員、田嶋豊昭委員長、浜口雅英副委員長、神﨑公顕委員、山本政人委員。（４）執行部出席、総務課、田嶋課長、尾脇補佐。農林水産課、吉村課長、龍岡補佐、荒木補佐、宮崎主任主事。土木管理課、益田課長、坂元補佐、川瀬補佐、武林主幹、山本参事。商工観光課、田尻課長、立山補佐。教育委員会、山崎課長、野田補佐、宮崎主幹、住田主事。水道環境課、大田課長、錦戸補佐。（５）委員会書記、山口議会事務局長。（６）調査の内容、町内事業実施済の工事現場、整備予定箇所等について視察調査を実施いたしました。３、視察調査の結果の概要、各意見要望は別紙のとおりでございます。

調査場所及び結果の概要の一覧について説明します。１番の西川内漁港浮体式係船岸設置工事から、平成２５年都呂々港湾改修工事について調査した結果、特記事項ありません。

その他の要望事項について一つ、町道については、道路改良及び舗装改修等、地元の要望に沿って取り組まれたい。２、県道について、早期の道路改良工事完成に向けて、引き続き県に要望されたい。

補足説明を行います。今回は２５件と多数の案件の現場視察を行いました。それぞれの現場では、担当者の説明を受け、予定どおりのスケジュールで終了することができました。笹尾浄水場や都呂々港改修工事等の大規模改修工事から、町内各地の道路舗装工事まで完成した工事については、よく整備がなされておりました。今後は、完成した設備につきまして、先程検査予算審査委員会の要望でもありましたように、西川内漁港のポンツーンや「きずなⅡ」などについては、関係者の理解を得て、観光振興等にも活躍していただきたいと思います。継続実施の志岐漁港臨港道路整備事業や今後計画中の志岐拠点避難地、富岡城周辺整備事業については、町民の要望を取り入れて進めていただきたい。

以上、報告いたします。

○議長（倉田　明君）　これで、所管事務の調査結果報告についてを終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１６　閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（倉田　明君）　日程第１６、閉会中の継続審査（調査）の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会広報委員長から、会議規則第７５条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出があっております。又、３月７日に決議しました歴史資料館等検討特別委員会についても、継続審査（調査）としたいと思います。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、又は歴史資料館等検討特別委員会についても、閉会中の継続審査調査等することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出、又、歴史資料館等検討特別委員会については、閉会中の継続審査調査等することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１７　議員派遣の件

○議長（倉田　明君）　日程第１７、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成２６年第２５回苓北町議会定例会を閉会します。どなた様も大変お疲れ様でございました。

閉会　午前１０時２２分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成　　年　　月　　日

苓北町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員